障害者福祉のあんない

2023 年度版

1 相　談 …… P 8
2 手　帳 …… P20
3 障害福祉サービス等 P22
4 日常生活用具・補装具・在宅サービス等 P28
5 医　療 …… P44
6 手　当 …… P48
7 年　金 …… P51
8 難　病 …… P53
9 住　宅 …… P55
10 自動車 …… P59
11 講習会 …… P64
12 就　労 …… P66
13 税　金 …… P70
14 教　育 …… P73
15 選　挙 …… P74
16 公共料金 …… P76
17 ボランティア …… P82
18 施設等 …… P83

○内容は簡単に説明してあります。
　詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

○内容は原則２０２３年４月１日現在で作成しています。
　内容が変わることがありますのでご了承ください。

千　葉　市

各ページ下の四角いコードは「音声コード」といいます。
専用の読み上げ装置やスマートフォンアプリなどで読み取ると
この冊子の掲載内容を音声で聞くことができます。

障害者に関するマーク①

名称	概要等
【障害者のための国際シンボルマーク】	障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。 ※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。 **問合せ先** **公益財団法人　日本障害者リハビリテーション協会** **http://www.jsrpd.jp/** **TEL：03-5273-0601　　FAX：03-5273-1523**
【身体障害者標識】	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示は、努力義務となっています。 **問合せ先** **警察庁交通局交通企画課** **警察庁 TEL：03-3581-0141（代表）**
【聴覚障害者標識】	聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。 **問合せ先** **警察庁交通局交通企画課** **警察庁 TEL：03-3581-0141（代表）**
【盲人のための国際シンボルマーク】	世界盲人会連合で１９８４年に制定された盲人のための世界共通のマークです。 視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。 **問合せ先** **社会福祉法人　日本盲人福祉委員会** **http://ncwbj.or.jp/** **TEL：03-5291-7885**
【耳マーク】	聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです **問合せ先** **一般社団法人　全日本難聴者・中途失聴者団体連合会** **http://www.zennancho.or.jp/** **TEL：03-3225-5600　　FAX：03-3354-0046**

これらのマークを見かけたら、ご理解とご協力をお願いします。

※巻末にも障害者に関するマークの紹介がありますので、ご覧ください。

目　　次

障害程度別該当事業一覧……2

1　相談 ……8
2　手帳 ……20
3　障害福祉サービス等 ……22
4　日常生活用具・補装具・在宅サービス等 …28
5　医療 ……44
6　手当 ……48
7　年金 ……51
8　難病 ……53
9　住宅 ……55
10 自動車 ……59
11 講習会 ……64
12 就労 ……66
13 税金 ……70
14 教育 ……73
15 選挙 ……74
16 公共料金 ……76
17 ボランティア ……82
18 施設等 ……83

・身体障害者障害程度等級表 ……104
・療育手帳障害程度基準表、
　精神保健福祉手帳障害程度等級表 ……106
・障害福祉サービスの対象となる
　　難病等の対象疾病一覧 ……108
・福祉団体 ……110
・障害者の窓口 ……112
・地域による避難行動要支援者
　　支援体制構築の紹介 ……114
・家具転倒防止対策事業 ……115
・千葉市家具転倒防止対策事業
　　取付事業者一覧 ……116

この「障害者福祉のあんない」に記載している各種サービスにつきましては、各区保健福祉センター高齢障害支援課が窓口となり手続きができるものと、利用料金や税金等の減免制度の紹介として記載しているものがあります。各種サービスのご利用やご質問については、各サービスの担当窓口へお問い合わせ、もしくはご相談ください。各事業の必要書類等の他にマイナンバー関係書類の提出が必要になる場合があります。詳しくは各申請窓口にお問い合わせください。

介護保険が優先するサービスについて

障害者等の福祉サービスと介護保険とで共通するサービスは、原則として、介護保険が優先になります。

■介護保険の対象者

身体障害者手帳をお持ちで、下記のいずれかに該当して要介護等の認定を受けた方は、介護保険サービスの対象者となります。

・６５歳以上で要介護等の状態にある方
・４０歳以上６５歳未満で特定疾病により要介護等の状態となった方

介護保険の対象となった方は、介護保険サービスから利用していただくことになります。
詳しくは、各区保健福祉センター高齢障害支援課介護保険室（電話・FAX　9頁参照）へお問い合わせください。

音声コードに関するお知らせ

このあんないに掲載している「音声コード」は、専用の読み上げ装置やスマートフォンアプリなどで読み取ると、音声で掲載内容を聞くことができます。

なお、「障害程度別該当事業一覧（２～７頁）」、「身体障害者障害程度等級表（１０４～１０５頁）」、「障害福祉サービスの対象となる難病等の対象疾病一覧（１０８～１０９頁）」は、冊子作成上切り込みはありますが、書式などの理由から音声コードはついていませんので、ご了承ください。

また、音声コード化できる文字量には限界があり、掲載文字量の多いページは、音声コードの読み上げを前後のページに割り振っていますので、実際の紙面掲載上のページと異なる場合があります。あわせてご了承ください。

障害程度別該当事業一覧

※○印はおおむね全部が対象、△印は一部が対象となります。なお、事業によって年齢・所得・等級（程度）等により制限がある場合や障害の状況により○△印がなくても対象となる場合がありますので、詳しくは各担当窓口にお問い合わせください。
※難病の方が対象となるサービスの詳細については、各担当窓口にお問い合わせください。

制度 ＼ 障害の区別	等級・程度	4　日常生活用具・補装具・在宅サービス等																				
		日常生活用具費の支給	補装具費の支給	おむつ給付	補助犬給付	福祉カーの貸出	福祉バスの運行	住民票の写し・戸籍関係証明等宅配サービス	視覚障害者用ごみ指定袋配布	粗大ごみの運び出し収集	寝具乾燥サービス	訪問理美容サービス	障害者家具転倒防止対策	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成	在宅巡回機能回復訓練	福祉電話の貸与	点字図書費支給	自宅配本サービス	郵送貸出サービス	対面音訳サービス	メール119・NET119緊急通報システム	ちばし安全・安心メール／電話・FAXによる災害時緊急情報配信サービス	防災行政無線のテレホンサービス／消防情報メール
本文ページ		28	33	33	33	34	34	34	34	35	35	35	35	36	36	36	37	37	37	37	37	38	39
身体障害者手帳	視覚障害 1	△	△		○		○		○	粗大ごみを排出場所まで運び出すことが困難で、身近な方の協力が得られない世帯			金具を取り付けることが困難な重度の障害者のみの世帯	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児童の方		○	○	○	○	○		パソコン、携帯電話等で、電子メールの受信が可能な方／電話がかけられる方	パソコン、携帯電話等で、電子メールの受信が可能な方／電話がかけられる方
	2	△	△				○		○							○	○	○	○	○			
	3	△	△				○		○								○	△	○	○			
	4	△	△				○		○								○	△	○	○			
	5・6	△	△				○		○								○	△	○	○			
	聴覚・平衡機能障害 2	△	△		○		○									○					○		
	3	△	△				○									△					○		
	4	△	△				○														○		
	5・6	△	△				○														○		
	音声・言語 3	△					○									△					○		
	4	△					○														○		
	肢体不自由 1	△	△	△	○	○	○	○			△	△			○	○		○					
	2	△	△	△	○	○	○	○			△	△			○	○		○					
	3	△	△				○	△							○			△					
	4	△	△				○								○			△					
	5・6	△	△				○								○			△					
	内部障害 1	△	△				○									△		○					
	2・3	△	△				○											△					
	4	△	△				○											△					
療育手帳	Ⓐ	△		△		○	○	△															
	Aの1	△		△		○	○	△															
	Aの2	△		△		○	○	△															
	Bの1			△			○	△															
	Bの2			△			○	△															
精神障害者保健福祉手帳	1	△					○																
	2	△					○																
	3	△					○																
所得制限		あり	あり	あり	あり									あり		あり	あり						
本文ページ		28	33	33	33	34	34	34	34	35	35	35	35	36	36	36	37	37	37	37	37	38	39

4　日常生活用具・補装具・在宅サービス																				制度	
その他のサービス																身体障害者スポーツ大会	ゆうあいピック	精神卓球	精神障害者ソフトバレーボール大会	障害の区別 等級・程度	
ボランティア活動支援	心のふれあいフェスティバル	精神障害者の明るいくらし促進事業	デイケアクラブ	盲婦人家庭生活訓練	生活訓練（盲婦人・盲青年・中途失明者）	視覚障害者自立生活訓練	点字図書・声の図書	点字市政だより	声の市政だより	市議会だより点字版・録音版	点字情報ネットワーク	手話通訳者の派遣	要約筆記者等の派遣	盲ろう者向け通訳・介助員の派遣	ろうあ者社会生活教室						
40	40	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	42	42	42	43	本文ページ	
				○	○	○	○	○	○	○	○			重度の盲ろう者の方		○				1	視覚障害 / 身体障害者手帳
				○	○	○	○	○	○	○	○					○				2	
				○	○	○	○		○	○						○				3	
				○	○	○	○		○	○						○				4	
				○	○	○	○		○	○						○				5･6	
												○	○		○	○				2	聴覚・平衡機能障害
												○	○		○	○				3	
												○	○		○	○				4	
												○	○		○	○				5･6	
												○	○		○	○				3	音声・言語
												○	○		○	○				4	
																○				1	肢体不自由
																○				2	
																○				3	
																○				4	
																○				5･6	
																△				1	内部障害
																△				2･3	
																△				4	
○																	○			Ⓐ	療育手帳
○																	○			Aの1	
○																	○			Aの2	
○																	○			Bの1	
○																	○			Bの2	
	○	○	○															○	○	1	精神障害者保健福祉手帳
	○	○	○															○	○	2	
	○	○	○															○	○	3	
																				所得制限	
40	40	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	42	42	42	43	本文ページ	

※○印はおおむね全部が対象、△印は一部が対象となります。なお、事業によって年齢・所得・等級（程度）等により制限がある場合や障害の状況により○△印がなくても対象となる場合がありますので、詳しくは各担当窓口にお問い合わせください。
※難病の方が対象となるサービスの詳細については、各担当窓口にお問い合わせください。

制度 ＼ 障害の区別	等級・程度		5 医療							6 手当						7 年金	
										20歳未満			20歳以上		その他		
			自立支援医療（更生医療・育成医療）	自立支援医療（精神通院医療）	精神障害者入院医療費助成	心身障害者（児）医療費助成	心身障害者（児）の歯科診療	インフルエンザ予防接種	高齢者肺炎球菌予防接種	特別児童扶養手当	障害児福祉手当	市福祉手当（児）	特別障害者手当	市福祉手当（者）	児童扶養手当	各種障害年金	心身障害者扶養共済
本文ページ			44	44	44	45	47	47	47	48	48	48	49	49	50	51	52
身体障害者手帳	視覚障害	1	△			○	○			○	○	○	△	○	○	○	○
		2	△			○	○			○	△	○	△		△	○	○
		3	△				○			○						△	○
		4	△				○									△	
		5・6	△				○									△	
	聴覚・平衡機能障害	2	△			○	○			○	△	○	△		○	○	○
		3	△				○			○						○	○
		4	△				○									△	
		5・6	△				○									△	
	音声・言語	3	△				○			○						○	○
		4	△				○									△	
	肢体不自由	1	△			○	○			○	○	○	△	○	○	○	○
		2	△			○	○			○	△	○	△		△	○	○
		3	△				○			○					△	○	○
		4	△				○			△						△	
		5・6	△				○									△	
	内部障害	1	△			○	○	△	△	△	△	○	△	○	△	△	○
		2・3	△			○	○			△					△	△	○
		4	△				○									△	
療育手帳		Ⓐ				○	○			○	○	○	△	○	△	△	○
		Aの1				○	○			○		○	△	○	△	△	○
		Aの2				○	○			○		○		○	△	△	○
		Bの1				○	○			△		○		○	△	△	○
		Bの2					○			△					△	△	○
精神障害者保健福祉手帳		1		○	○	○				△	△	○		○	△	△	○
		2		○	○					△	△				△	△	○
		3		○	○										△	△	△
所得制限			あり	あり	あり	あり				あり	あり		あり		あり	あり	
本文ページ			44	44	44	45	47	47	47	48	48	48	49	49	50	51	52

9住宅					10自動車								12就労						制度 / 障害の区別 等級・程度		
住宅改造費助成	住宅改造相談	グループホーム等家賃助成	公営住宅	UR賃貸住宅（旧公団住宅）	自動車燃料費助成	福祉タクシー利用券	駐車禁止除外標章	高齢運転者等専用駐車区間制度	通所施設通所交通費助成	運転適性検査	自動車運転免許取得助成	自動車改造費助成	求職登録	職場適応訓練	障害者高等技術専門校	国立職業リハビリテーションセンター	職親委託	生活福祉資金の貸付			
55	55	56	57	58	59	60	61	61	62	62	63	63	67	68	68	68	68	69	本文ページ		
△	○	△	○	○	○	○	○		○	自動車運転適性検査を希望する身体障害者手帳所持者			○	○	○	○		○	1	視覚障害	身体障害者手帳
△	○	△	○	○	○	○	○		○				○	○	○	○		○	2		
	○	△	○	○			○		○				○	○	○	○		○	3		
	○	△	○	○			△		○				○	○	○	○		○	4		
	○	△	○						○				○	○	○	○		○	5・6		
△	○	△	○	○	○	○	○	△	○		○		○	○	○	○		○	2	聴覚・平衡機能障害	
	○	△	○	○			○	△	○		○		○	○	○	○		○	3		
	○	△	○	○				△	○		○		○	○	○	○		○	4		
	○	△	○					△	○		○		○	○	○	○		○	5・6		
	○	△	○	○					○		○		○	○	○	○		○	3	音声・言語	
	○	△	○	○					○		○		○	○	○	○		○	4		
△	○	△	○	○	○	○	○	△	○		○	○	○	○	○	○		○	1	肢体不自由	
△	○	△	○	○	○	○	○	△	○		○	○	○	○	○	○		○	2		
	○	△	○	○			△	△	○		○		○	○	○	○		○	3		
	○	△	○	○			△	△	○		○		○	○	○	○		○	4		
	○	△	○					△	○		○		○	○	○	○		○	5・6		
△	○	△	○	○	○	○	○		○		○		○	○	○	○		○	1	内部障害	
△	○	△	○	○	△	△	○		○		○		○	○	○	○		○	2・3		
	○	△	○	○					○		○		○	○	○	○		○	4		
△	○	△	○	○	○	○	○		○				○	○	○	○	○	○	Ⓐ	療育手帳	
△	○	△	○	○	○	○	○		○				○	○	○	○	○	○	Aの1		
△	○	△	○	○	○	○	○		○				○	○	○	○	○	○	Aの2		
	○	△	△						○				○	○	○	○	○	○	Bの1		
	○	△	△						○				○	○	○	○	○	○	Bの2		
	○	△	○	△	○	○	○		○				○	○	○	○		○	1	精神障害者保健福祉手帳	
	○	△	○						○				○	○	○	○		○	2		
	○	△	△						○				○	○	○	○		○	3		
あり		あり		あり	あり	あり						あり							所得制限		
55	55	56	57	58	59	60	61	61	62	62	63	63	67	68	68	68	68	69	本文ページ		

※○印はおおむね全部が対象、△印は一部が対象となります。なお、事業によって年齢・所得・等級（程度）等により制限がある場合や障害の状況により○△印がなくても対象となる場合がありますので、詳しくは各担当窓口にお問い合わせください。
※難病の方が対象となるサービスの詳細については、各担当窓口にお問い合わせください。

障害の区別	等級・程度 ＼ 制度		13税金					14教育		15選挙					16公共料金							
			所得税・住民税の所得控除等	個人事業税	相続税	贈与税	自動車税・自動車取得税等の減免	千葉市養護教育センター	特別支援学校・特別支援学級	郵便等による不在者投票	代理記載制度	投票所での代理投票	投票所での点字投票	選挙の候補者情報（選挙のお知らせ）	JR旅客運賃の割引	私鉄旅客運賃の割引	タクシー運賃の割引	バス運賃の割引	千葉モノレール運賃の割引	国内航空運賃の割引	有料道路通行料金の割引	市営駐輪場・駐車場利用料の免除
本文ページ			70	71	71	71	72	73	73	74	74	75	75	75	76	76	76	77	77	78	78	79
身体障害者手帳	視覚障害	1	○	○	○	○	○	○	○		△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		2	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		3	○	△	○		○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		4	○		○		△	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
		5･6	○		○			○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	聴覚・平衡機能障害	2	○		○	○	○	○	○						○	○	○	○	○	○	○	○
		3	○		○		○	○	○						○	○	○	○	○	○	○	○
		4	○		○			○	○						○	○	○	○	○	○	△	○
		5･6	○		○			○	○						○	○	○	○	○	○	△	○
	音声・言語	3	○		○		△	○	○						○	○	○	○	○	○	△	○
		4	○		○			○	○						○	○	○	○	○	○	△	○
	肢体不自由	1	○		○	○	○	○	○	△	△	△			○	○	○	○	○	○	○	○
		2	○		○	○	○	○	○	△		△			○	○	○	○	○	○	△	○
		3	○		○		△	○	○			△			○	○	○	○	○	○	△	○
		4	○		○		△	○	○			△			○	○	○	○	○	○	△	○
		5･6	○		○		△	○	○			△			○	○	○	○	○	○	△	○
	内部障害	1	○		○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○
		2･3	○		○	△	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○
		4	○		○		△	○	○						○	○	○	○	○	○	△	○
療育手帳		Ⓐ	○		○	○	○	○	○			△			○	○	○	○	○	○	○	○
		Aの1	○		○	○	○	○	○			△			○	○	○	○	○	○	○	○
		Aの2	○		○	○	△	○	○			△			○	○	○	○	○	○	○	○
		Bの1	○		○			○	○			△			○	○	○	○	○	○		○
		Bの2	○		○			○	○			△			○	○	○	○	○	○		○
精神障害者保健福祉手帳		1	○		○	○	△	△	○			△						△	○			○
		2	○		○			△	○			△						△	○			○
		3	○		○			△	○			△						△	○			○
所得制限																						
本文ページ			70	71	71	71	72	73	73	74	74	75	75	75	76	76	76	77	77	78	78	79

16公共料金								18施設等										制度		障害の区別 等級・程度
NHK放送受信料の免除	NTT電話番号案内料金の免除	携帯電話料金の割引	ニュー福祉定期貯金	水道料金の一部免除	下水道使用料の一部免除	農業集落排水処理施設使用料の一部免除	有料施設使用料の免除	障害福祉サービス事業所	障害者支援施設	障害児入所施設	障害児通所支援	地域活動支援センター	知的障害者生活ホーム	福祉ホーム	グループホーム	心身障害者ワークホーム	精神障害者共同作業所			
79	80	80	80	80	81	81	81	83	92	92	93	100	101	102	102	102	102	本文ページ		
△	○	○	△	○	○	○	○	○	○	知的障害児、肢体不自由児または重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童	○	○		○	○	○		1	視覚障害	身体障害者手帳
△	○	○	△	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○		2		
△	○	○	△				○	○	○		○	○		○	○	○		3		
△	○	○	△				○	○	○		○	○		○	○	○		4		
△	○	○	△				○	○	○		○	○		○	○	○		5・6		
△		○	△	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○		2	聴覚・平衡機能障害	
△		○	△				○	○	○		○	○		○	○	○		3		
△		○	△				○	○	○		○	○		○	○	○		4		
△		○	△				○	○	○		○	○		○	○	○		5・6		
△		○	△				○	○	○		○	○		○	○	○		3	音声・言語	
△		○	△				○	○	○		○	○		○	○	○		4		
△	△	○	△	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○		1	肢体不自由	
△	△	○	△	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○		2		
△		○	△				○	○	○		○	○		○	○	○		3		
△		○	△				○	○	○		○	○		○	○	○		4		
△		○	△				○	○	○		○	○		○	○	○		5・6		
△		○	△	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○		1	内部障害	
△		○	△	△	△	△	○	○	○		○	○		○	○	○		2・3		
△		○	△				○	○	○		○	○		○	○	○		4		
△	○	○	△	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		Ⓐ	療育手帳	
△	○	○	△	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		Aの1		
△	○	○	△	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		Aの2		
△	○	○	△				○	○	○		○	○	○	○	○	○		Bの1		
△	○	○	△				○	○	○		○	○	○	○	○	○		Bの2		
△	○	○	△	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○	1	精神障害者保健福祉手帳	
△	○	○	△				○	○	○		○	○		○	○		○	2		
△	○	○	△				○	○	○		○	○		○	○		○	3		
あり				あり	あり	あり												所得制限		
79	80	80	80	80	81	81	81	83	92	92	93	100	101	102	102	102	102	本文ページ		

1 相　談

保健福祉センター高齢障害支援課

身体障害者（児）・知的障害者（児）の各福祉法の援助、身体障害者手帳・療育手帳の受付、障害者総合支援法の支給決定、各種給付（手当・医療費助成）等に関する相談等を行っています。

区	所　在　地	電　話	ＦＡＸ	手話通訳者専用ＦＡＸ
中央区	〒260-8511 中央区中央４－５－１ Qiball（きぼーる）13 階	043-221-2152 ・2153	043-221-2602	043-221-7675
花見川区	〒262-8510 花見川区瑞穂１－１ 花見川保健福祉センター１階	043-275-6462 ・6466	043-275-6317	043-271-1105
稲毛区	〒263-8550 稲毛区穴川４－１２－４ 稲毛保健福祉センター１階	043-284-6140	043-284-6193	043-284-6193
若葉区	〒264-8550 若葉区貝塚２－１９－１ 若葉保健福祉センター１階	043-233-8154 ・8155	043-233-8251	043-233-8835
緑区	〒266-8550 緑区鎌取町２２６－１ 緑保健福祉センター１階	043-292-8150	043-292-8276	043-292-4770
美浜区	〒261-8581 美浜区真砂５－１５－２ 美浜保健福祉センター１階	043-270-3154 ・3155	043-270-3281	043-279-3333

手話通訳者の設置　各保健福祉センター・障害者自立支援課に配置しています。

◆配 置 時 間　９：００～１７：００（緑区：木曜日のみ 9:00 ～ 16:00）
※ 下記の曜日は、９：００～１１：００（若葉区は 13:00 ～ 15:00、緑区は 9:00 ～ 12:00）
中央区：木曜日　花見川区：木曜日　稲毛区：火曜日
若葉区：火曜日　緑　区：水曜日　美浜区：木曜日　障害者自立支援課：水曜日

保健福祉センター健康課

地域の住民を対象に保健師が結核・難病・精神・低体重児・乳幼児・高齢者等の家庭訪問等を行っています。精神保健福祉に関する相談・訪問指導、自立支援医療（精神通院医療）の申請受付等も行っています。

区	所　在　地	電　話	ＦＡＸ
中央区	〒 260-8511 中央区中央４－５－１ Qiball（きぼーる）１３階	043-221-2583	043-221-2590
花見川区	〒 262-8510 花見川区瑞穂１－１ 花見川保健福祉センター１階	043-275-6297	043-275-6298
稲毛区	〒 263-8550 稲毛区穴川４－１２－４ 稲毛保健福祉センター１階	043-284-6495	043-284-6496
若葉区	〒 264-8550 若葉区貝塚２－１９－１ 若葉保健福祉センター１階	043-233-8715	043-233-8198
緑区	〒 266-8550 緑区鎌取町２２６－１ 緑保健福祉センター１階	043-292-5066	043-292-1804
美浜区	〒 261-8581 美浜区真砂５－１５－２ 美浜保健福祉センター１階	043-270-2287	043-270-2065

開所時間（各区共通）月曜日～金曜日　8：30 ～ 17：30（祝日及び年末年始は除く）

相談支援事業

地域で生活する障害者等からの様々な相談に応じ支援します。

千葉市障害者基幹相談支援センター

■対象者　障害のある方及びそのご家族、地域の方、関係機関
※年齢や障害種別、障害の診断の有無は問いません。
医療的ケアの必要な方への相談にも応じています。

■内　容　障害のある方が住みなれた地域でその人らしく暮らしていくために、日常生活や社会参加などに関するさまざまなご相談をお受けいたします。また、地域の方や関係機関と連携し、障害のある方を地域全体で支える地域づくりに取り組みます。

■開所時間　月曜日～土曜日　午前９時～午後５時まで（日曜日、祝日、年末年始を除く）
※緊急の場合は、開所時間外でも電話に応じます。

■相談方法　電話、ＦＡＸ、Ｅメール、来所、訪問などご希望にあわせてご相談に応じます。お住まいの区の障害者基幹相談支援センターへご相談ください。

■窓　口

中央区障害者基幹相談支援センター 所在地：〒 260-0855　千葉市中央区市場町 2-15-201 電　話：電話：043-445-7733　FAX：043-445-7785 E メール：chuo-kikan@cckikan.or.jp	**花見川区障害者基幹相談支援センター** 所在地：〒 262-0018　千葉市花見川区畑町 591-17 電　話：043-239-6427　FAX：043-239-6428 E メール：hanamigawa-kikan@seishinkai.or.jp
稲毛区障害者基幹相談支援センター 所在地：〒 269-0015　千葉市稲毛区作草部 2-4-6 電　話：043-254-0671　FAX：043-290-6530 E メール：inage-kikan@houjin-chibacity-ikuseikai.jp	**若葉区障害者基幹相談支援センター** 所在地：〒 264-0016　千葉市若葉区大宮町 2112-8 電　話：043-312-2853　FAX：043-265-5405 E メール：wakaba-kikan@wakabaizuminosato.or.jp
緑区障害者基幹相談支援センター 所在地：〒 266-0031　千葉市緑区おゆみ野 4-22-6 初芝第 5 ビル 101 電　話：043-312-4891　FAX：043-312-4892 E メール：midori-kikan@mirai-kobo.or.jp	**美浜区障害者基幹相談支援センター** 所在地：〒 261-0011　千葉市美浜区真砂 2-3-1 電　話：043-304-5454　FAX：043-304-6322 E メール：mihama-kikan@shunyoukai.or.jp

保健福祉総合相談（電話相談）

保健や福祉に関する電話相談を受け、内容に応じ関係各課等に引継ぎをするなど、利用者のニーズに対応した保健福祉サービスの利用をサポートします。

受付時間　月～金曜日　９：００～１７：００（祝日・年末年始を除く）
電　　話　０４３－２４５－５７２０　ＦＡＸ　０４３－２４５－５６２０
電子メール　fukushi-soudan@city.chiba.lg.jp

保健福祉センター高齢障害支援課介護保険室

介護保険被保険者の資格管理、要介護認定、保険料の賦課・徴収、保険給付等を行っています。

区	電　話	ＦＡＸ	区	電　話	ＦＡＸ
中　央　区	043-221-2198	043-221-2602	若　葉　区	043-233-8264	043-233-8251
花見川区	043-275-6401	043-275-6317	緑　　区	043-292-9491	043-292-8276
稲　毛　区	043-284-6242	043-284-6193	美　浜　区	043-270-4073	043-270-3281

千葉市障害者相談センター

満１８歳以上の身体障害者・知的障害者を対象に、医師や各種専門職員が医学的・心理学的判定や相談・指導を行っています。

所　在　地	電　話	ＦＡＸ
〒 260-0844 中央区千葉寺町１２０８－２ 千葉市ハーモニープラザ１階	043-209-8823	043-209-8826

千葉市児童相談所

身体障害児・知的障害児について、医師や各種専門職員が相談に応じ判定・指導を行っています。

※ 障害児入所施設の利用に係る障害児入所給付費の支給決定や措置を行います。

※ 療育手帳判定等の業務は、お住まいの区に関わらず千葉市西部児童相談所が担当します。

区	名　称	所在地	電　話	ＦＡＸ
中央区 若葉区 緑区	千葉市東部児童相談所	〒 261-0003 美浜区高浜３－２－３	043-277-8820	043-278-4371
花見川区 稲毛区 美浜区	千葉市西部児童相談所		043-277-8821	

千葉市療育センター

療　育　相　談　所	身体障害児・知的障害児の相談、医師による診断・検査・判定・指導・訓練を行っています。（電話受付時間　９：００～１７：１５）	
所　在　地	電　話	ＦＡＸ
〒 261-0003 美浜区高浜４－８－３	043-216-2401	043-277-0220

身体障害者福祉センターＢ型（ふれあいの家）	身体障害者の相談・機能訓練・講習会（６４頁参照）等を行っています。	
所　在　地	電　話	ＦＡＸ
〒 261-0003 美浜区高浜３－３－１	043-216-5130	043-277-0291

千葉県医療的ケア児等支援センター　ぽらりす

医療的ケアの必要な方や重症心身障害の方に対する包括的な相談援助や、これから医療的ケアを実施したい事業者等に対する研修の実施、地域の支援体制作りのバックアップなどを行っています。

所　在　地	開所時間	電　話	E-mail
緑区誉田町１－４５－２ 千葉県千葉リハビリテーション センター内	9：00 ～ 17：00	043-291-1831	polaris@chiba-reha.jp
【インターネットからの相談】ＵＲＬ：https://www.chiba-reha.jp/nursing/ikeajicenter/			

千葉市障害者福祉センター

障害者の相談・機能訓練・社会適応訓練・スポーツ講座・創作的活動事業を行っています（６５頁参照）。

所　在　地	電　話	ＦＡＸ
〒 260-0844 中央区千葉寺町１２０８－２ 千葉市ハーモニープラザ１階	043-209-8779	043-209-8782

千葉市発達障害者支援センター

■対象者　自閉症・アスペルガー症候群やその他広汎性発達障害（ＰＤＤ）、学習障害（ＬＤ）、注意欠陥多動性障害（ＡＤＨＤ）などの発達障害のある障害者（児）及び支援する方々、関係機関

■内　容　相談支援、発達支援、就労支援等、発達障害者本人と家族が安心して地域で暮らしていくことができるよう支援します。（検査、診断や療育訓練、職業紹介は行っておりません。）

所　在　地	電　話	ＦＡＸ
〒 261-0003 美浜区高浜４－８－３（千葉市療育センター内３階）	043-303-6088	043-279-1353

千葉市こころの健康センター

心の健康の保持増進や知識の普及、精神障害者の保健福祉の増進などを目的とした業務を行っています。

精神保健福祉相談

精神科一般相談や思春期、高齢者、アルコール・薬物やギャンブル依存など、精神保健福祉に関する相談を行っています。
来所相談は予約が必要です。

所　在　地	開所時間	電　話	ＦＡＸ
〒 261-0003 美浜区高浜２－１－１６	平日 8:30 ～ 17:30	043-204-1582	043-204-1584

こころの電話

心の健康や悩みに関する相談に専門電話相談員が「傾聴するこころ」で応じます。

専用電話	043-204-1583
受付時間	月～金曜日（祝日・年末年始を除く）10：00 ～ 12：00 / 13：00 ～ 17：00

夜間・休日の心のケア相談（電話・LINE）

※ 平日夜間、土日祝日・年末年始はこちらをご利用ください。

眠れない、やる気がでない、家庭や仕事の不安やイライラなどを気軽にご相談下さい。
臨床心理士、精神保健福祉士等の専門相談員が相談に応じます。

曜　日	受付時間	相談方法
月曜日から金曜日	１７時～２１時	（電　話）０４３-２１６-２８７５ （LINE） 右記の二次元コードをＬＩＮＥアプリで読み取り、「千葉市心のケアＳＮＳ相談」を「友だち追加」してご利用ください。 二次元コード
土曜日・日曜日・祝日 年末年始（12/29 ～ 1/3）	１３時～１７時	

千葉市こころと命の相談室

職場や家庭の人間関係、生活の不安などを原因とした自殺を予防するため、産業カウンセラー等の専門相談員が相談に応じます。

所　在　地	相　談　日	予約方法	電　話	メールアドレス
〒 260-0028 中央区新町１８－１２ 第８東ビル 501 号室	毎週月、金曜日の 18:00 ～ 21:00 （祝日、年末年始を除く） 月2回　土　10:00 ～ 13:00 月1回　日　10:00 ～ 13:00	電話・メールで受付 （当日の相談予約可）	〈予約専用〉 043-216-3618 （平日 9:30 ～ 16:30）	hkt-chibacocoro@counselor.or.jp

千葉いのちの電話

一人で悩まず、こころの声をお聞かせください。電話相談、対面相談、インターネット相談ができます。

所　在　地	開所時間	電　話
〒 260-0012 中央区本町３－１－１６ CID ビル１階	電話相談　２４時間３６５日 対面相談（予約制） 月曜日～土曜日　※水曜日、祝日を除く 11:00 ～、13:00 ～、14:30 ～、インターネット相談についてはホームページをご覧ください。	相談専用電話 043-227-3900 予約専用電話 043-222-4331

千葉市ひきこもり地域支援センター

■対象者　市内に在住の方で、ひきこもりの方およびその家族等
■内　容　電話、来所によりひきこもりに関する様々な相談・助言や家庭訪問などの支援を行います。
■窓　口

所　在　地	開所時間	電　話	ＦＡＸ
〒 261-0003 千葉市美浜区高浜 2-1-16 千葉市こころの健康センター内	月曜日～金曜日 9:00 ～ 17:00 ※祝・休日、年末年始を除く	043-204-1606	043-204-1607

小児慢性特定疾病児童等自立支援員による相談

■対象者　市内に在住で、小児慢性特定疾病の認定を受けている方及びその家族
■内　容　電話、来所により小児慢性特定疾病に関する様々な相談・助言や家庭訪問などの支援を行います。
■窓　口

名　称	所　在　地	開所時間	電　話	ＦＡＸ
健康支援課	〒261-8755 千葉市美浜区幸町 1-3-9 千葉市総合保健医療センター２階 ※令和５年 10 月上旬移転予定 千葉市中央区問屋町 1-35 （千葉ポートサイドタワー11階）	月曜日～金曜日 9:00 ～ 15:00 （祝日、年末年始を除く）	043-238-9968	043-238-9946

高次脳機能障害支援センター

■内　容　電話、来所により高次脳機能障害に関する様々な相談・助言などの支援を行います。
■窓　口

所　在　地	開所時間	電　話
〒266-0005 千葉市緑区誉田町 1-45-2 千葉県千葉リハビリテーションセンター内	月曜日～金曜日 9:00 ～ 17:00 （祝祭日を除く）	043-291-1831 （総合相談部が窓口となります）

消費生活相談

商品・サービスの契約トラブルや多重債務に関する相談に応じます。
■対象者　市内在住・在勤・在学の方（事業者は対象外）
■窓　口

名　称	相談専用電話	受付時間
消費生活センター	043-207-3000	月～土曜日 9:00 ～ 16:30 （日・祝・年末年始を除く）
【インターネットからの相談】https://www.city.chiba.jp/shimin/seikatsubunka/shohi/net-soudan.html		

手話相談

■対象者　聴覚障害者
■内　容　聴覚障害者のために手話による専門の相談員を配置して、各種の相談に応じています。
■窓　口

名　　称	相　談　日	相談員専用ＦＡＸ
中央保健福祉センター高齢障害支援課	月・水・金曜日	043-221-7675

権利擁護関係相談窓口

千葉市障害者虐待防止センター

「虐待かも」と思ったら、迷わず千葉市障害者虐待防止センターまでご連絡ください。

- 通報した方の情報は守られます。
- 通報は 24 時間受け付けています。
- 夜間・休日等は市内の障害者相談支援事業者が対応します。

区	電話 /FAX	区	電話 /FAX	区	電話 /FAX
中 央 区	043-221-2943	稲 毛 区	043-284-2943	緑　　区	043-292-2943
花見川区	043-275-2943	若 葉 区	043-234-2943	美 浜 区	043-270-2943

障害者虐待防止法

この法律は、虐待によって障害者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。また、虐待をしてしまう家族（養護者）も支援します。

障害者に対する虐待を発見した方は、障害者虐待防止センターに通報するように定められています。

障害者人権１１０番事業

■対象者　千葉県内に居住する障害のある方、またはその家族

■内　容

法律相談	月１回（第１火曜日）　※予約が必要 千葉県弁護士会より派遣される弁護士が相談に応じます。
一般相談	生活相談、家庭・地域・施設等における諸問題について相談に応じます。 電話または来所による相談が可能です。

■窓　口

名　称	所　在　地	電　話	ＦＡＸ
千葉県手をつなぐ育成会	〒 260-0026　中央区千葉港４－３ 千葉県社会福祉センター３階	043-246-2282	043-246-2282

千葉市成年後見支援センター

■対象者　千葉市在住の方（本人、親族、関係機関職員、介護事業者等）
■内　容　成年後見制度に係る相談や家庭裁判所への申立てに関する支援、日常生活自立支援事業等の利用に関する相談に応じます。

所　在　地	電　話	ＦＡＸ
〒 260-0844　中央区千葉寺町１２０８－２ 千葉市ハーモニープラザＣ棟３階	043-209-6000	043-209-6021

成年後見制度

認知症の方、知的障害のある方、精神障害のある方など判断能力の不十分な方を保護し、支援するため家庭裁判所に成年後見人等を選んでもらい、安心して生活ができるようにすることを目的とした制度です。

本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長などが家庭裁判所に法定後見の開始の審判を申し立てることができます。

■対象者　精神上の障害（認知症・知的障害・精神障害など）により、判断能力が不十分な方

■窓　口

千葉家庭裁判所	〒 260-0013 中央区中央 4-11-27	後見係 043-333-5321

千葉県社会福祉士会

■対象者　障害者・高齢者
■内　容　成年後見制度の利用をはじめとした権利擁護に関する相談を無料で行っています。
■窓　口

名　　称	所　在　地	相談日時	電　話	ＦＡＸ
権利擁護センター ぱあとなあ千葉	〒 260-0026 中央区千葉港７－１ ファーストビル千葉みなと３階	火・木曜日 10：00 ～ 16：00	043-238-2866	043-238-2867

千葉県弁護士会

■対象者　障害者・高齢者
■内　容　成年後見制度・権利擁護など、法律問題全般に関する相談等を行っています。
■窓　口

名　　称	所　在　地	電　話	ＦＡＸ
高齢者・障がい者支援センター	〒 260-0013　中央区中央 4-13-9 千葉県弁護士会館内	043-227-1800	043-225-4860

千葉司法書士会

■対象者　判断能力が減衰した方
■内　容
- 家庭裁判所の選任により、センター登録の司法書士が成年後見人・任意後見人等として直接支援します。
- 手続きの内容により、費用が発生します。

■窓　口

名　　称	所　在　地	電　話	ＦＡＸ
公益社団法人成年後見センター リーガルサポート千葉県支部	〒 261-0001　美浜区幸町 2-2-1 千葉司法書士会館内	043-301-7831	043-301-7832

千葉県行政書士会

■対象者　高齢者・知的障害者
■内　容　成年後見制度の相談等を行っています。
■窓　口

名　　称	所　在　地	電　話	ＦＡＸ
一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター千葉県支部	〒 260-0013　中央区中央 4-13-10 教育会館４Ｆ	043-221-4192	043-225-8634

障害者・高齢者のための無料電話法律相談

■対象者
- 障害者、６５歳以上の高齢者
- 障害者、高齢者を支援する方

■内　容
- 弁護士が無料で電話法律相談を受けます。相談内容は法律問題に限ります。
- 同一内容の相談は年１回限りです。
- 相談時間は一人２０分程度です。

■窓　口

名　　称	相談日時	相談専用電話
千葉県弁護士会 （高齢者・障がい者支援センター）	月曜日：10:00 ～ 12:00 水曜日：13:00 ～ 15:00 ※年末年始・お盆、祝祭日を除く	043-227-1800

障害児等療育支援事業

■対象者　障害児、知的障害者、保護者
■内　容　身近な地域で療育相談及び指導が受けられるよう、支援事業者が訪問又は外来による療育相談及び指導を行います。
また、障害児保育を行う保育所等の職員に対し、療育に関する技術の指導も行います。
■窓　口

名　　称	所　在　地	電　話	ＦＡＸ
多機能型事業所ぷれも	〒 260-0001　中央区都町 1-55-2	043-234-6363	043-234-5655
アースウェル	〒 264-0023　若葉区貝塚町 880-2	043-309-6245	043-309-6247
父の樹園	〒 263-0001　稲毛区長沼原町 321-3	043-257-7315	043-306-1833
地域生活支援センターふらる	〒 263-0015　稲毛区作草部 2-4-6	043-207-4110	043-206-4220
千葉市桜木園	〒 264-0028　若葉区桜木 8-31-15	043-231-5865	043-231-7862
中野学園	〒 265-0051　若葉区中野町 1574-31	043-228-6114	043-228-4651
千葉リハビリテーションセンター愛育園	〒 266-0005　緑区誉田町 1-45-2	043-291-1831	043-291-1853
こども発達支援ハートシード・ハートシード風	〒 266-0031　緑区おゆみ野 3-7-5	043-497-5111	043-497-5117
ふる里学舎あすみが丘	〒 267-0061　緑区土気町 446-52	043-294-1211	043-294-1212
ふる里学舎	〒 290-0265　市原市今富 1110-1	0436-36-7762	0436-26-7090
ほうきぼし	〒 293-0058　富津市佐貫 255 佐貫ビル 202 号	0439-66-1750	0439-29-7269

相　談　員

身体障害者（児）・知的障害者（児）・その家族の方に、身近な問題について地域で相談・助言するため、次の相談員がいます。

身体障害者相談員

（２０２３年４月現在）

区	障害区分	相談員	電話・ＦＡＸ
中央区	肢体	卯田	043-264-8250
	肢体	小嶋	043-227-6021
	肢体	飛嶋	090-5185-5663
	肢体	永井	043-263-6648
	肢体	平本	043-268-0872
	視覚	大川	043-263-7871
	視覚	深澤	090-4174-8523
	聴覚	長谷川	ＦＡＸ　043-377-4739
	音声言語	白井	043-261-1356
花見川区	肢体	石川	043-273-7493
	視覚	梅田	043-273-1846
	聴覚	椎津	ＦＡＸ　050-1447-0115
	内部膀胱	岡	043-273-3058
	内部直腸	永留	043-259-8790
稲毛区	肢体	江口	043-246-9135
	肢体	小倉	043-255-1545
	肢体	木村	043-287-8578
	視覚	大石	043-421-1233
	視覚	高梨	090-7429-1908
	聴覚	伊藤	ＦＡＸ　043-350-5125

区	障害区分	相談員	電話・ＦＡＸ
若葉区	肢体	嶌田	043-239-0827
	肢体	髙田	043-265-1780
	視覚	松澤	043-233-1769
	内部腎臓	吉田	043-422-3287
	内部腎臓	山下	043-237-4447
	内部直腸	山本	043-232-5985
	内部直腸	渡辺	043-287-5783
	音声言語	石橋	メール ishibashi.2413@vega.ocn.ne.jp
緑区	肢体	砂原	043-300-0257
	肢体	高山	043-375-9691
	肢体	林	043-294-1344
	肢体	宮武	043-266-1410
	視覚	廣田	043-295-2668
	聴覚	寺村	ＦＡＸ 043-291-3856
	内部直腸	中園	043-295-5068
美浜区	肢体	佐川	043-278-4510
	視覚	上田	090-2177-7508
	聴覚	佐藤	ＦＡＸ 043-279-6517
	聴覚	橋本	ＦＡＸ 043-245-0847
	聴覚	平岡	ＦＡＸ 043-277-8200
	内部腎臓	木下	090-5329-4691
	内部直腸	中曽根	043-279-2333
	音声言語	上條	043-243-6225

※ 原則として土曜日・日曜日・祝祭日を除く平日の９時から 17 時の対応となります。相談員不在等のため曜日や時間帯により、対応が出来ないことがあります。

知的障害者相談員

（２０２３年４月現在）

区	相談員	電話
中央区	新田	043-261-0924
	長谷川	043-224-6100
花見川区	土戸	043-275-1786
稲毛区	松川	043-421-3729
	成田	043-287-0424
若葉区	久保田	043-228-0850
	佐久間	043-235-0217
緑区	池田	043-293-0138
	山口	043-294-2185
美浜区	西前	043-244-7723
	島田	043-278-1738

※ 原則として土曜日・日曜日・祝祭日を除く平日の９時から 17 時の対応となります。相談員不在等のため曜日や時間帯により、対応が出来ないことがあります。

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例

この条例は、障害のある方に対する理解を広げ、差別のない社会をつくるため、なくすべき差別とその解消のための仕組みを定めています。

そこで、障害を理由として不利益な取り扱いを受けたり、合理的な配慮に基づく措置が行われない等、障害のある方の暮らしの中の差別に関わる様々な問題について、専門職員である「広域専門指導員」や身近な相談役である「地域相談員」が相談に応じています。

■窓　口

千葉県障害者福祉推進課	電話　043-223-1020	ＦＡＸ　043-221-3977
	電子メール　sjourei@pref.chiba.lg.jp	
千葉圏域相談専用電話	電話　043-292-1317	ＦＡＸ　043-291-8488

障害者差別解消法

この法律は、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。

障害を理由とする差別については、民間事業者や主務官庁の相談窓口のほか、下記相談窓口へご相談ください。（下記相談窓口は、原則として市職員による差別に関する相談窓口です。）

■窓　口

障害者差別解消相談窓口	電話　043-245-5157	ＦＡＸ　043-245-5549
	電子メール　shogaisabetsu@city.chiba.lg.jp	

身体障害者手帳

■対象者　視覚・聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく・肢体不自由・心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・免疫機能障害のため、日常生活に著しく制限を受けている方

■内　容
- 障害程度によって１級～６級に区分されます（１０４～１０５頁参照）。
- 各種制度を利用するために必要な手帳です。

■申　請　必要書類等
（１）身体障害者手帳交付申請書（窓口にあります）
（２）指定医の診断書（窓口にあります）
（３）写真（たて４㎝×よこ３㎝）
※申請から１年以内に撮影したもので、帽子やサングラスを着用していないもの。
（４）印鑑

■窓　口

各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

療育手帳

■対象者　西部児童相談所又は障害者相談センターにおいて知的障害と判定された方

■内　容
- 障害程度によってⒶからＢの２に区分されます（１０６頁参照）。
- 各種制度を利用するために必要な手帳です。

■申　請　必要書類等
（１）療育手帳交付申請書（窓口にあります）
（２）写真（たて４㎝×よこ３㎝）
※申請から１年以内に撮影したもので、帽子やサングラスを着用していないもの。
（３）印鑑

■窓　口

各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

障害のある方のサポートファイルについて

ライフサポートファイル

・発達障害に限らず、特別な支援や配慮が必要な方を支援するために作成されたファイルです。
・お子さんやご本人様の発達の特徴や行動の特性、相談機関からのアドバイスの記録等のシートを１冊のファイルにまとめたものです。
詳しくは、こちらをご覧ください。→ https://shafuku-chiba.jp/hattatsu/hattatsu-dl.html

この子の記録

・知的障害のある方を支援するために作成されたファイルです。
・知的障害のある方の生育歴や病歴などのほか、衣服の着脱や食事など身の回りのことや移動のポイント、普段の日と休日の生活の様子などを記載するシートを１冊のファイルにまとめたものです。
詳しくは、千葉市手をつなぐ育成会（電話：043-206-4050）にお問い合わせください。

精神障害者保健福祉手帳

■対象者　一定の精神障害の状態にある方（初診日から６か月以上経過した方）

■内　容　●障害程度によって１級～３級に区分されます（１０６頁参照）。
●各種制度を利用することができます。

■申　請　精神障害者保健福祉手帳の申請方法は「診断書による申請」と「年金証書による申請」の２通りがあります。なお、必要書類のうち「障害者手帳申請書」「診断書（精神障害者保健福祉手帳用）」「年金照会についての同意書」は窓口にあります。

必要書類等	診断書による申請	年金証書による申請
障害者手帳申請書	○	○
診断書（精神障害者保健福祉手帳用）	○	―
年金証書の写し（年金裁定通知書を含む）	―	○
直近の年金振込（支払）通知書の写し	―	○
年金照会についての同意書	―	○
写真（たて４ｃｍ×よこ３ｃｍ）	○※	○※

※障害者手帳に既に写真が貼付されている方で、更新手続きをされる場合は、原則写真の提出をする必要はありません。
※申請から１年以内に撮影したもので、帽子やサングラスを着用していないもの。

■窓　口

各区保健福祉センター健康課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

手帳所持上の注意

次の場合は、下記の必要書類を提出してください。
また、変更・再交付・返還の際には、お手持ちの手帳を添付してください。

■手続き別　必要書類一覧

手帳の種類		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
窓口		保健福祉センター 高齢障害支援課	保健福祉センター 高齢障害支援課	保健福祉センター 健康課
居住地・氏名変更届		申請書	申請書	申請書
再交付（判定）申請	障害の程度変更	新規と同じ （申告書・診断書・写真）	―	新規と同じ
	障害の追加		―	―
	障害名の変更		―	―
	手帳の紛失・破損	申請書・写真	申請書・写真	申請書・写真
	再認定（時期は手帳に記入）	新規と同じ	―	―
	再判定（時期は手帳に記入）	―	申請書・写真	―
	更新（有効期間２年間）	―	―	新規と同じ
返還届（1か月以内）	本人の死亡	返還届	返還届	返還届
	障害が軽くなり障害者に該当しなくなった時	返還届 （診断書が必要となる場合あり）	返還届 （再判定が必要）	返還届

3 障害福祉サービス等

■対象者　身体障害者（児）・知的障害者（児）・精神障害者（児）・発達障害者（児）・難病の方（児）

※ 介護保険のサービスを利用できる方（６５歳以上で要介護等の状態にある方、もしくは４０歳以上６５歳未満で特定疾病により要介護等の状態となった方）は、原則として、介護保険が優先となります。なお、介護保険が優先する障害福祉サービスについては、各保健福祉センター高齢障害支援課（電話８頁参照）へお問い合わせください。

難病等の方々が障害福祉サービス等の対象となります

難病等の方々で対象疾病に該当する方は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の利用が可能です。また、対象が児童の場合は、児童福祉法による障害児支援も利用できます。

- 対象となるサービス：障害福祉サービス、障害児通所支援（２７頁）、日常生活用具（２８頁）、補装具（３３頁）、
- 対象となる疾病：１０８～１０９頁の対象疾病一覧表をご確認ください。
- 手続きに必要な書類：対象疾病に罹患していることがわかる証明書（診断書又は特定医療費（指定難病）受給者証等）

利用の手続　＊すべての対象者共通

利用申請
お住まいの区の保健福祉センター高齢障害支援課で申請します。その際、心身の状態、生活環境、介護の状況、サービス利用の意向などについて聞き取りをします。

↓

サービス等利用計画案の作成依頼
サービス等利用計画案の作成を求めます。（事業所は 24 頁参照）

↓

障害支援区分の調査
自宅等に区の職員が訪問して、障害支援区分（標準的な支援の必要度）の調査（80 項目）をします。

↓

障害支援区分の判定
コンピューターにより障害支援区分を判定（一次判定）します。介護給付利用の場合は、審査会において、一次判定の結果と医師の意見書などに基づき障害支援区分を判定（二次判定）します。

↓

障害支援区分の認定
判定結果に基づいて、障害支援区分を決定します。

↓

サービス利用の意向聴取
必要に応じて、再度サービス利用の意向などの聞き取りをします。

↓

暫定支給決定
訓練等給付を利用する場合は、訓練効果の可能性や利用者の利用意思を確認するため、一定期間の暫定的な支給決定をします。

↓

支給決定（受給者証交付）
サービスの種類や利用料を決定し、受給者証を交付します。
なお、サービス量が特に多いなどの場合は審査会に意見を求め、その結果に基づいて決定します（介護保険サービスを利用できる方は介護保険が優先となります）。

↓

サービス等利用計画の作成
支給決定内容に基づいて、サービス等利用計画を作成します。

↓

サービス事業者と契約
サービスを受ける事業者を選択して契約を締結します。

↓

サービス利用
契約に基づいてサービスを利用します。
利用したサービス費用の一部を事業者に支払います。

サービス等の種類

◆介護給付

種類		内容
居宅介護	身体介護	居宅で、入浴、排せつ、食事等の介護などを行います。
	家事援助	居宅で、調理、洗濯、買物等の家事などを行います。
同行援護		重度の視覚障害のある人に、外出時における移動の支援等を行います。
行動援護		自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。 ※ 行動上著しい困難がある知的障害者（児）及び精神障害者（児）のみ対象
短期入所		居宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
重度訪問介護		居宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。 ※ 常時介護を要する重度の肢体不自由者及び行動上著しい困難がある知的・精神障害者のみ対象
重度障害者等包括支援		居宅介護等、複数のサービスを包括的に行います。 ※ 常時介護を要する障害者（児）で、介護の必要性が著しく高い方のみ対象
生活介護		昼間において、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。 ※ 常時介護を要する障害者のみ対象
療養介護		医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。 ※ 医療を要する障害者であって常時介護を要する方のみ対象
施設入所支援		施設に入所する人に、夜間や休日において、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

◆訓練等給付

種類		内容
共同生活援助（グループホーム）		夜間や休日において、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
自立生活援助		一般居宅で一人暮らしをしている障害者に、定期的な居宅訪問や随時の対応等により、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
自立訓練	機能訓練	身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
	生活訓練	生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	宿泊型生活訓練	生活能力の向上のために泊まりによる訓練を行います。
就労移行支援		一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型・B型）		一般企業等での就労が困難な障害者に、一定期間、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上・維持のために必要な訓練を行います。
就労定着支援		就労移行支援等を利用し、一般企業等に就労した障害者に、一定期間、就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所等との連絡調整等の支援を行います。

◆地域相談支援給付

種類	内容
地域移行支援	障害者支援施設や病院等に入所または入院している障害者に、住居の確保などの地域における生活へ移行するための支援を行います。
地域定着支援	一般居宅で一人暮らしをしている障害者に、夜間も含む緊急時における連絡等の支援を行います。

◆計画相談支援給付・障害児相談支援給付

種　　類	内　　容
計画相談支援	障害福祉サービス等を申請した人について、その人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、利用計画の作成を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を申請した人について、その人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、利用計画の作成を行います。

※ 障害児通所支援については２７頁をご参照ください。

◆計画相談支援・障害児相談支援実施事業所

名　称	所　在　地		電　話	ＦＡＸ	計画相談支援	障害児相談支援
あおば	〒 260-0852	中央区青葉町 1255-2	043-265-4424	043-265-4424	○	○
アルマケアサービス	〒 260-0832	中央区寒川町 1-232	043-308-0133	043-308-0151	○	
指定特定相談支援事業所 ジョブシティアルクス	〒 260-0013	中央区中央 2-3-16 千葉センタースクエアビル 701	043-305-5676	043-305-4778	○	
相談支援サービスみやび	〒 260-0801	中央区仁戸名町 357-20 ナリトモビル 2F A 室	043-497-2556	043-497-2557	○	○
相談支援事業所　アセプトハート	〒 260-0811	中央区大森町 514-236	043-312-3895	043-332-7909	○	○
相談支援事業所　笑顔	〒 260-0006	中央区道場北 1-11-22-201	043-300-7788	043-209-3000	○	○
相談支援事業所　メビウス	〒 260-0006	中央区道場北 2-10-9	043-201-5019	043-307-3500	○	
相談支援事業所　並木道	〒 260-0834	中央区今井 2-5-23　天満ビル 2F	043-312-4370	043-312-4371	○	○
相談支援事業所　凛	〒 260-0834	中央区今井 2-11-13 三幸第２マンション 307 号	043-308-6628	043-308-8213	○	○
相談支援センターこすもす	〒 260-0802	中央区川戸町 468-1	043-497-2728	043-497-2127	○	○
そふとけあ	〒 260-0842	中央区南町 3-3-5 古市第 3 ビル 201 号	043-312-5516	043-312-5517	○	○
千葉聴覚障害者センター	〒 260-0022	中央区神明町 204-12	043-308-6372	043-308-5562	○	○
ハピネス浜野	〒 260-0824	中央区浜野町 649-1	043-264-4109	043-268-2257	○	○
みやこ訪問看護ステーション	〒 260-0001	中央区都町 2-11-6 両総ビル１階	043-308-9399	043-290-9037	○	○
オリーブ相談事業所	〒 260-0856	中央区亥鼻 2-10-16	043-301-6422	043-216-8212	○	○
ちばとん相談支援事業所	〒 260-8712	中央区仁戸名町 673	043-261-5171	043-268-2613	○	
はる相談支援事業所	〒 260-0013	中央区中央 4-10-8 コーケンボイス千葉中央 406	043-441-6044	043-441-6045	○	○
相談支援事業所Ｆａｌｏ	〒 260-0831	中央区港町 9-5 ハイム・アートレス１階	043-239-6752	043-239-6753	○	○
相談支援事業所　Amour	〒 260-0813	中央区生実町 2503-5	043-308-8533	043-308-8534	○	
相談支援事業所チャコ	〒 260-0018	中央区院内 2-17-25	043-225-6503	043-225-6525	○	○
相談支援事業所医療福祉千葉くらし	〒 260-0854	中央区長洲 1-10-24 ライオンズマンション千葉県庁前 2-301	070-1291-0766		○	
いちご相談支援事業所	〒 262-0045	花見川区作新台 8-12-2-406	043-250-2475	043-257-5817	○	○
ケイワ介護サービス	〒 262-0012	花見川区千種町 166-90	043-250-5622	043-250-5623	○	
支援センターはなみがわ	〒 262-0043	花見川区天戸町 757-3	043-258-1400	043-258-1389	○	
畑町ガーデン	〒 262-0018	花見川区畑町 591-17	043-350-1550	043-350-1555	○	○
ひなぎく相談支援事業所	〒 262-0047	花見川区長作台 1-10-12 アルカディア 101	043-304-6088	043-304-5896	○	○
福祉の相談室花見川	〒 262-0014	花見川区さつきが丘 2-34-1-403	043-306-2067	043-306-2068	○	○
みすず相談支援事業所	〒 262-0019	花見川区朝日ケ丘 1-21-13	043-306-8460	043-350-0182	○	○
れんげきぼう相談室	〒 262-0021	花見川区花園町 1574-18	043-276-5434	043-276-5447	○	○
相談支援事業所ＢＩ－ＷＡ	〒 262-0044	花見川区長作町 999-3	043-306-2385	043-306-2386	○	○
千葉相談支援センター	〒 262-0045	花見川区作新台 5-17-3	043-258-2507	043-301-6183	○	○
ｉｃｈｉｅ	〒 262-0025	花見川区花園 1-19-2	080-3122-2752		○	
ＢＲＩＤＧＥ８	〒 262-0022	花見川区南花園 2-2-15 CI-23 ビル 503	043-306-1274	043-306-1275		○

名　称	所　在　地		電　話	ＦＡＸ	計画相談支援	障害児相談支援
あけぼの園	〒 263-0001	稲毛区長沼原町 321-2	043-250-5992	043-250-5982	○	
おおぞら園	〒 263-0001	稲毛区長沼原町 324-17	043-306-3912	043-306-3913	○	
かめむしゃぷらん	〒 263-0054	稲毛区宮野木町 1722-15	043-259-3030	043-250-1747	○	○
ケアプラン恵の花	〒 263-0001	稲毛区長沼原町 317-1 ヴィルファーレ稲毛 3-808	043-376-5131	043-284-6636	○	
相談支援事業所すばる	〒 263-0054	稲毛区宮野木町 395-2	043-305-5986	043-305-5987	○	
相談支援事業所わくすま	〒 263-0024	稲毛区穴川 2-4-4 リヴファーム ANAGAWA 102 号	043-306-5296	043-306-5297	○	○
地域生活支援センターふらる	〒 263-0015	稲毛区作草部 2-4-6	050-3734-0480	043-206-4220	○	○
父の樹園	〒 263-0001	稲毛区長沼原町 321-3	043-257-7315	043-306-1833	○	
花いちりん千葉	〒 263-0054	稲毛区宮野木町 1722-89 ベルシオン宮野木 102 号	043-259-2771	043-250-1104	○	○
ひだまり	〒 263-0005	稲毛区長沼町 32	043-258-8604	043-310-5061	○	○
相談支援事業所れが～と	〒 263-0051	稲毛区園生町 348-43	043-305-4900	043-305-4908	○	○
障害福祉サービス事業所 桜が丘晴山苑	〒 264-0017	若葉区加曽利町 1536	043-231-4321	043-231-4322	○	
相談支援事業所ここから	〒 264-0016	若葉区大宮町 3421-1	043-310-5645	043-310-5116	○	
相談支援事業所クローバー	〒 264-0006	若葉区小倉台 5-20-10-2w	043-312-0802	043-312-0880	○	○
相談支援事業所こんぱす	〒 264-0026	若葉区西都賀 3-20-5 川名ビル 1F	043-304-5480	043-304-5461	○	○
千葉ハートケア訪問介護サービス	〒 265-0066	若葉区多部田町 1592-2	043-228-6887	043-228-6889	○	○
千葉光の村授産園	〒 265-0046	若葉区小間子町 1-8	043-228-5300	043-228-5400	○	
ディアフレンズ大宮	〒 264-0016	若葉区大宮町 2838-1	043-312-6377	043-231-6105	○	○
中野学園	〒 265-0051	若葉区中野町 1574-31	043-228-6114	043-228-4651	○	○
もんじゅのちえ	〒 265-0043	若葉区中田町 2378-9	043-308-5926	043-308-5926	○	
若葉泉の里大宮センター	〒 264-0016	若葉区大宮町 2112-8	043-312-2727	043-265-5405	○	○
相談支援事業所ウィズ YOU	〒 264-0006	若葉区小倉台 2-1035-27 エムコーポ 103 号	043-497-2826	043-497-2827	○	○
サポートリンク	〒 264-0021	若葉区若松町 707-10	043-309-8901	043-309-8902	○	○
アガペの里	〒 266-0003	緑区高田町 109-2	043-293-5255	043-293-5256	○	
エルピザの里	〒 266-0003	緑区高田町 149-2	043-291-0761	043-291-0764	○	
鎌取相談支援センター	〒 266-0007	緑区辺田町 605-2	043-300-3155	043-300-3156	○	○
指定相談支援事業所くくる	〒 260-0003	緑区高田町 1784-1	043-310-4440	043-309-7445	○	○
障害者支援施設　鎌取晴山苑	〒 266-0011	緑区鎌取町 2810-23	043-265-2277	043-265-3388	○	○
相談支援事業所エルフの森	〒 267-0066	緑区あすみが丘 6-49-23	090-6536-3388	043-386-3296	○	○
相談支援センターしいのみ	〒 266-0003	緑区高田町 1953-1	043-291-2941	043-291-2181	○	○
千葉県千葉リハビリテー ションセンター	〒 266-0005	緑区誉田町 1-45-2	043-291-1831	043-291-1857	○	○
特定相談支援事業所 セルプ・ガーデンハウス	〒 267-0057	緑区大木戸町 1423-3	043-295-7401	043-295-7406	○	
ふる里学舎あすみが丘	〒 267-0061	緑区土気町 446-52	043-294-1211	043-294-1212	○	○
地域の茶の間	〒 261-0011	美浜区真砂 1-10-17	043-441-3193	043-441-3193	○	○
千葉市療育センター相談支援事業所ぱれっと	〒 261-0003	美浜区高浜 4-8-3	043-279-4311	043-279-4300	○	○
ディアフレンズ美浜	〒 261-0012	美浜区磯辺 2-21-1	043-303-0586	043-303-0583	○	○
ななくさ	〒 261-0005	美浜区稲毛海岸 4-10-2	043-441-7083	043-238-8666	○	
美浜クローバーサポートささえ愛	〒 261-0012	美浜区磯辺 6-3-10	043-270-6130	043-270-6120	○	○
希望のまち相談支援事業所	〒 261-0004	美浜区高洲 1-24-2 千葉市不動産会館 3-B	043-307-8066	043-307-9561	○	○
相談支援事業所カメの子	〒 261-0011	美浜区真砂 3-17-4-903	043-306-6512	043-306-6512	○	○
しーさぽーと相談室	〒 261-0003	美浜区高浜 1-10-1 高浜ショッピングセンター 4-2	043-400-3201	043-400-3202	○	○
指定相談支援センターさいわい	〒 261-0005	美浜区稲毛海岸 2-3-1	043-242-1230	043-248-2884	○	○

利用者負担

- 利用したサービス費用の１割を負担していただきますが、世帯の市民税課税の状況やサービスを利用する方の収入などにより、１か月に負担する費用の上限額が定められています。
- 収入の少ない方などへの各種軽減措置があります。
- 生活保護世帯、市民税非課税世帯（低所得）の負担上限月額は無料です。
- 税制改正により年少扶養控除・特定扶養控除の一部が廃止となりましたが、２０１２年７月以降についても税制改正前の年少扶養控除・特定扶養控除があるものとして負担上限額を算定します。

◆月額負担上限額表（日常生活用具・補装具については、一般１の区分はありません）

所得区分		負担上限月額
一般２	市民税課税世帯（一般１に該当する方を除く）	37,200 円
一般１	市民税課税世帯 （所得割 16 万円（障害児は 28 万円）未満※） （２０歳以上の施設入所者、グループホーム利用者を除く）	施設入所、グループホーム利用以外の障害者　9,300 円 施設入所以外の障害児　4,600 円 ２０歳未満の施設入所者　9,300 円
低所得２	市民税非課税世帯（低所得１に該当する方を除く）	0 円
低所得１	市民税非課税世帯のうち、本人の年収 80 万円以下	
生活保護	生活保護受給世帯	

※２０１８年度から、政令市における個人住民税所得割の標準税率は、市民税が８％（従来は６％）となる一方、道府県民税が２％（同４％）となりました。政令市で課税される方は、実際の税額ではなく、従来の税率６％を適用した金額を市民税所得割額とみなして区分の判定を行います。

◆所得を判断する際の世帯の範囲

種　別	世帯の範囲
１８歳以上の障害者（施設に入所する１８、１９歳を除く）	障害のある方とその配偶者
障害児（施設に入所する１８、１９歳を含む）	同一の世帯に属する方 （住居および生計を同一とする者）

軽減措置

軽減措置	内　　容	対象者
施設入所者の補足給付	食費・光熱水費の自己負担額を、収入に応じて軽減します。	【２０歳未満】すべての利用者 【２０歳以上】生活保護、低所得１、低所得２の利用者
通所施設等の食費負担軽減	食費の人件費相当分を軽減します。	生活保護、低所得１、低所得２、一般１の ・日中活動系サービス利用者 ・短期入所利用者
高額障害福祉サービス等給付費	同じ世帯の中に、障害福祉サービスを利用する方が２人以上いる場合、障害福祉サービスを利用する方が介護保険も利用している場合、障害児通所・入所支援を利用する場合、又は補装具費の支給を受ける場合は、それぞれの負担額を合算して、一定額を超える分を償還します。	すべての利用者
	６５歳到達前に一定期間にわたって障害福祉サービスを利用していた障害者が介護保険に移行した際の介護保険サービスに係る利用者負担額を償還します。	市民税非課税、生活保護で、一定の要件を満たす利用者
生活保護への移行防止	利用者負担や食費・光熱水費等を支払うと生活保護になってしまう場合は、生活保護にならないよう利用者負担や食費・光熱水費を軽減します。	すべての利用者
障害児通所支援の多子軽減	年上のきょうだいがいる場合（所得要件等有）や、就学前の兄・姉が保育所等（※）に通っていた場合、障害児通所支援の負担額を軽減します。	児童発達支援・医療型児童発達支援・保育所等訪問支援の利用者 （就学前に限る）
就学前の障害児の発達支援の無償化	満３歳になった後の最初の４月から小学校入学までの３年間において、障害児の発達支援の利用料を無償化します。	児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業並びに福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の利用者（左記期間に限る）

※保育所等：保育所・幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設・障害児通所支援特例保育・家庭的保育

地域生活支援給付

障害のある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むため、地域の実情に応じ、市町村が主体となって行うこととされた地域生活支援事業において、千葉市では、障害福祉サービスと同様の個別給付型のサービスを地域生活支援給付事業として提供します。

サービスを利用するには、事前に支給決定を受ける必要があり、支給決定の後、障害者が自らサービスを選択し、登録を受けた事業者との契約によりサービスを利用します。サービスを利用した場合には、サービス費用の一部（原則として１割）を、利用者負担額として負担します。

なお、利用者負担額については、障害福祉サービス及び障害児通所支援の利用者負担額と合算した額が障害福祉サービス及び障害児通所支援における負担上限月額を超えないようにします（障害福祉サービス・障害児通所支援との統合上限）。

種　　類	内　　容
移動支援	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時における移動中の介護を行います。 ※ 屋外での移動が困難な障害者等のみ対象
訪問入浴サービス	居宅に訪問入浴車を派遣して、入浴の機会を提供します。 ※ 居宅において入浴が困難な重度の身体障害者等のみ対象
日中一時支援	障害のある方等を障害者支援施設等で一時的に預かり、見守り等の支援を行います。
重度訪問介護利用者等大学修学支援	重度の障害がある方が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間、修学に必要な身体介護などの支援を行います。
重度障害者等就労支援特別事業	重度障害者が就労する場合に、通勤の支援や職場での身体介護などの支援を行います。

障害児通所支援

各区保健福祉センター高齢障害支援課で障害児通所給付費の申請をします。サービスを受けるには、事前に支給決定を受ける必要があります。支給決定の後、保護者が障害児通所支援事業者と契約を結び、サービスを利用します。サービスを利用した場合には、サービス費用の一部（原則として１割）を、利用者負担額として負担していただきます。（障害福祉サービス制度と同様に、１か月に負担する費用の上限額など各種軽減措置が定められています）。

（利用者負担・軽減措置については２６頁をご覧ください）

■内　容

種　　類	対　象	内　　容
児童発達支援	未就学の障害児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由がある障害児	児童発達支援（日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等）と治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害児	授業の終了後や休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害児等であって児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児	居宅を訪問して発達支援等を行います。
保育所等訪問支援	保育所や幼稚園等の集団生活を営む施設に通う障害児	保育所等を訪問し、障害児以外のクラスの児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

■窓　口

各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

4 日常生活用具・補装具・在宅サービス等

日常生活用具費の支給

■対象者　身体障害者（児）・知的障害者（児）・精神障害者・難病等の方（児）
※対象となる疾病については１０８～１０９頁の対象疾病一覧表をご確認ください。

■内　容
- 以下の用具を所有していない場合に、一定の要件と基準額により用具費を支給します。
- 原則１割を負担していただきますが、世帯の市民税課税の状況やサービスを利用する方の収入などにより、１か月の負担する上限額が定められています（２６頁参照）。
- 所得による制限があります。
- 事前の手続きが必要です。
- ※印の付いている種目は介護保険制度が優先となります。

■窓　口

各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

（２０２３年４月１日現在）

区分	種　目	障害区分及び程度			年齢要件等	耐用年数	基準額（消費税込）
介護訓練支援用具	特殊寝台 ※（訓練用ベット）（注３）	身体（者・児）	下肢又は体幹機能障害若しくは移動機能障害	２級以上	原則として学齢児以上（難病患者等については、寝たきりの状態にある者若しくは下肢又は体幹機能に障害のある者）	８年	159,200 円
		難病患者等	―				
	特殊マット ※（注３）	身体（者）	下肢又は体幹機能障害若しくは移動機能障害	１級	３歳以上（常時介護を要する者。難病患者等については、寝たきりの状態にある者）	５年	19,600 円
		身体（児）		２級以上			
		知的（者・児）	重度～最重度				
		難病患者等	―				
	特殊尿器 ※（注３）	身体（者・児）	下肢又は体幹機能障害若しくは移動機能障害	１級	学齢児以上（常時介護を要する者。難病患者等については、自力で排尿できない者）	５年	67,000 円
		難病患者等	―				
	入浴担架 ※（注３）	身体（者・児）	下肢又は体幹機能障害若しくは移動機能障害	２級以上	３歳以上（入浴に介護を要する者）	５年	82,400 円
	体位変換器 ※（注３）	身体（者・児）	下肢又は体幹機能障害若しくは移動機能障害	２級以上	学齢児以上（下着交換等に当たって、介護を要する者。難病患者等については、寝たきりの状態にある者）	５年	15,000 円
		難病患者等	―				
	移動用リフト ※（注３）	身体（者・児）	下肢又は体幹機能障害若しくは移動機能障害	２級以上	３歳以上（難病患者等については、下肢又は体幹機能に障害のある者）	４年	159,000 円
		難病患者等	―				
	訓練椅子（注３）	身体（児）	下肢又は体幹機能障害若しくは移動機能障害	２級以上	３歳以上	５年	33,100 円

介護訓練支援用具は在宅での利用を想定しているため、施設入所者への支給については原則対象外となりますが、一定の要件を満たす場合、支給が認められる場合があります。
詳細については各区保険福祉センター高齢障害支援課にお問い合わせください。

区分	種　目	障害区分及び程度			年齢要件等	耐用年数	基準額（消費税込）
自立生活支援用具	入浴補助用具 ※	身体（者・児）	下肢又は体幹機能障害若しくは移動機能障害	―	３歳以上（入浴に介護を必要とする者）	８年	90,000 円
		難病患者等	―				
	便器 ※	身体（者・児）	下肢又は体幹機能障害若しくは移動機能障害	２級以上	学齢児以上（難病患者等については、常時介護を要する者）	８年	4,450 円（手すり付の場合は 5,400 円を加算）
		難病患者等	―				
	Ｔ字状・棒状のつえ（注３）	身体（者・児）	平衡機能障害、下肢又は体幹機能障害若しくは移動機能障害	―	―	３年	主体＝木材 2,300 ～ 3,800 円（材質により異なります） 主体＝金属 3,100 ～ 4,600 円（材質により異なります）
	移動・移乗支援用具 ※	身体（者・児）	平衡機能障害、下肢又は体幹機能障害若しくは移動機能障害	―	３歳以上（家庭内の移動等において介護を必要とする者。難病患者等については、下肢が不自由な者）	８年	60,000 円
		難病患者等	―				
	頭部保護帽（注３）	身体（者・児）	平衡機能障害、下肢又は体幹機能障害若しくは移動機能障害	―	―	３年	15,700 円（主材料：スポンジ・革） 37,900 円（主材料：スポンジ・革・プラスチック）
		知的（者・児）	重度～最重度		（てんかんの発作等により頻繁に転倒する者）		
		精神障害者	―				
	特殊便器（温水洗浄便座）（注４）	身体（者・児）	上肢機能障害	２級以上	学齢児以上	８年	151,200 円
		知的（者・児）	重度～最重度		学齢児以上（訓練を行なっても自ら排便後の処理が困難なもの）		
		難病患者等	―		学齢児以上（上肢機能に障害のある者）		
	火災警報器（注４）	身体（者・児）	―	２級以上	（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯（注１））	10 年	7,000 円（１台の機器代金） 15,500 円（聴覚障害者用） 取付料 5,000 円＋ 500 円×設置必要台数※２
		知的（者・児）	重度～最重度				
		精神障害者	―				
	自動消火器（注４）	身体（者・児）	―	２級以上	（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	８年	28,700 円
		知的（者・児）	重度～最重度				
		精神障害者	―				
		難病患者等	―				
	電磁調理器（注４）	身体（者）	視覚障害	２級以上	（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	６年	19,000 円
		知的（者）	重度～最重度		１８歳以上		
	歩行時間延長信号機用小型送信機	身体（者・児）	視覚障害	―	学齢児以上	10 年	12,000 円
	聴覚障害者用屋内信号装置	身体（者）	聴覚障害	２級	（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	10 年	87,400 円

（注は３２頁を参照）

区分	種　目	障害区分及び程度			年齢要件等	耐用年数	基準額（消費税込）
在宅療養等支援用具	透析液加温器	身体（者・児）	腎臓機能障害	3級以上	（自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者）	5年	51,500円
	ネブライザー（吸入器）	身体（者・児）	呼吸器機能障害又は同程度の身体障害者（児）（注2）	3級以上	（難病患者等については、呼吸器機能に障害のある者）	5年	36,000円
		難病患者等	―				
	電気式たん吸引器	身体（者・児）	呼吸器機能障害又は同程度の身体障害者（児）（注2）	3級以上	（難病患者等については、呼吸器機能に障害のある者）	5年	56,400円
		難病患者等	―				
	酸素ボンベ運搬車	身体（者）	―	―	（医療保険における在宅酸素療法を行う者）	10年	17,000円
	盲人用体温計（音声式）	身体（者・児）	視覚障害	2級以上	学齢児以上（単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る）	5年	9,000円
	盲人用体重計	身体（者）	視覚障害	2級以上	（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	5年	18,000円
	パルスオキシメーター	身体（者・児）	呼吸器機能又は心臓機能障害	―	（医療保険における在宅酸素療法を行う者又は人工呼吸器の装着が必要な者）	5年	157,500円
		難病患者等	―				
	正弦波インバーター発電機（注5）	身体（者・児）	呼吸器機能又は心臓機能障害	―	（医療保険における在宅酸素療法を行う者又は在宅で人工呼吸器若しくは電気式たん吸引器を使用している者）	5年	120,000円
		難病患者等	―				
	ポータブル電源（蓄電池）（注5）	身体（者・児）	呼吸器機能又は心臓機能障害	―		5年	60,000円
		難病患者等	―				
	DC/ACインバーター（カーインバーター）（注5）	身体（者・児）	呼吸器機能又は心臓機能障害	―		5年	30,000円
		難病患者等	―				
	足踏み式・手動式吸引器	身体（者・児）	呼吸器機能又は心臓機能障害	―	（医療保険における在宅酸素療法を行う者又は在宅で人工呼吸器若しくは電気式たん吸引器を使用している者）	5年	12,000円
		難病患者等	―				
情報意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置（注3）	身体（者・児）	音声機能若しくは言語機能障害又は肢体不自由	―	学齢児以上（肢体不自由者については、医師の診断書等により発声・発語に著しい障害を有することの証明が必要）	5年	98,800円
	情報・通信支援用具（注3）	身体（者・児）	視覚障害	2級以上	学齢児以上	5年	100,000円
			上肢機能障害	2級以上			
	点字ディスプレイ（注3）	身体（者・児）	視覚障害	2級以上	学齢児以上	6年	383,500円
	点字器（注3）	身体（者・児）	視覚障害	―	―	7年	① 10,700円 ② 6,800円
						5年	③ 7,400円 ④ 1,700円
	点字タイプライター	身体（者・児）	視覚障害	2級以上	（本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る）	5年	63,100円
	視覚障害者用ポータブルレコーダー（注3）	身体（者・児）	視覚障害	2級以上	学齢児以上	6年	85,000円（録音再生機）
							35,000円（再生専用機）
							23,000円

（注は32頁を参照）

区分	種　目	障害区分及び程度			年齢要件等	耐用年数	基準額（消費税込）
情報意思疎通支援用具	視覚障害者用活字文書読上げ装置（注３）	身体（者・児）	視覚障害	２級以上	学齢児以上	６年	99,800 円
	視覚障害者用音　声 IC タグレコーダー（注３）	身体（者・児）	視覚障害	２級以上	学齢児以上	５年	59,800 円
	視覚障害者用拡大読書器（暗所視支援眼鏡含む）（注３）	身体（者・児）	視覚障害	－	学齢児以上 （本装置により文字等を読むことが可能になる者）	８年	198,000 円
	盲人用時計（注３）	身体（者・児）	視覚障害	２級以上	－	10 年	10,300 円 （音声時計の場合）13,300 円
	聴覚障害者用通信装置（ファックス等）（注４）	身体（者・児）	聴覚障害又は発声・言語に著しい障害を有する者	－	学齢児以上 （コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者）	５年	71,000 円
	聴覚障害者用情報受信装置（注３）	身体（者・児）	聴覚障害	－	（本装置によりテレビの視聴が可能となる者）	６年	88,900 円
	人工喉頭（注３）	身体（者・児）	喉頭摘出等により発声が困難な者	－	人工喉頭を使用することにより発声が得られる者	４年（笛式） ５年（電動式）	（笛式）5,100 円 （気管カニューレ付きの場合）8,300 円 （電動式）72,200 円
	緊急通報装置	身体（者）	－	２級以上	１８歳以上 （身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯であって、必要と認められるもの）	－	66,000 円
	点字図書（注３）	身体（者・児）	視覚障害	－	主に情報の入手を点字によって行っている者（３７頁を参照）	－	別に定める。
	視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ（注３）	身体（者）	視覚障害	２級以上	１８歳以上	５年	29,000 円
排泄管理支援用具	ストマ装具（付属品を含む）（注３）	身体（者・児）	ストマ造設の障害者(児)で、ぼうこう又は直腸機能障害者	－	－	－	ストマ１か所につき月額 8,800 円（蓄便袋） ストマ１か所につき月額 11,600 円（蓄尿袋）
	紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具、サラシ、ガーゼ、おしりふき等衛生用品）（注３）	身体（者・児）	(1)ぼうこう又は直腸機能障害かつ高度の排便若しくは排尿機能障害 (2)乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害かつ意思表示が困難な者	－	３歳以上 (1)のうちストマ造設の障害者（児）については、皮膚のびらん、ストマの変形等によりストマ装具の装着が不可能な者。 (2)については、次の状態のいずれにも該当する者。 ①自力でトイレに行けないこと ②自力で便座（排便補助具の使用を含む）に坐ることができないこと ③介助による定時排泄をすることができないこと	－	月額 12,000 円
	収尿器（注３）	身体（者・児）	脊髄損傷等により高度の排尿機能障害がある者	－	（脊髄損傷等による排尿障害（特に失禁のある場合）のために収尿器を要する者）	－	月額 7,900 円（男性用） 月額 8,700 円（女性用）

（注は３２頁を参照）

区分	種　目	障害区分及び程度			年齢要件等	耐用年数	基準額（消費税込）
住宅改修費	居宅生活動作補助用具※	身体（者・児）	下肢又は体幹機能障害若しくは移動機能障害	総合等級３級以上	学齢児以上（難病患者等については、下肢又は体幹機能に障害のある者）	－	200,000 円
			上肢機能障害（特殊便器への取換えに限る）	総合等級２級以上			
		難病患者等	－				

注１　住宅用火災警報器の設置必要台数は、千葉市火災予防条例第２９条の３に規定する設置基準とします（２００８年６月１日からは、すべての住宅への設置が法令等により義務付けられています）。また、古くなった住宅用火災警報器は内部部品の寿命や電池切れで正常に火災を感知しない可能性があります。定期的に作動確認を行い、異常があったものや設置から概ね 10 年を経過しているものについては本体の交換をお勧めします。
設置または本体の交換を含めた適切な維持管理に関するご相談は、千葉市住宅用火災警報器相談室または最寄りの消防署予防課へお問い合わせください。

■窓　口

千葉市住宅用火災警報器相談室（千葉市消防局予防部予防課内）	電話　043-202-1688
受付日時：月～金曜日　９：００～１７：００（土日、祝日、年末年始を除く）	
URL　http://www.city.chiba.jp/kurashi/anzen/kasai/kehoki/index.html	
E-mail　yobo.FPP@city.chiba.lg.jp	

消防署	電　話	消防署	電　話	消防署	電　話
中　央	043-202-1617	稲　毛	043-284-5144	緑	043-292-6147
花見川	043-259-2571	若　葉	043-237-8041	美　浜	043-279-0196

注２　ネブライザー、電気式たん吸引器における「同程度の身体障害者（児）」とは、認定されている障害の原因となっている疾病等が原因で、現に呼吸器機能に障害があり、在宅の生活が困難なため本品が必要であり、そのことが医師の意見書等により証明された方をいいます。
注３　日常生活用具費の支給は在宅者に限りますが、注３の種目については、この限りではありません。
注４　注４の種目については、申請をする障害者と同一世帯に、他にも支給対象となる障害者がいる場合は申請者ごとに当該種目を支給するのではなく、世帯として支給します。
注５　当該種目の給付は、耐用年数内ではいずれか一種目とします。また、当該用品を直接、医療機器に接続するなどの誤った方法による使用が原因で医療機器に故障が発生した場合、本市はその責を負うことは出来ませんので、あらかじめご了承ください。

小児慢性特定疾病児童日常生活用具費の支給

■対象者　小児慢性特定疾病の認定を受けている方
※ただし、対象品目によっては２８～３２頁の日常生活用具費の支給が優先されることがあります。

■内　容
- 世帯の収入の状況に応じて費用の一部を負担していただきます。
- 事前の手続きが必要です。
- 対象品目については下記窓口にお問い合わせください。

■窓　口

各区保健福祉センター健康課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

補装具費の支給

■対象者
- 身体障害者（児）・難病等の方（児）
  ※対象となる疾病については１０８～１０９頁の対象疾病一覧表をご確認ください。

■内　容
- 身体上の障害を補うため一定の基準により補装具費（購入・修理・借受）を支給します。
- 支給に際しては、障害者相談センターで判定を受けていただくことがあります。
- 原則１割を負担していただきますが、世帯の市民税課税の状況やサービスを利用する方の収入などにより、１か月の負担する上限額が定められています（２６頁参照）。
  ※障害福祉サービス制度と同様に、高額障害福祉サービス等給付費の対象となる場合があります。
- 所得による制限があります。
- 事前の手続が必要です。
- 介護保険制度が優先となります（※印の付いている種目）

区　分	種　目
視覚障害者	盲人安全杖、義眼、眼鏡
聴覚障害者	補聴器
肢体不自由者	義手、義足、装具、歩行補助杖（一本杖除く）※ 車いす※、電動車いす（簡易型を含む）※等

＊ 借受については対象者種目がさらに限定されますので、窓口にご相談ください。
＊ 車いすの交付について、入院患者の場合は、取扱いが異なりますので窓口にご相談ください。
＊ 千葉市社会福祉協議会各区事務所（電話・ＦＡＸ６９頁参照） で、短期間車いすを貸与しています。

■窓　口

各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

おむつ給付

■対象者
- 在宅でねたきりの重度身体障害者（１８歳～６４歳でかつ身体障害者手帳１・２級）
- 在宅の重症心身障害児（者）（肢体不自由１・２級でかつ知的障害をあわせもつ３歳以上の方）
- 難病等により障害福祉サービスの支給決定を受けている方で、在宅でねたきりの方（１８歳～６４歳）

■内　容
- 紙おむつの給付を行います。
- １か月あたりの支給上限額が決められています（支給額のうち、１割は自己負担していただきます）。
- 所得等の制限があります。

■窓　口

各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

補助犬給付

■対象者
県内に１年以上お住まいで満１８歳以上の在宅の身体障害者の方
盲導犬（視覚障害１級）、介助犬（肢体不自由２級以上）、聴導犬（聴覚障害２級）
※ いずれも上記以外に所得制限や給付訓練等への適応、補助犬の飼育環境などの要件を満たす必要があります。

■内　容
- 補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を給付します。
- 訓練等に伴う交通費・食費、補助犬の管理費用等は、利用者の負担となります。

■窓　口

千葉県障害者福祉推進課障害保健福祉推進班	電話　043-223-2340	ＦＡＸ　043-221-3977

※ 申請窓口は各区保健福祉センター高齢障害支援課（電話・ＦＡＸ ８頁参照）です。

福祉カーの貸出

■対象者　市内の障害者で日常の歩行が困難な方・家族

■内　容
- 障害者の社会参加を促進するために、リフト付ワゴン「ゆうあい号」を貸出します。
- 無料（燃料費は利用者負担）

■窓　口

千葉市療育センター	電話　043-279-1141	ＦＡＸ　043-277-0220

障害者福祉バスの運行

■対象者　市内の障害者団体・障害者福祉施設

■内　容
- 障害者の社会参加を促進するために、リフト付バス「たいよう号」を運行しています。
- 無料（有料道路等通行料、有料駐車場使用料、宿泊の際のドライバーの宿泊代金（２名２部屋。食事代除く）は利用者負担）

■窓　口

千葉市療育センター	電話　043-279-1141	ＦＡＸ　043-277-0220

住民票の写し・戸籍関係証明等宅配サービス

■対象者　歩行等が困難な第１種身体障害者・知的障害者、要介護４以上の介護認定を受けた外出困難な高齢者等（区役所保健福祉センターに確認させていただく場合がございます）

■内　容　お住まいの区役所市民総合窓口課へ電話で申請していただくと、自宅または入居している施設（市内のみ）まで証明書をお届けします。

受　付　時　間	対象となる主な証明書
月～金曜日　８：３０～１７：３０ （祝日・年末年始除く）	●戸籍全部・個人事項証明書または戸籍謄抄本 ●除籍全部・個人事項証明書または除籍謄抄本 ●住民票の写し　●戸籍の附票の写し ●身分証明書　●年金の現況証明書

■窓　口　各区役所市民総合窓口課

区	電　話	区	電　話	区	電　話
中　央　区	043-221-2109	稲　毛　区	043-284-6109	緑　　区	043-292-8109
花見川区	043-275-6236	若　葉　区	043-233-8126	美　浜　区	043-270-3126

視覚障害者用ごみ指定袋配布

■対象者　視覚障害者の単身世帯

■内　容　びん・缶・ペットボトルを出すときに使用する資源物用の特別指定袋を年４回（６月・９月・１２月・３月の上旬）希望者に発送しています。

※資源物用の特別指定袋は、びん・缶・ペットボトルを出すときに使用できます。また、資源化のできない点字用の紙類をその袋に入れ、可燃ごみの収集日に出すこともできます。

■窓　口

収集業務課	電話　043-245-5249	ＦＡＸ　043-245-5477

粗大ごみの運び出し収集

■対象者　障害者のみの世帯または６５歳以上の高齢者世帯（一人暮らし又は高齢者のみの場合）

■内　容　粗大ごみを排出場所まで運び出すことが困難で、身近な方の協力を得られない世帯を対象に市の職員等が室内からの運び出し収集を行います。
※取り外し工事や解体作業が必要な物や、収集に支障がある場合は、運び出し収集の対象外となります。

■申込方法　粗大ごみ収集を「粗大ごみ受付センター」へお申し込みの際に、「室内からの運び出し収集」をお申し出ください。

■申込先　粗大ごみ受付センター
電話番号 /043-302-5374
受付時間 /[平日]9：00 ～ 16：00　[土]9：00 ～ 11：30
※祝日・休日・年末年始の受付はありません。
※休み明けはお申し込みが多いため、つながりにくくなります。

■窓　口

中央・美浜環境事業所	電話　043-231-6342	ＦＡＸ　043-233-8046
花見川・稲毛環境事業所	電話　043-259-1145	ＦＡＸ　043-257-6561
若葉・緑環境事業所	電話　043-292-4930	ＦＡＸ　043-292-4305

寝具乾燥サービス

■対象者　在宅でねたきりの１８歳～６４歳で、次のいずれかに該当する、寝具を衛生的な状態に保つことができない方
- 身体障害者手帳１・２級所持者
- 難病等により障害福祉サービスの支給決定を受けている方

■内　容　寝具類の月１回消毒乾燥、年１回丸洗いを行います。

■窓　口

各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

訪問理美容サービス

■対象者　在宅の重度肢体不自由者（１８歳～６４歳でかつ身体障害者１・２級）で、理容店又は美容院に行くことが困難な方

■内　容
- 理容師又は美容師を、自宅に派遣します（派遣にかかる費用は、市が負担します）。
- 調髪に伴うサービス料金は、自己負担となります。

■窓　口

各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

障害者家具転倒防止対策

■対象者　市内に住所を有する次のいずれかに該当する世帯のうち、自ら転倒防止金具を取り付けることが困難な方（重度障害者：身体障害者手帳１・２級、療育手帳Ⓐ～Ａの２、精神障害者保健福祉手帳１級）
- 重度障害者のみの世帯
- 重度障害者及び２０歳未満の方のみの世帯
- 重度障害者及び６５歳以上の高齢者のみの世帯

■内　容　家具の転倒防止のための、金具取付費用の助成を行います（金具代は除きます）。
事前の手続が必要です。（詳細は １１５頁 をご覧ください）

■窓　口

各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

オストメイト用装具の預かり保管（大規模災害対策）

地震などの大規模災害時において、自宅の倒壊等により、オストメイト（人工肛門、人口膀胱の造設者）が、普段から備蓄しているストマ装具を使用できなくなることが想定されることから、オストメイトが日常的に使用しているストマ装具を預かり、保管します。

■対象者　市内に居住し、日常的にストマ装具を使用している方で、原則として、身体障害者手帳を所持する方

■保管場所　お住まいの区の保健福祉センター高齢障害支援課

■窓　口

各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成

■対象者　市内に住所を有する１８歳未満の方で、以下の要件すべてを満たす方
- 両耳の聴力レベルが、原則３０dB 以上７０dB 未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない方
- 補聴器の装用が必要と医師に判断された方
- 所得による制限があります。

■内　容　基準額の範囲内で、補聴器購入費用の３分の２の助成を行います。

■窓　口

障害者自立支援課	電話　043-245-5173	ＦＡＸ　043-245-5549

在宅巡回機能回復訓練

■対象者　市内に住所を有する在宅の肢体不自由者（１８歳以上）で通所困難な方

■内　容　施設や医療機関で機能回復訓練を受けられない方に定期的に巡回訪問し訓練を行います。

■窓　口

千葉市療育センターふれあいの家	電話　043-216-5130	ＦＡＸ　043-277-0291

福祉電話の貸与

■内　容
- コミュニケーション及び緊急連絡の手段の確保を図るため福祉電話を貸与します。
- 貸与した方には電話設置工事料、基本料等の助成もあります。
- 毎年、市民税課税状況による見直しをします。

種　目	対象となる障害及び程度	要　　件
福祉電話	難聴者、外出困難な身体障害者１・２級	●１８歳以上の身体障害者 ●市民税所得割非課税世帯 ●障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯

※ 申請をする障害者と同一世帯に、他にも貸与の対象となる障害者がいる場合は、申請者ごとに当該種目を貸与するのではなく、世帯として貸与します。

■窓　口

各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

点字図書費支給

■対象者　在宅の視覚障害者（児）

■内　容
- 点字図書の購入費用を支給します。
- １年度に６タイトル２４巻を限度とします（１タイトルで２４巻を超えるときは、１タイトルとなります）。
- 自己負担：一般図書購入価格相当額
- 所得による制限があります。

■窓　口

各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

図書館サービス

自宅配本サービス　（※）	対象者：市内在住の身体障害者等で来館が困難な方 内　容：自宅に月２回、配本します。 図書等に関する相談を受けます。
郵送貸出サービス　（※）	対象者：市内在住の視覚障害者の方 内　容：自宅に点字図書や録音図書等を郵送します（送料無料）。
対面音訳サービス　（※）	対象者：市内在住の視覚障害者等の方 内　容：館内で図書等を対面にて読みます。

※ 事前に登録が必要です。

窓　口	自宅配本サービス	郵送貸出サービス	対面音訳サービス	電　話	ＦＡＸ
中央図書館		○	○	043-287-3984	043-287-4067
みやこ図書館	○		○	043-233-8333	043-234-4187
花見川図書館	○			043-250-2851	043-250-2853
稲毛図書館	○		○	043-254-1845	043-284-4795
若葉図書館	○			043-237-9361	043-237-5163
緑図書館	○		○	043-293-5080	043-293-5100
美浜図書館	○			043-277-3003	043-278-4303

メール１１９・ＮＥＴ１１９緊急通報システム

■対象者　市内在住または、市内に通勤通学している聴覚障害者、言語障害者

■内　容

メール１１９	携帯電話やパソコンのメールで消防車や救急車を呼べます。
ＮＥＴ１１９	スマートフォンやタブレット端末からインターネット（Ｗｅｂ）を使って消防車や救急車を呼べます。ＮＥＴ１１９は、令和２年に新しく導入されたもので、メール１１９よりも容易に１１９番通報ができます。

■手　続　メール１１９とＮＥＴ１１９は事前登録が必要です。「申込書」をご記入の上、消防局指令課に提出してください。
提出方法は、郵送、ＦＡＸ、直接持参いずれも可能です。
利用案内書は、次の場所で入手できます。
- 消防局指令課
- 各消防署（電話３２頁参照）
- 各区保健福祉センター高齢障害支援課（電話・ＦＡＸ８頁参照）
- 千葉市消防局ホームページ
  メール１１９のご案内
  https://www.city.chiba.jp/shobo/keibo/shirei/119nokakekata.html
  ＮＥＴ１１９のご案内
  https://www.city.chiba.jp/shobo/keibo/shirei/chibanet119kinkyuutuuhou.html

■窓　口

名　称	所　在　地	電　話	ＦＡＸ
消防局指令課	〒260-0854　中央区長洲１－２－１ セーフティーちば７階	043-202-1673	043-202-1676

メール１１０番システム・ファックス１１０番

■対象者　言葉や聴覚に障害のある方、電話による１１０番通報が困難な方など

■内　容　言葉や聴覚に障害のある方などが、屋外等での事件や事故に遭われた時に、携帯電話や専用のＦＡＸ番号を利用して１１０番通報することができます。

■手　続
- インターネットに接続できる携帯電話等から、メール１１０番通報用アドレスにアクセスのうえ、受付画面に従って必要事項を入力して送信してください。
  １１０番通報アドレス：http://chiba110.jp
- 専用のＦＡＸ番号を使ってＦＡＸしてください。なお、通報の際に伝達しやすいよう、事件や事故の内容をあらかじめ記入した「ファックス１１０番緊急通報用紙」も用意していますのでご利用ください。
  ファックス１１０番専用番号　０１２０－１１０２９４
  ファックス１１０番緊急通報用紙　検索「千葉県警　ファックス１１０」

■窓　口

名　称	所　在　地	電　話	ＦＡＸ
千葉県警察本部 通信指令課	〒 260-8668　中央区長洲１－９－１	043-201-0110 （代表）	0120-110294

ちばし安全・安心メール

■内　容　防犯・防災情報のメール配信サービスを行っています。

■手　続
- お手持ちのスマートフォン・携帯電話・パソコン等から「entry@chiba-an.jp」へ空メールを送信してください。
- 自動返信メールに記載の URL（登録用ホームページ）にアクセスします。
- 画面の指示に従って登録してください。

※ 登録・情報利用料は無料です。ただし、通信料は自己負担となります。

※「SHA-2」を利用した SSL サーバ証明書に非対応の携帯電話は新規登録、変更、削除ができませんので、下記問い合わせ先までご連絡ください。
非対応機種については、各携帯電話会社ホームページにて確認できます。

■窓　口

地域安全課	電話　043-245-5264	ＦＡＸ　043-245-5155
防災対策課	電話　043-245-5113	ＦＡＸ　043-245-5597

電話・ＦＡＸによる災害時緊急情報配信サービス

- 避難情報（避難指示など）、国民保護情報、津波情報などの緊急情報を電話またはＦＡＸで配信するサービスを行っています。
- 対象者はスマートフォン・携帯電話等をお持ちでない方や土砂災害警戒区域にお住まいの方です（ＦＡＸは聴覚に支障がある方を優先させていただきます）。
  スマートフォン・携帯電話等、メールを受信できる環境が整っている方は、ちばし安全・安心メール等をご利用ください。

■手　続　配信希望者は以下のいずれかの方法でお手続きをお願い致します。。
- 郵送・ＦＡＸ・メールの場合は千葉市ホームページより申請書をダウンロードして、必要事項を記入のうえ防災対策課へご提出ください
  ＵＲＬ：https://www.city.chiba.jp/somu/kikikanri/bosai/telfaxsaigaijikinkyujouhou.html
- 窓口に提出する場合は、市ホームページ・窓口（防災対策課・各区地域づくり支援課）で申請書を入手して、必要事項を記入のうえ、防災対策課・各区地域づくり支援課にご提出ください。（各区地域づくり支援課の電話番号は１１４頁をご覧ください。）

■窓　口

防災対策課	電話　043-245-5113	ＦＡＸ　043-245-5597

防災行政無線のテレホンサービス

■内　容
- 防災行政無線で放送した最新の内容（放送から 24 時間以内）を電話で確認できます。
- 原則として最新の放送内容のみを提供します。
- ご利用には通話料がかかります。
- プリペイド式携帯電話、IP 電話などでは、利用できない場合があります。
- 複数の方がサービスを利用しているときは、放送の途中から聞こえる場合があります。

■電話番号　０５０－５５３０－９９０７

■窓　口

防災対策課	電話　043-245-5113	ＦＡＸ　043-245-5597

消防情報メール

■内　容　消防情報の電子メール配信サービスを行っています。

■手　続
- お手持ちのパソコン・携帯電話・PHS 等から「chiba-fire@entry-f.mail-dpt.jp」へ空メールを送信してください。
- 自動返信メールに記載の URL（登録用ホームページ）にアクセスします。
- 画面の指示に従って登録してください。

※ 登録・情報利用料は無料です。ただし、通信料は自己負担となります。

■窓　口

消防局指令課	電話　043-202-1673	ＦＡＸ　043-202-1676

高齢者等ごみ出し支援事業補助金

ごみ出しが困難な一人暮らしの高齢者や障害者の世帯から、家庭系ごみ（粗大ごみを除く）を週１回以上収集し、ごみステーションに排出する支援を行った場合、支援団体に対して補助金を交付します。

※ 補助金を受けるにはあらかじめ団体登録の手続きが必要です。

■対象団体　町内自治会、老人クラブ、マンション管理組合などの非営利活動団体等
ただし、政治活動又は宗教活動、その他公序良俗に反するなど補助の対象事業として適当でないと認められる活動を行っている団体は対象となりません。

■補助対象となる方　ごみ出しが困難な単身世帯で、次のいずれかの要件を満たした方。
ただし、同様の要件を満たす同居人がいる場合は対象世帯となります。
(1) 介護保険の要支援１・要支援２または要介護１から要介護５までの認定を受けている方
(2) 身体障害者手帳１級又は２級を所持する方
(3) 精神障害者保健福祉手帳１級を所持する方
(4) 療育手帳Ⓐ又はＡを所持する方
(5) その他市長が認める方

■補助金の内容
(1) 家庭系ごみ（粗大ごみを除く）を週１回以上、対象世帯から収集し、ごみステーションへ排出した場合
１，０００円／月／世帯
(2) 団体が補助を初めて受ける場合
１０，０００円（１回限り）

《お問い合せ先》		
高齢福祉課	電話　043-245-5250	ＦＡＸ　043-245-5548

その他のサービス

ボランティア活動支援

■内　容　在宅の知的障害者のボランティア活動を支援し、その活動の機会を提供します。活動は、清掃などを行います。

■窓　口

名　　称	所　在　地	電話／ＦＡＸ
千葉市手をつなぐ育成会	〒 263-0015 稲毛区作草部２－４－５	043-206-4050

障害者就労事業振興センター

■対象者　障害者施設、ワークホーム等

■内　容　障害者就労支援事業所等の生産・販売事業の活性化とそこで働く障害者の自立支援に向け、販路や受注拡大、商品開発、事業経営や活動に関する研修の実施、情報提供などを行います。

所　在　地	電　話	ＦＡＸ
〒 260-0856　中央区亥鼻２－９－３	043-202-5367	043-202-5368

障害者社会参加推進センター

■対象者　障害者

■内　容　仲間作りなど社会参加支援を行います。

所　在　地	電　話	ＦＡＸ
〒 260-0844　中央区千葉寺町１２０８－２ 千葉市ハーモニープラザ３階 （千葉市身体障害者連合会）	043-209-3281	043-209-3282

心のふれあいフェスティバル

■内　容
- 精神障害者同士及び地域住民との交流を図るため、千葉県・千葉県精神保健福祉協議会との共催により年１回開催します。
- 精神障害者関係団体等による演芸大会、作品展示、専門職による精神保健福祉に関する面接相談等を行います

■窓　口

千葉市こころの健康センター	電話　043-204-1582	ＦＡＸ　043-204-1584

電話リレーサービス

■対象者　聴覚や発話に困難がある方

■内　容
- 「電話リレーサービス」とは、聴覚や発話に困難のある方と聞こえる方との会話を、通訳オペレータが手話・文字と音声を通訳することにより、電話で双方向につなぐサービスです。
- 24 時間 365 日対応、緊急通報・仕事のやり取り・病院への連絡・家族や友人との会話など、さまざまな場面で利用することができます。
- 本サービスを利用するためには、あらかじめ利用登録が必要となります。
  お持ちのインターネットにつながる端末（パソコン、スマートフォン、タブレットなど）に、電話リレーサービスのアプリをダウンロードし、利用者登録をしてください。
- 通話料・通信料は、発信者の負担となります。

■窓　口

一般財団法人日本財団 電話リレーサービス	電話　03-6275-0910	ＦＡＸ　03-6275-0913
	ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　https://nftrs.or.jp/	E-mail：info@nftrs.or.jp

精神障害者の明るいくらし促進事業

■内　容　精神障害者の社会復帰や社会参加の促進を図るために、こころの健康教室、ディライトフル・フェスタ、ふれあいボウリング大会、スプリング・フェスティバルを開催し、地域住民との交流、地域で行う精神保健福祉活動の支援を行っています。

■窓　口	千葉市こころの健康センター	電話　043-204-1582	ＦＡＸ　043-204-1584

デイケアクラブ

■対象者　精神障害者

■内　容　料理・手芸・音楽・スポーツ・施設見学等を通じて、仲間作りや社会復帰を支援します。

■窓　口	各区保健福祉センター健康課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

その他のサービス事業

事　業	内　容	窓　口
盲婦人家庭生活訓練	家庭生活に必要な日常生活訓練を行う。	千葉市視覚障害者協会 電話　043-421-1233
盲青年社会生活教室	社会生活に必要な知識の習得や体験交流のための講習を行う。	
中途失明者緊急生活訓練	歩行訓練並びに生活訓練を行う。	
中途失明者相談室	窓口相談：毎週木曜日（電話 043-312-0068）	
視覚障害者自立生活訓練	日常生活に必要な助言・指導及び自立生活訓練等を行う。	各区保健福祉センター 高齢障害支援課
		千葉市視覚障害者協会 電話　043-312-0068（専用番号）
点字図書・声の図書	点字・声（テープ）図書を貸出す。	視覚障害者総合支援センターちば 電話　043-424-2501 FAX　043-424-5179
点字市政だより	点字の市政だよりの発行を行う。	
声の市政だより	声の市政だよりの発行を行う。	千葉市療育センターふれあいの家 電話　043-216-5130
市議会だより点字版・録音版	市議会だよりの点字版・録音版（テープ・デイジー）の発行を行う。	視覚障害者総合支援センターちば 電話　043-424-2501
点字情報ネットワーク	登録者に新聞等の情報を週５回点字またはメールにより提供する。	千葉市身体障害者連合会 電話　043-209-3281
手話通訳者の派遣	コミュニケーション支援のため手話通訳者を派遣する。	各区保健福祉センター 高齢障害支援課
要約筆記者の派遣	コミュニケーション支援のため要約筆記者を派遣する。	
千葉県盲ろう者向け通訳・介助員の派遣	重度の盲ろう者に通訳・介助員を派遣し、情報保障及び移動等の介助を行う。	NPO 法人千葉盲ろう者友の会 電話 /FAX 043-310-3008
千葉県盲ろう者向け通訳・介助員の養成	盲ろう者向け通訳・介助員として必要な知識・技術の講習を行う。	
千葉県盲ろう者向け生活訓練	盲ろう者向けコミュニケーション訓練、歩行訓練、福祉機器の操作訓練などを行う。	
手話通訳者の養成	手話通訳者として必要な知識・技術の講習を行う。	千葉市聴覚障害者協会 電話　043-308-6372 FAX　043-204-1616
ろうあ者社会生活教室	社会生活に必要な知識の研修、教養講座を行う。	
要約筆記者の養成	要約筆記者として必要な知識・技術の講習を行う。	千葉市中途失聴・難聴者協会 電話 /FAX 043-245-0847
点訳・朗読奉仕員の養成	点訳奉仕員・朗読奉仕員として必要な知識・技術の講習を行う。	視覚障害者総合支援センターちば 電話　043-424-2390

千葉市身体障害者スポーツ大会

■対象者　４月１日現在、１３歳以上の身体障害者（児）
※心臓、じん臓、呼吸器、小腸、免疫、肝臓機能障害者は除く

■内　容
- 身体障害者スポーツの発展を図るとともに、社会の身体障害者に対する理解と認識を深め、身体障害者の自立と社会参加の促進を目的としています。
- 全国障害者スポーツ大会の選考会を兼ねて、年１回開催します。
- 競技内容

競　技　名	種　目　等
陸　　上	50m 走、100m 走、200m 走、400m 走、800m 走、1500m 走、スラローム、立幅跳、走幅跳、走高跳、砲丸投、ソフトボール投、ジャベリックスロー、ビーンバッグ投
水　　泳	25m 自由形、25m 平泳ぎ、25m 背泳ぎ、25m バタフライ、50m 自由形、50m 平泳ぎ、50m 背泳ぎ、50m バタフライ
フライングディスク	アキュラシー（5m、7m）、ディスタンス
アーチェリー	リカーブ、コンパウンド
卓　　球	一般卓球、サウンドテーブルテニス
ボッチャ	立位・座位

※障害区分によって、出場可能な種目が定められています。

■窓　口

障害者自立支援課	電話　043-245-5175	ＦＡＸ　043-245-5549

千葉市ゆうあいピック

■対象者　４月１日現在、１２歳以上の知的障害者（児）

■内　容
- 知的障害者スポーツの発展を図るとともに、社会の知的障害者に対する理解と認識を深め、知的障害者の自立と社会参加の促進を目的としています。
- 全国障害者スポーツ大会の選考会を兼ねて、年１回開催します。
- 競技内容

競　技　名	種　目　等
陸　　上	50m 走、100m 走、200m 走、400m 走、800m 走、1500m 走、4 × 100m リレー、立幅跳、走幅跳、走高跳、ソフトボール投、ジャベリックスロー
水　　泳	25m 自由形、25m 平泳ぎ、25m 背泳ぎ、25m バタフライ、50m 自由形、50m 平泳ぎ、50m 背泳ぎ、50m バタフライ
フライングディスク	アキュラシー（5m、7m）、ディスタンス
ボウリング	２ゲーム（予定）
卓　　球	シングルス

■窓　口

障害者自立支援課	電話　043-245-5175	ＦＡＸ　043-245-5549

千葉市精神障害者卓球大会

■対象者　４月１日現在、１３歳以上の精神障害者（児）（原則として、精神障害者保健福祉手帳等所持者）

■内　容
- 卓球を通じて、精神障害のある方が障害者スポーツの楽しさを体験し、その体力の維持・向上、精神面での充足を図るとともに、市民の障害者への理解を深めることにより、障害者の自立と社会参加の推進に寄与することを目的としています。
- 全国障害者スポーツ大会の選考会を兼ねて、年１回開催します。
- 競技内容　卓球（男女別シングルス）

■窓　口

千葉市こころの健康センター	電話　043-204-1582	ＦＡＸ　043-204-1584

千葉市精神障害者ソフトバレーボール大会

■対象者　大会申込時において、１３歳以上の精神障害者（児）（原則として、精神障害者保健福祉手帳等所持者）

■内　容
- ソフトバレーボールを通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、社会参加の促進を目的としています。
- 全国障害者スポーツ大会の選考会を兼ねて、年１回開催します。
- 競技内容　ソフトバレーボール

■窓　口

千葉市こころの健康センター	電話　043-204-1582	ＦＡＸ　043-204-1584

ちばしパラスポーツコンシェルジュ

■対象者　障害者（児）及びその家族、障害者支援施設、障害者団体、スポーツ団体など

■内　容
- 障害者が地域のスポーツ活動に参加するためのつなぎ役として、コーディネーターが障害の種類・程度に応じたスポーツの紹介やサークル活動へのマッチングを行います。

■窓　口

ちばしパラスポーツコンシェルジュ（千葉ポートアリーナ３階）	電話　043-312-0605	ＦＡＸ　043-312-7076
開所時間	火曜日～日曜日　9:00 ～ 17:00（祝日、年末年始を除く）	
電子メール	paraspo-con@chibacity.spo-sin.or.jp	

千葉市パラスポーツ振興補助金

■内　容　障害者のスポーツ活動参加を促進するため、障害者を対象としたスポーツ、運動やレクリエーションなどの教室や体験会を開催した際の費用の一部を助成します。

■窓　口

スポーツ振興課	電話　043-245-5622	ＦＡＸ　043-245-5592

千葉市障害者福祉大会

■内　容　障害者週間事業の一環として、障害者の自立の促進と市民意識の啓発及び障害者間の障害種別を越えた交流を図ることを目的に、年１回開催します。

＜主なプログラム＞
- 公募作品（心の輪を広げる体験作文・障害者週間のポスター）の最優秀賞受賞者表彰
- 全国障害者スポーツ大会千葉市代表選手紹介
- 体験・実践発表、演奏・演技発表（障害者又は関係者による発表）・著名人による講演会

■窓　口

障害者自立支援課	電話　043-245-5175	ＦＡＸ　043-245-5549

心の輪を広げる体験作文・障害者週間のポスター募集

■対象者　心の輪を広げる体験作文・・・小学生以上（小学生区分、中学生区分、高校生区分、一般区分）
障害者週間のポスター・・・・小学生及び中学生（小学生区分、中学生区分）

■内　容
- 障害者週間に向けて、例年７月から９月上旬にかけて募集を行います。
- 応募作品の中から、最優秀作品等を選考し、全国の推薦作品が集まる審査会に千葉市の代表を推薦します。また、千葉市障害者福祉大会で最優秀賞受賞者の表彰を行います。

■窓　口

障害者自立支援課	電話　043-245-5175	ＦＡＸ　043-245-5549

5 医　療

自立支援医療（更生医療（18歳以上））／（育成医療（18歳未満））

■対象者　身体障害者（児）

■内　容
- 障害の軽減、進行の防止、機能の回復のための治療を行う場合、その費用の一部を公費負担する制度です。
- 人工透析療法、腎臓移植手術、心臓手術、整形外科手術、中心静脈栄養法（小腸）、肝臓移植手術、免疫機能改善等が対象です。
- 本人及び扶養義務者の市民税額等に応じて原則１割の自己負担があります。ただし、所得に応じて負担上限額が設定されています。また、継続的に相当額の医療費がかかる方（重度かつ継続）については、別途負担を軽減する制度があります。
- 所得による制限があります。
- 事前の手続が必要です。

■窓　口

◆更生医療	各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

◆育成医療　　各区保健福祉センター健康課（すこやか親子班）

区	電　話	ＦＡＸ	区	電　話	ＦＡＸ
中央区	043-221-2581	043-221-2590	若葉区	043-233-8191	043-233-8198
花見川区	043-275-6295	043-275-6298	緑　区	043-292-2620	043-292-1804
稲毛区	043-284-6493	043-284-6496	美浜区	043-270-2213	043-270-2065

自立支援医療（精神通院医療）

■対象者　通院により精神障害の医療を受けている方

■内　容
- 本人及び扶養義務者の市民税額等に応じて原則１割の自己負担があります。ただし、所得に応じて負担上限額が設定されています。また、継続的に相当額の医療費がかかる方（重度かつ継続）については、別途負担を軽減する制度があります。
- 所得による制限があります。
- 本人又は保護者（本人が１８歳未満の場合）の方の申請が必要です。

■窓　口

各区保健福祉センター健康課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

精神障害者入院医療費の助成

■対象者　市内に住所を有する、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第５条に規定する精神障害者（知的障害者を除く）で、市県民税非課税世帯の方（入院時の食事療養費等は対象外です）

■内　容　精神障害治療のため１か月以上入院（措置入院を除く）した場合、保険診療の自己負担額の２分の１を助成します。

■窓　口

各区保健福祉センター健康課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

心身障害者（児）医療費の助成

■対象者　国民健康保険、各社会保険、後期高齢者医療制度の被保険者又は被扶養者で、次のいずれかに該当する方

- 身体障害者：身体障害者手帳１～２級及び内部障害３級
- 知的障害者：療育手帳Ⓐ（Ⓐの１・Ⓐの２）～概ねＢの１
- 精神障害者：精神障害者保健福祉手帳１級

※６５歳以上で新たに重度の障害者の認定を受けた方は対象外となります。

■内　容

- 病院や薬局等の医療機関で診療を受けた場合に、保険診療の範囲内で医療費の自己負担分について助成が受けられます（入院時の食事療養費等は対象外です）。
- 助成を受けるためには、事前に受給資格の認定申請を行う必要があります。
- 助成は、申請した月の１日の受診分から対象になります。ただし、受給券の発行は基本的に申請した月の翌月１日からとなります。
- 所得による制限（特別障害者手当の所得制限限度額を超える方は対象外）があります。※

※所得制限限度額を上回る方のうち、自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）を受給中で、「重度かつ継続」に該当する方は所得による制限はありません。

■助成方法　**原則：「現物給付方式」**

■受給資格の認定を受けた方に交付する「心身障害者（児）医療費助成受給券」（以下「受給券」といいます。）を、受診の際に健康保険証と一緒に医療機関の窓口で提示して頂くと通院１回 / 入院１日につき、３００円又は無料の自己負担で診療が受けられます（所得によって自己負担額が異なります）。

※薬局での調剤はすべて無料となります。

※同じ月に同じ医療機関で５回以上の通院又は、５日以上の入院をした場合、申請頂くことにより５回（５日）目以降にご負担いただいた自己負担金をお返しいたします。

例外：「償還払い方式」

■下記の場合は「受給券」の使用はできません。医療機関の窓口で一旦健康保険の自己負担分をお支払いいただいた後、「心身障害者医療費助成金交付申請書」に医療機関で発行された領収書を添付の上、各区保健福祉センター高齢障害支援課にご提出ください。

（１）はり・灸・あんま・マッサージを受診した場合
（２）千葉県外の国民健康保険・千葉県外の後期高齢者医療制度に加入の方
（３）千葉県外の医療機関で受診された場合
（４）受給券を医療機関に持参するのを忘れた場合
（５）受給資格の認定から受給券の交付までの間に受診された場合。

（この他にも領収書の提出が必要な場合があります。詳しくはお問合せください）

■窓　口

各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

心身障害者（児）医療費助成制度の利用にあたって

＜他の公費負担医療制度などの優先利用のお願い＞

心身障害者（児）医療費助成制度（以下「障害者医療費助成」）の受給券と、自立支援医療などの公費負担医療（以下「国公費負担医療」）の受給資格証等について、両方ともお持ちの方は、医療機関への受診に際しては、**必ず両方の受給資格証等をご提示ください。**
「国公費負担医療」が優先適用された後の自己負担額に対して「障害者医療費助成」を適用します。

- 「国公費負担医療」の受給資格証等を提示せず、「障害者医療費助成」の受給券のみを提示すると、診療のすべてに「障害者医療費助成」が適用されてしまい、本来、国や県の財源で賄える費用まで、千葉市の財源のみで賄うことになってしまいます。
  そこで、「障害者医療費助成」の制度継続のため、「国公費負担医療」の対象となる診療については、両方の受給資格証等をご提示いただきますようお願いいたします。
- 「障害者医療費助成」の申請時に、「国公費負担医療」が利用可能な場合には申請手続をご案内させていただく場合があります。

（障害者に係る国などの医療費助成制度）

自立支援医療（更生医療）	４４頁参照
自立支援医療（育成医療）	４４頁参照
自立支援医療（精神通院医療）	４４頁参照
小児慢性特定疾病医療費助成制度	５３頁参照
指定難病医療費助成制度	５３頁参照

＜「特定疾病療養受療証」の提示のお願い＞

加入されている健康保険から「特定疾病療養受療証（以下「受療証」）」が発行されている場合、医療機関への受診に際しては、**必ず受給券とともに「受療証」をご提示ください。**
「受療証」が適用された後の自己負担額に対して「障害者医療費助成」を適用します。

- 特定疾病療養費受療証の申請等については、各加入の健康保険の保険者にお問い合わせください。

＜「子ども医療費助成」等との選択のお願い＞

「障害者医療費助成」のほか、中学生以下のお子さんを対象とした「子ども医療費助成」は、いずれも千葉市の制度のため、**どちらも利用可能な方は、利用する制度を選んでいただきます。**
※「子ども医療費助成」は、令和５年８月診療分から保護者負担額などについて、制度変更となります。

心身障害者（児）の歯科診療

■対象者　市内に住所を有し、一般の歯科診療所での治療が難しい、身体障害者（児）・知的障害者（児）で通院可能な方

■内　容　申込み受付後、治療可能か判定を行い、その後、治療計画を立て治療を開始します。

■窓　口

（公財）千葉市保健医療事業団	電話　043-238-9912	ＦＡＸ　043-238-9953
受付日時	月～金曜日　９：００～１７：００（祝日、年末年始を除く）	
診療日・診察時間	原則、毎週木曜日　９：３０～１２：３０（完全予約制）	

インフルエンザ予防接種

■対象者　市内在住で、６５歳以上の方、または６０歳から６４歳の方で、心臓、じん臓、呼吸器機能、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に、身体障害者１級に相当する障害がある方

■内　容
- １０月から１２月末までの間、市内の協力医療機関で接種を受けることができます。
- 自己負担額は１，８００円です。
  ただし、上記対象者のうち生活保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受ける世帯、市民税非課税世帯の方は費用が免除されます。

■窓　口

保健所感染症対策課	電話　043-238-9941	ＦＡＸ　043-238-9932

高齢者肺炎球菌予防接種

■対象者　市内在住で、次のいずれかに該当する方。
＊過去に肺炎球菌ワクチンを接種したことがある方は対象外
（１）　２０２３年度中に６５歳になる方
（昭和３３年４月２日～昭和３４年４月１日生まれの方）
（２）　２０２３年度中に７０歳になる方
（昭和２８年４月２日～昭和２９年４月１日生まれの方）
（３）　２０２３年度中に７５歳以上になる方
（昭和２４年４月１日以前に生まれた方）
（４）　接種日に６０歳以上で、心臓・じん臓・呼吸器機能・ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に身体障害者１級に相当する障害がある方

■内　容
- 市内の協力医療機関で接種を受けることができます。
- 自己負担額は３，０００円です。
  ただし、上記対象者のうち生活保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受ける世帯、市民税非課税世帯の方は費用が免除されます。

■窓　口

保健所感染症対策課	電話　043-238-9941	ＦＡＸ　043-238-9932

6 手　当

各種手当

（２０２３年４月１日現在）

区分＼手当	２０　歳　未　満		
	特別児童扶養手当	障害児福祉手当	市福祉手当（児）
受給者	保護者	本　人	保護者
障害程度 ※１	・重度（１級） 身体障害概ね１級、２級 知的障害Ⓐ～Ａの２ 精神障害（上記の障害と同程度のもの） ・中度（２級） 身体障害概ね３級 知的障害概ねＢの１ 精神障害（上記の障害と同程度のもの）	・身体障害概ね１級・２級 ・知的障害Ⓐ～Ⓐの２ ・精神障害児（常時要介護）	・身体障害１級・２級 ・身体障害３級～６級で６か月以上寝たきりの身体障害児 ・知的障害Ⓐ～概ねＢの１ ・精神障害１級
手当額 （月額） ※２	重度（１級）　53,700 円 中度（２級）　35,760 円	15,220 円	7,000 円 次のア、イ、ウのうち、いずれか２つ以上の障害がある方は 10,500 円 ア 身体障害１級または２級 イ 知的障害Ⓐ～Ａの２ ウ 精神障害１級
支給月	４・８・１１月	２・５・８・１１月	４・８・１２月
支給制限 ※３	・施設入所の場合は不可 ・所得制限あり（本人、配偶者及び扶養義務者）	・施設入所の場合は不可 ・所得制限あり（本人、配偶者及び扶養義務者）	
併給制限	障害による年金	・障害による年金 ・市福祉手当（児）	障害児福祉手当
支給方法	口座振込	口座振込	口座振込
必要書類	・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） ・身体障害者手帳又は療育手帳 ・所定の診断書 ・保護者名義の口座番号がわかるもの（通帳） ・印鑑	・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）※４ ・身体障害者手帳又は療育手帳 ・所定の認定診断書 ・障害児名義の口座番号がわかるもの（通帳） ・印鑑	・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳 ・保護者名義の口座番号がわかるもの（通帳）

※１ あてはまらない方でも、障害の状態によって認められる場合があります。ご相談ください。
※２ 手当額は、２０２３年４月１日現在の金額です。
※３ 特別児童扶養手当、障害児福祉手当は、毎年８月 12 日から９月 11 日までの間に、所得状況や世帯員の状況等を所定の様式で届け出ていただきます。
※４ 扶養義務者が住民票上で確認できれば省略できる場合があります。

■窓　口	各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

（２０２３年４月１日現在）

区分＼手当	２０　歳　以　上	
	特別障害者手当	市福祉手当（者）
受 給 者	本　人	本　人
障害程度	著しく重度の障害があり日常生活において常時特別の介護を要する方	・身体障害１級 ・身体障害２級～６級で６か月以上寝たきりの方 ・知的障害Ⓐ～概ねＢの１ ・精神障害１級 ※６５歳以上で新たに重度の障害者の認定を受けた方は対象外となります。
手 当 額 （ 月 額 ） ※１	27,980 円	5,000 円 次のア、イ、ウのうち、いずれか２つ以上の障害がある方は 10,500 円 ア 身体障害１級または２級 イ 知的障害Ⓐ～Ａの２ ウ 精神障害１級
支 給 月	２・５・８・１１月	４・１０月
支給制限	・施設入所の場合は不可 ・継続して３か月を超える入院をする場合は不可 ・所得制限あり（本人、配偶者及び扶養義務者）※２	・施設入所の場合は不可 ・継続して３か月を超える入院をする場合は不可
併給制限	・市福祉手当（者） ・国福祉手当	・特別障害者手当 ・国福祉手当
支給方法	口座振込	口座振込
必要書類	・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）※３ ・身体障害者手帳または療育手帳 ・所定の認定診断書 ・障害者名義の口座番号がわかるもの（通帳） ・年金証書（支払通知） ・印鑑	・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳 ・障害者名義の口座番号がわかるもの（通帳）

※１ 手当額は、２０２３年４月１日現在の金額です。
※２ 特別障害者手当は、毎年８月 12 日から９月 11 日までの間に、所得状況や世帯員の状況等を所定の様式で届け出ていただきます。
※３ 扶養義務者が住民票上で確認できれば省略できる場合があります。

■窓　口	各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

（２０２３年４月１日現在）

区分＼手当	その他		
	児童扶養手当		
受給者	母親または父親（配偶者重度障害）		
障害程度	配偶者が国民年金法に定める障害等級の１級に該当する方		
手当額（月額）	区分	全部支給	一部支給
	児童1人	44,140 円	44,130 円～ 10,410 円
	児童2人	10,420 円を上限に加算 (※収入に応じて加算額の調整あり)	
	３人目以降は、１人 6,250 円を上限に加算 (※収入に応じて加算額の調整あり)		
支給月	奇数月（1、3、5、7、9、11月）		
支給制限	・施設入所（児童）の場合は不可 ・所得制限あり （本人・配偶者・扶養義務者）		
併給制限	公的年金 （ただし、受給者及び児童が受給する公的年金額が児童扶養手当額を下回るときは、その差額分の手当を支給する）		
支給方法	口座振込		
必要書類	・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） ・身体障害者手帳または療育手帳 ・所定の認定診断書 ・受給者名義の口座番号がわかるもの ・個人番号確認書類（マイナンバーカードなど） ・本人確認書類 ・基礎年金番号通知書など		

■窓　口　各区保健福祉センターこども家庭課

区	電　話	ＦＡＸ	区	電　話	ＦＡＸ
中央区	043-221-2149	043-221-2606	若葉区	043-233-8150	043-233-8178
花見川区	043-275-6421	043-275-6318	緑区	043-292-8137	043-292-8284
稲毛区	043-284-6137	043-284-6182	美浜区	043-270-3150	043-270-3291

7 年　金

国民年金法によるもの（障害基礎年金）

■対象者　国民年金法の障害等級１・２級で、次のいずれかに該当する方
※ ６５歳前に初診日がある方に限ります。

- 初診日（障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日）において国民年金の被保険者である方または国民年金の被保険者であった日本国内に住所を有している６０歳以上６５歳未満の方で、保険料の納付要件を満たしている方が初診日から１年６か月経過したとき・症状が固定したときに、同法に定める障害の状態にある場合
ただし、６５歳未満で老齢基礎年金を繰り上げ受給している方は請求できません。
- ２０歳前に初診日がある病気やケガが原因で同法に定める障害の状態に該当する方が２０歳になった場合

■内　容

	等級	67 歳以下の方 （昭和 31 年４月２日以後生まれ）	68 歳以上の方 （昭和 31 年４月１日以前生まれ）
年金額	１級：	993,750 円＋子の加算額	990,750 円＋子の加算額
	２級：	795,000 円＋子の加算額	792,600 円＋子の加算額

※他の公的年金を受給しているとき、基準額以上の所得があるとき（20 歳前障害受給者）は、支給が停止されることがあります。
※生計を維持する婚姻していない子（18 歳到達年度の末日までの子か、20 歳未満で障害の等級が 1 級か 2 級の状態にある子）がいる場合は第 1 子･第 2 子は各228,700 円、第 3 子以降は各 76,200 円加算されます。

■窓　口　各区市民総合窓口課
※国民年金第 3 号被保険者の期間に初診日がある方の受付は区役所ではできません。
※受付後の審査は日本年金機構が行います。

区	電　話	ＦＡＸ	区	電　話	ＦＡＸ
中央区	043-221-2133	043-221-2680	若葉区	043-233-8133	043-233-8164
花見川区	043-275-6278	043-275-6371	緑区	043-292-8121	043-292-8160
稲毛区	043-284-6121	043-284-6190	美浜区	043-270-3133	043-270-3196

厚生年金保険法によるもの（障害厚生年金・障害手当金）

■対象者　初診日に厚生年金に加入しており、保険料の納付要件を満たしている方が初診日から１年６か月経過したとき・症状が固定したときに、同法に定める障害の状態にある場合。

■内　容

障害厚生年金	障害の程度により１級～３級に分かれています。 ● １・２級　：　障害基礎年金に上乗せ支給 ● ３級　　：　厚生年金保険が独自に支給
障害手当金	障害厚生年金が支給される障害程度よりも軽い場合に一時金として支給されます。

■窓　口　事業所を管轄する年金事務所

管轄区域	管轄事務所名	所在地	電　話
中央区・若葉区・緑区	千葉年金事務所	〒 260-8503 中央区中央港１－１７－１	043-242-6320
花見川区・稲毛区・美浜区	幕張年金事務所	〒 262-8501 花見川区幕張本郷１－４－２０	043-212-8621

福祉的措置によるもの（特別障害給付金制度）

■対象者　次のいずれかに該当する方で国民年金に任意加入していなかった期間中に初診日のある傷病により、現に障害基礎年金の障害等級１級・２級に該当していても障害基礎年金等の受給権がない方

- 昭和６１年３月３１日以前に、厚生年金保険・共済組合の加入者等の配偶者であった方や大学生等
- 昭和６１年４月１日から平成３年３月３１日までに学生・生徒であった方

■内　容

支給額	１級：	月額	53,650 円
	２級：	月額	42,920 円

※ 他の公的年金を受給しているとき、基準額以上の所得があるときは、支給されないことがあります。

■窓　口

各区市民総合窓口課	電話・ＦＡＸ　５１頁参照

国民年金保険料の法定免除

■国民年金被保険者

第１号被保険者	日本国内に住所を有する２０歳以上６０歳未満の農林業従事者、自営業者、自由業者、サービス業者、無職の方とその配偶者 ２０歳以上の学生、会社員の配偶者でも扶養になっていない方
第２号被保険者	厚生年金や各種共済組合の加入者
第３号被保険者	厚生年金や各種共済組合の加入者に扶養されている２０歳以上６０歳未満の配偶者

■対象者　国民年金第１号被保険者の方で障害基礎年金、ならびに被用者年金の障害年金（２級以上）を受けている方

■手　続　上記に該当したとき、または保険料の法定免除を受けていた方が上記に該当しなくなったときは､それぞれ１４日以内に年金事務所長あての「国民年金保険料免除理由該当･消滅届」に基礎年金番号通知書を添えて下記の窓口に提出します。

■窓　口

各区市民総合窓口課	電話・ＦＡＸ　５１頁参照

心身障害者扶養共済

■対象者　障害者（児）を扶養している方

■内　容　加入者が毎月一定の掛け金を払い込み、加入者が死亡・重度障害者になった場合、障害者（児）に終身年金を支給します。

加入要件	次のいずれかに該当する方を扶養している保護者 ① 身体障害者：身体障害者手帳１～３級 ② 知的障害者：療育手帳Ⓐ～Ｂの２ ③ 精神障害者：①又は②と同程度の精神に永続的な障害のある方 ④ ①又は②と同程度の身体に永続的な障害のある方
加入制限	年度当初（４月１日時点）で満６５歳以上の方は加入できません。 ※その他、特別な疾病または障害のある方は、生命保険会社の審査により加入出来ないことがあります。
掛金額	加入者の年齢により１口月額 9,300 円～ 23,300 円
年金額	月額 20,000 円 月額 40,000 円（２口加入）

■窓　口

各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

8 難　病

難病等の方々が障害福祉サービス等の対象となります

難病等の対象疾病に該当する方は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の利用が可能です。また、対象が児童の場合は、児童福祉法による障害児支援も利用できます。

- 対象となるサービス：障害福祉サービス（２２頁）、障害児通所支援（２７頁）、日常生活用具（２８頁）、補装具（３３頁）
- 対象となる疾病：１０８～１０９ 頁の対象疾病一覧表をご確認ください。
- 手続きに必要な書類：対象疾病に罹患していることがわかる証明書（診断書又は特定医療費（指定難病）受給者証等）

指定難病・特定疾患医療費助成

■対象者　国が指定した難病に罹患し、認定基準を満たした方

■内　容　指定難病・特定疾患の医療費を、保険診療の範囲内で自己負担分の一部または全額を助成します。

■窓　口	各区保健福祉センター健康課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

小児慢性特定疾病医療費助成

■対象者　国が指定した対象疾病に罹患し、認定基準を満たした 18 歳未満の方
※ただし、18 歳になる前から認定を受けていた場合で、18 歳になった後も引き続き治療が必要であると認められた方は、20 歳になるまでが対象です。

■内　容　小児慢性特定疾病の医療費を、保険診療の範囲内で、自己負担分の一部または全額を助成します。

■窓　口	各区保健福祉センター健康課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

在宅難病患者一時入院事業

■対象者　常時医学的管理が必要かつ病状の安定している神経・筋疾患の指定難病又は特定疾患患者の方で、在宅で介護を受けながら療養されている方

■内　容　千葉県が委託契約した医療機関等における一時入院もしくは在宅レスパイト（訪問看護）が受けられます。

■窓　口	各区保健福祉センター健康課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

在宅人工呼吸器使用患者支援事業

■対象者　在宅で人工呼吸器を使用している指定難病又は特定疾患患者の方で、医師が診療報酬訪問看護を必要と認める方

■内　容　千葉市等が委託契約した訪問看護ステーション等で、年間２６０回を限度に診療報酬の定められた回数を超えて行った訪問看護の費用を公費負担します。

■窓　口	各区保健福祉センター健康課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

スモンに対するはり・きゅう及びマッサージ治療研究事業

■対象者　スモン患者で、はり等による治療を希望する方

■内　容　千葉県が委託契約した施術所において、月７回を限度に、はり等の施術を受けることができます。

■窓　口

各区保健福祉センター健康課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

■対象者　先天性血液凝固因子障害等患者

■内　容　千葉県が委託契約した医療機関等において、先天性血液凝固因子障害等の治療費を保険診療の範囲内で助成します。

■窓　口

各区保健福祉センター健康課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

肝炎治療特別促進事業

■対象者　Ｂ型・Ｃ型ウイルス性肝炎患者でインターフェロン等の治療を受けられている方

■内　容　千葉県が契約した医療機関等において、１年間を限度に当該治療経費を保険診療の範囲内で助成します。

■窓　口

各区保健福祉センター健康課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

難病医師相談

■内　容　膠原病難病、神経・筋難病、消化器系難病の方及びその家族を対象に、専門医による個別相談を行っています。相談の募集は「市政だより」でお知らせします。

■窓　口

健康支援課	電話　043-238-9968	ＦＡＸ　043-238-9946

9 住　宅

住宅改造費助成

■対象者
- 身体障害者：身体障害者手帳１・２級
- 知的障害者：療育手帳 Ⓐ～Ａの２

■内　容
- 障害者が現に住んでいる家の浴室・便所・玄関等を障害者にあうように改造する場合、助成対象工事（指定業者による工事に限ります。）の費用を助成します。
- 新築・増築・工事開始後のものは対象となりません。また、１世帯につき１回のみの助成です。（※事前に手続きが必要です。）
- この住宅改造費助成事業と高齢者の住宅改修費支援サービスは、１世帯につき、どちらか１回のみの助成となります。
- 助成金額は 70 万円を上限とし、当該年度の市民税所得割額及び工事施工業者の本社所在地により、助成割合が下記のとおり異なります。
- 介護保険制度の住宅改修等、他の制度により助成の対象となる場合は、同時に申請していただきその助成相当額を工事費より控除します。
- 現地調査等の事前審査を受けていただくため、工事開始までに一定期間がかかります。

■補助率

区　分	助成割合	
	市内の業者を利用する場合	市外の業者を利用する場合
生活保護世帯・市民税非課税世帯 生活中心者の市民税所得割額が０円	２／２	
生活中心者の市民税所得割額 143,000 円以下	２／３	１／２
生活中心者の市民税所得割額 143,001 円以上 213,000 円以下	１／３	１／４
生活中心者の市民税所得割額 213,000 円を超える場合	助成対象外	

※２０１８年度から、政令市における個人住民税所得割の標準税率は、市民税が８％（従来は６％）となる一方、道府県民税が２％（同４％）となりました。政令市で課税される方は、実際の税額ではなく、従来の税率６％を適用した金額を市民税所得割額とみなして区分の判定を行います。

■窓　口

各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

障害者等住宅改造相談

■対象者　在宅の障害者または高齢者及びその家族の方で、住宅改造などにより日常生活を容易にしたい方、または介護をしやすくしたい方

■内　容　介護と福祉に精通した、専門的知識を有する相談員（住まいと福祉の会所属の一級建築士）及び作業療法士又は理学療法士が身体状況や家屋状況に応じたアドバイスをします。

例：間取りや段差解消などの改造／福祉機器の活用　など
- 必要に応じ相談員が改造検討する住宅に出向き、無料で相談に応じます。
- 相談日：第１・３火曜日　１３：００～１６：００（応相談）
- 事前に電話または窓口で予約が必要です。

※住宅改造費助成については、各区保健福祉センター高齢障害支援課へお問い合わせください。

■窓　口

名　称	所　在　地	電　話	ＦＡＸ
千葉市障害者福祉センター	〒 260-0844 中央区千葉寺町１２０８－２ 千葉市ハーモニープラザ１階	043-209-8779	043-209-8782

住宅増改築相談

■対象者　障害者や高齢者に配慮した住宅の増改築（バリアフリー化工事など）をしようとする方

■内　容　公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター登録の増改築相談員（千葉市増改築相談員協議会会員）が相談に応じます。

相談日	第２金曜日（※８月は第２木曜日）１０：００～１５：００
開催場所	各区役所　玄関ホール等（中央区は「きぼーる１階アトリウム」、稲毛区は決まり次第市ＨＰに掲載）

■窓　口

千葉市増改築相談員協議会	電話　043-285-3003

住宅確保要配慮者円滑入居支援

■対象者　障害者世帯、高齢者世帯など

■内　容

- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の規定に基づき、対象となる方が入居可能な民間賃貸住宅の情報（名称・所在地・築年・家賃・共益費・設備・物件の問合せ先など）を提供します。
- 賃貸借契約の際、家賃債務保証会社等と保証委託契約等を行った場合、入居者の家賃債務保証料等を低廉化するために必要な経費（1 戸あたり上限：6 万円）を補助します（千葉市民間賃貸住宅入居支援補助金やその他公的制度による同種の補助（生活保護等）を受けていない方が対象です。）

※１　審査により保証を受けられない場合があります。

※２　家賃債務保証は家賃を滞納した場合に保証会社が代わりに支払うもので、入居者の支払いが免除されるものではありません。保証会社から請求があり、保証会社に支払いをしなくてはなりません。

※３　家賃債務保証料等の補助は、当該年度に家賃債務保証料等の低廉化を行う家賃債務保証業者が対象となります。

※４　その他、詳細については、下記の窓口にお問い合わせ下さい。

名　称	所　在　地	開所日・時間等	電　話	ＦＡＸ
すまいのコンシェルジュ（千葉市住宅関連情報提供コーナー）	〒 260-0026 中央区千葉港２－１ 千葉中央ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ１階 （千葉市住宅供給公社内）	月～金曜日及び 第１・３日曜日 （年末年始・祝祭日は休み） 10：00 ～ 15：00 （12：00 ～ 13：00 を除く）	043-245-5690	043-245-5691

グループホーム等家賃助成

■対象者　グループホーム等（グループホーム、知的障害者生活ホーム）に入居している障害者（生活保護の適用を受けている方を除く）

■内　容　グループホーム等の家賃を、月額 20,000 円を上限として助成します（償還払い）。

■窓　口

各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

公営住宅

■対象者

- 市営住宅、県営住宅ともに、車いす利用者専用住宅があります。
（床に段差がなく、浴室・トイレを広めに設計した住宅です。）
- 市営住宅及び県営住宅では、下記障害に該当し一定の基準を満たす方がいる世帯は、当選確率が高くなる制度があります（所得制限があります）。
- 市営住宅及び県営住宅では、下記の障害者がいる世帯については入居収入基準が緩和されています（所得制限があります）

障害区分	市営住宅	県営住宅
身体障害者	身体障害者手帳１～４級の方	
知的障害者	療育手帳所持者	
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳所持者	

■窓　口

名　称	種　別	所　在　地	電　話	ＦＡＸ
千葉市住宅供給公社	市営住宅	〒 260-0026 中央区千葉港２－１ 千葉中央ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ１階	043-245-7515	043-245-7517
千葉県住宅供給公社	県営住宅	〒 260-0016 中央区栄町１－１６	043-222-9200	043-222-6750

民間賃貸住宅入居支援（すまいの情報提供など）

■対象者　障害者世帯、６０歳以上の高齢者を含む世帯など
（家賃を適正に支払い、地域の中で自立した生活を営むことができる方）

■内　容

- 対象となる方の相談・希望に応じた民間賃貸住宅の情報（名称・所在地・築年・家賃・共益費・間取り・取扱店など）を提供します。また、その方の状況に応じて、市が行っている各種施策について情報提供及び助言を行います。
- 賃貸借契約の際、家賃債務保証会社等と保証委託契約等を行った場合、初回分の保証委託料等の２分の１（上限:2 万 4 千円）を補助します（上記情報提供を受けた方が対象です。ただし、生活保護世帯は除きます）。

※１　審査により保証を受けられない場合があります。
※２　家賃債務保証は家賃を滞納した場合に保証会社が代わりに支払うもので、入居者の支払いが免除されるものではありません。保証会社から請求があり、保証会社に支払いをしなくてはなりません。
※３　その他、詳細については、下記の窓口にお問い合わせ下さい。

■窓　口

名　称	所　在　地	開所日・時間等	電　話	ＦＡＸ
すまいのｺﾝｼｪﾙｼﾞｭ （千葉市住宅関連情報提供コーナー）	〒 260-0026 中央区千葉港２－１ 千葉中央ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ１階 （千葉市住宅供給公社内）	月～金曜日及び 第１・３日曜日 （年末年始・祝祭日は休み） 10：00 ～ 15：00 （12：00 ～ 13：00 を除く）	043-245-5690	043-245-5691

ＵＲ賃貸住宅（旧公団住宅）の優遇制度等

■対象者　●身体障害者手帳１～４級の方、重度の知的障害等のある方を含む世帯

■内　容　●近居割・近居割ＷＩＤＥ
障害者や子育て中の親子などを含む世帯（優遇対象（被支援）世帯）とその親族（支援）世帯の双方が同一または隣接（２キロ圏内）するＵＲ賃貸住宅に近居することとなった場合、対象物件に新しくご入居いただく世帯の家賃が５年間５％割引かれる制度です。

■窓　口　上記優遇制度の詳細は下記の窓口にお問合わせください。

名　称	所　在　地	開所日・時間等	電　話
ＵＲ津田沼営業センター	船橋市前原西２－１４－５ 榊原第二ビル４階 ＪＲ総武線「津田沼」駅北口　徒歩２分 新京成線「新津田沼」駅　徒歩４分	開所時間：9:30 ～ 18:00 定休日：水曜日、年末年始	047-478-3711
ＵＲ稲毛海岸営業センター	千葉市美浜区高洲４－５－１０ ＪＲ京葉線「稲毛海岸」駅北口　徒歩３分	開所時間：9:30 ～ 18:00 定休日：水曜日、年末年始	043-270-5551

10 自動車

自動車燃料費等助成　※ 福祉タクシー利用券利用の方は対象となりません。

対象者	●身体障害者手帳１・２級 ●療育手帳Ⓐ（Ⓐの１・Ⓐの２）～Ａの２ ●精神障害者保健福祉手帳１級 ●特別児童扶養手当１級受給対象児童 ●障害児福祉手当または特別障害者手当受給者 ●福祉手当（経過措置）受給者 ●小児慢性特定疾病重症患者 ※助成対象自動車は、対象者１人つき１台（営業用自動車は除く）です。 ※既に他の対象者が本助成を受けている自動車は除きます。 ただし、同一世帯に複数の本助成の対象となる方がいる場合には、既に他の対象者が助成を受けている自動車についても対象とします。 ※福祉タクシー券を利用している方を除きます。
支給制限	●所得制限（本人、配偶者及び扶養義務者）あり
助成額	●下記の該当月に受給資格があった場合に、対象期間に対応する金額を支給月に振り込みます。 令和５年度の支給スケジュール（予定） 例：令和５年８月から令和６年２月まで受給資格があった場合 ・令和６年２月に 10,000 円（第１期、第２期分） ・令和６年８月に　5,000 円（第３期分） をそれぞれ登録している口座へ振り込みます。
申請時に必要なもの	●千葉市自動車燃料費等助成支給（更新）申請書（様式第１号） ●対象者の世帯の当該年度分の市町村民税に係る課税状況を証する書類 ●自動車検査証の写し ●運転免許証の写し

対象期間	該当月	支給額	支給月
第１期	８月、９月、10 月	5,000 円	令和６年２月
第２期	11 月、12 月、１月	5,000 円	令和６年２月
第３期	２月、３月、４月	5,000 円	令和６年８月
第４期	５月、６月、７月	5,000 円	令和６年８月

毎年７月末に更新決定通知書及び現況届を利用者宛に送付いたします。その現況届を下記の窓口へ提出していただきます。（９月末締切）。

■窓　口

身体障害者 知的障害者	各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　８頁参照
精神障害者 小児慢性 特定疾病患者	各区保健福祉センター健康課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

福祉タクシー利用券　※ 自動車燃料費等助成利用の方は対象となりません。

対象者	●身体障害者手帳１・２級 ●療育手帳Ⓐ（Ⓐの１・Ⓐの２）～Ａの２ ●精神障害者保健福祉手帳１級 ●特別児童扶養手当１級受給対象児童 ●障害児福祉手当または特別障害者手当受給者 ●福祉手当（経過措置）受給者 ●小児慢性特定疾病重症患者 ※自動車燃料費等助成を利用している方を除きます。
支給制限	●所得制限（本人、配偶者及び扶養義務者）あり
割引方法	●一般タクシー（黄色券） 運賃が 2,600 円以内のときは半額（10 円未満切捨）を支払う。 運賃が 2,600 円をこえるときは 1,300 円を差し引いた額を支払う。 ●リフト付タクシー（水色券） 運賃が 11,000 円以内のときは半額（10 円未満切捨）を支払う。 運賃が 11,000 円をこえるときは 5,500 円を差し引いた額を支払う。 ※身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、確認のため、ご利用の際に手帳をご提示ください。 ※なお、身体障害者手帳または療育手帳の提示により料金が１割引になります（詳細は 76 頁参照）。
交付枚数	●年間３０枚（ただし、年度途中に新規申請を行った場合は、申請時期に応じて助成枚数が減少します。） ●人工透析を受けている方や、週２回以上通院されている方は、追加交付できます。
利用方法	●福祉タクシー利用券を運転手に渡して割引を受けてください。 ●千葉市福祉タクシー事業協力機関・・・利用券を交付する際に一覧表をお渡しします。
申請時に必要なもの	●千葉市福祉タクシー利用承認申請書（様式第７号） ●対象者の世帯の当該年度分の市町村民税に係る課税状況を証する書類

■窓　口

身体障害者 知的障害者	各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　８頁参照
精神障害者 小児慢性 特定疾病患者	各区保健福祉センター健康課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

駐車禁止除外標章

■対象者　以下に該当する障害のある方ご本人（対象者は今後変更の可能性があります）

対象とする障害			等　　級
身体障害者手帳	視覚障害		１級から３級までの各級及び４級の１
	聴覚障害		２級及び３級
	平衡機能障害		３級
	上肢不自由		１級、２級の１及び２級の２
	下肢不自由		１級から４級までの各級
	体幹不自由		１級から３級までの各級
	運動機能障害（乳幼児期以前の非進行性の脳病変による）	上肢機能	１級及び２級※
		移動機能	１級から２級までの各級
	内部機能障害（心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸）		１級及び３級
	内部機能障害（免疫・肝臓）		１級から３級までの各級
療育手帳			重度（Ａ）
精神障害者保健福祉手帳			１級
小児慢性特定疾病児童手帳			色素性乾皮症の認定を受けている方

※ 一上肢のみに運動機能障害がある場合を除きます

■窓　口　手続方法等、詳細については下記へお問い合わせください。

名　称	電　話	名　称	電　話
千葉中央警察署	043-244-0110	千葉南警察署	043-291-0110
千葉東警察署	043-233-0110	千葉北警察署	043-286-0110
千葉西警察署	043-277-0110	県警察本部交通規制課	043-201-0110

高齢運転者等専用駐車区間制度

■対象者
- 聴覚障害者又は肢体不自由を理由に普通自動車対応免許に条件が付されている方
- ７０歳以上の方
- 妊娠中又は出産後８週間以内の方

■内　容　千葉市内２か所（中央区役所前、西千葉駅北口ロータリー）に設置された高齢運転者等専用駐車区間において、以下の２つの条件を満たした場合にのみ駐車できる制度です。

（１）対象者自身が住居地を管轄する警察署に届け出た普通自動車（軽四を含む）を運転していること

（２）公安委員会から交付を受けた標章を同自動車の見やすい箇所に掲出していること

■窓　口　手続方法等、詳細については下記へお問い合わせください。

名　称	電　話	名　称	電　話
千葉中央警察署	043-244-0110	千葉南警察署	043-291-0110
千葉東警察署	043-233-0110	千葉北警察署	043-286-0110
千葉西警察署	043-277-0110	県警察本部交通規制課	043-201-0110

通所施設通所交通費助成

対　　象　　者	対象となる通所施設	助　成　額
●身体障害者手帳所持者 ●療育手帳所持者 ●発達障害者、又は、難病等の対象疾病に該当する方で、障害福祉サービスの支給決定を受けた者 ●心身障害者ワークホームの利用者として認められた者 ●障害児通所支援の支給決定を受けた者 ※事前に手続きが必要です。 ※「医療的ケア児（者）」及び「強度行動障害児（者）」の方は特例（タクシーによる通所が助成対象）になることがあります。	●障害者総合支援法に規定する、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う施設 ●地域活動支援センター ●児童発達支援センター ●心身障害者福祉作業所 ●ワークホーム ※詳細はお問い合わせください。	交通費の１／２ ※通所施設が交通費を助成している場合はそれを差し引いた額の 1/2
●精神障害者保健福祉手帳所持者	●障害者総合支援法に規定する、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う施設 ●地域活動支援センター ●保健福祉センターのデイケアクラブ ●精神障害者共同作業所 ●精神科デイケア等 ※詳細はお問い合わせください。	交通費の１／２ ※通所施設が交通費を助成している場合はそれを差し引いた額の 1/2

※「障害者総合支援法」：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
※対象となる疾病：１０８～１０９頁の対象疾病一覧表をご確認ください。

■窓　口

身体障害者 知的障害者	各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　　８頁参照
精神障害者	各区保健福祉センター健康課	電話・ＦＡＸ　　８頁参照

身体障害者の運転適性検査

■対象者
- 身体に障害がある方で自動車の運転免許を取得しようとする方
- 運転免許取得後に障害を負った方

■内　容
- 適性検査、免許条件、自動車改造等についての教示
- 病気を患った方に対する運転免許の相談
- 検査は予約制で行っております。詳細は窓口へ電話等でお問い合わせください。

■窓　口

名　称	所　在　地	問合せ時間	電　話	ＦＡＸ
千葉運転免許センター 適性相談室	〒 261-0025 美浜区浜田２－１	月～金曜日 （年末年始及び祝祭日を除く） ８：３０～１２：００ １３：００～１７：００	043-274-2000 （※）	043-273-6844

※音声案内が始まりますので、ダイヤルを 1 → 75 の順で押してください。

自動車運転免許取得助成

■対象者　身体障害者手帳所持者

■内　容
- 就労等の社会参加に伴い運転免許を新規に取得する場合に、免許取得に要した経費の３分の２が助成されます（限度額 10 万円）。
- 過去に運転免許を取得したことがある場合や、この助成を受けたことがある場合は、助成の対象外となります。
- 免許取得後１か月以内の申請が必要です。

■窓　口	各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

身体障害者用自動車改造費助成

■対象者　身体障害者で上肢・下肢・体幹機能障害１・２級の方

■内　容
- 就労等に伴い自ら所有し運転する自動車を改造する経費を、10万円を限度に助成します。
- 買換え等による２回目以降の改造については、４年以上使用しなければ助成の対象とはなりません。
- 所得の制限があります。
- 改造後１か月以内の申請が必要です。

■窓　口	各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

千葉市療育センターふれあいの家

- 創作的活動、スポーツ・レクリエーション等の講座を行っています。
- 受講料・参加費は無料（テキスト代及び材料費等一部実費をいただく事業もあります）。
- 開催時期等変更になる場合がありますので、詳細は「市政だより」をご覧ください。
- 下記の講座のほか、短期教室も随時開催しています。また各種相談・機能訓練も実施しています。
- 障害者やボランティアの方によるサークル活動も実施しています。
- 曜日・時間等が記載されているものについても休講日等がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

※の事業は、療育センター本館３階体育室（美浜区高浜４－８－３）での開催となります。

対象	事業名	内　容	開催時期			
			開催月等	曜日・時間等	回数	
視覚障害者	1から始めるサウンドテーブルテニス（アイマスク着用）	コーチの指導のもと公式ルールを初歩から学びます。全盲の方も弱視の方もみんなで楽しみます。	4～3月	第4金曜午後	計10回	※
	レクリエーション（旅行・体験会等）	文化、レジャー施設の体験を通し、参加者の親睦・交流を図ります。	年2回	詳細はお問い合わせください。		
聴覚障害者	聞こえにくくなった方の勉強会	耳が聞こえにくくなった方の、これからの生活に備える勉強会を行います。	4～7月	毎週火曜午後 及び5/10、6/14水曜午後	10回ｺｰｽ	
身体障害者	書道（半紙・色紙）	太筆・細筆を使い、さまざまな書き方をお手本にそって学んでいます。	4～3月	第2･4水曜午前	計18回	
	音楽療法教室	音楽の持つ力で心身や機能、生活の質の向上を目指します。気持ちのよいひと時を過ごして下さい。	5～3月	第2火曜午前	計10回	
	基本の組紐	平安時代から続く伝統技術でアクセサリーや帯締めを作ります。	4～3月	第2･4土曜午前	計18回	
	はじめてのボッチャ	障害状況に関わらず、楽しくゲームができます。	4～3月	第1木曜午前	計10回	※
	卓球（基本ルール習得）	コーチの指導のもとで基礎を学び、汗を流しています。	4～3月	第2･4水曜午後	計18回	※
	はじめてのパソコン	初めてパソコンにふれる方を中心に指導致します。	4～3月	第1･3水曜午後	計18回	
	絵手紙をはじめましょう	季節の草花や行事を絵手紙に描き留めます。基本を大切に指導します。	4～3月	第4水曜午後	計10回	
	アートDEふれあい教室	様々なジャンルのクラフトを体験して物作りの喜び、自分だけのオリジナルを楽しみます。	4～3月	第1･3火曜午前	計18回	
	ふれあいレク（リズム体操・ストレッチ）	家庭でも実践できるリハビリ体操やゲームを行います。	4～3月	第2･4木曜午前	各18回	※
	やさしい陶芸	粘土をこね、成形・絵付けまでゆっくり丁寧な指導のもと行います。	4～3月	第4火曜午前	計10回	
	写真撮影会	誰でも気軽に参加できる写真撮影会に出かけます。	春、秋	詳細はお問い合わせください。		
	レクリエーション（旅行・体験会等）	文化、レジャー施設の体験を通し、参加者の親睦・交流を図ります。	年2回			
家族・ボランティア	要約筆記講習会	聴覚障害のある方のために、リアルタイムに会話を書いて伝える技術です。	5～7月	毎週木曜日午後	10回ｺｰｽ	
	音訳講習会	視覚障害のある方への「音声にて伝える」方法による情報保障の基礎を学びます。	9～12月	毎週火曜日午後	10回ｺｰｽ	
	手話講習会初級	聴覚障害のある方の現状や手話実技を初歩から学びます。	9～11月	毎週木曜日午後 毎週土曜日午前	各12回ｺｰｽ	
	手話講習会中級	初級修了程度の経験をお持ちの方を対象に行っています。	12～2月	毎週木曜日午後 毎週土曜日午前	各12回ｺｰｽ	
	点字講習会	視覚障害のある方の現状と点字の読み書きを初歩から指導いたします。	1～3月	毎週火曜日午後	10回ｺｰｽ	
	介護技術勉強会	家族や一般の方を対象に理学療法士が介助技術を指導します。	詳細はお問い合わせください。		年2回～	
どなたでも	ふれあいフェスティバル	創作・パラスポーツ等の活動、手話・要約筆記・点字・音訳の体験、作品展示等。地域との交流を図りながら、楽しめるイベントです。	未定	詳細はお問い合わせください。		

所　在　地	電　話	ＦＡＸ
〒261-0003　美浜区高浜３－３－１	043-216-5130	043-277-0291

千葉市障害者福祉センター

- 創作的活動、スポーツ・レクリエーション等の講座を行っています。
- 受講料・参加費は無料（テキスト代及び材料費等一部実費が必要な講座もあります）。
- 受講者の募集は、「市政だより２月号」でお知らせします。
- 下記以外の講座を開講することもあります。また、各種相談や機能訓練も実施しています。

※曜日・時間等が記載されているものについても休講日等がありますので、詳細についてはお問い合わせください。
※災害等の状況により、予定・内容に変更が生じることがあります。

対象	事業名	内　容	開催時期		
			開催月等	曜日・時間等	回数
身体障害者	書道A	書の基本と古典を重点に学びます。	4~3月	第１・３水曜午前	計18回
	書道B		4~2月	第１・３木曜午前	
	水墨画	基本の筆使いを学びながら、個性を生かした作品を描きます。	4~2月	第２・４土曜午前	
	鉛筆・色鉛筆デッサン	鉛筆や色鉛筆を使って、デッサンの基本を学びます。	4~2月	第２・４日曜午前	
	ちぎり絵	新聞紙から作る作品です。	4~2月	第１・３日曜午後	
	手編み	手編みの基礎的な知識と技術をマスターして作品を編みます。	4~2月	第２・４土曜午後	
	はじめての細方眼編み	細方眼編みを基礎から学び、とじはぎなしでウェアを作ります。	4~3月	第１・３火曜午前	
	スマートフォン入門A	スマートフォンの基本操作を身につけ、活用技術を習得します。	4~3月	第１・３火曜午後	
	スマートフォン入門B		4~2月	第２・４木曜午後	
	スマートフォン入門C		4~2月	第２・４日曜午後	
	ハンドベル	コミュニケーションを図りながら、全員で合奏することの一体感や達成感を味わいます。	4~2月	第２・４水曜午前	
	楽器deリズム	リズム楽器の特徴を知り、多様なリズムに触れ合奏を通じて音楽を楽しみます。	4~3月	第１・３水曜午後	
	硬式テニス入門	各ショットの基本動作を体験し、テニスを通じて健康管理と参加者同士のコミュニケーションを図ります。	4~2月	第１・３木曜午後	
	リラックスストレッチ	怪我をしづらい健康的な身体作りを目指します。	4~2月	第１・３金曜午前	
	卓球（ラージボール）入門	身体を動かし、健康維持を目標にラージボールを楽しみます。	4~3月	第２・４火曜午後	
	インナーバランス体操	身体の深い筋肉群を鍛えながら、美しい姿勢、バランスの良い身体を目指します。	4~2月	第２・４水曜午後	
	ボッチャを楽しもう	ボッチャの技術を楽しみながら学習していきます。	4~3月	第２・４木曜午前	
	アーチェリー入門	基本動作を身につけ、試合形式の技術を習得します。	4~2月	第１・３土曜午前	

所在地	電話	FAX
〒260-0844　中央区千葉寺町1208-2 千葉市ハーモニープラザ１階	043-209-8779	043-209-8782

12 就　労

就職のための相談・援助

千葉障害者就業支援キャリアセンター

■対象者　就職を希望する（または現在就労している）障害者
障害者の雇用を検討している（または雇用している）事業主

■支援内容　障害者の就労支援、企業への障害者雇用支援を行います。

◆障害者への支援

業　務	内　容
相談業務	就労に関する相談を受けます。
センター内訓練	職業生活習慣を身に付けることを目的として準備訓練を行います。
職場実習	企業において職場実習を行います。
就職活動支援	応募書類作成、面接同行などにより、就職活動を支援します。
職場定着支援	障害者就業・生活支援センターとの連携により、職場訪問・余暇支援などを行います。

◆事業主への支援

業　務	内　容
相談業務	障害者の雇用相談、雇用継続に関する相談を受けます。
サポーター養成	精神障害者等サポーター養成研修を実施します。
広域企業支援員によるサポート	千葉県内の支援機関（企業支援員等）との連携により、広域における雇用をサポートします。

◆その他

業　務	内　容
地域連携	障害者就業・生活支援センターとの連携により、千葉市内の施設・関係機関のネットワークを構築・維持します。

所　在　地	電　話	ＦＡＸ
〒261-0002　美浜区新港４３	043-204-2385	043-246-7911

障害者職場実習事業

■対象者　就職を希望する障害者、障害者の雇用を考えている事業主

■内　容　一般就労を希望している障害者の方を対象に、企業等で一定期間の職場実習を行います。

■職場実習の流れ

事前連絡	●電話またはメールでご連絡いただき、担当者より実習実施にあたり必要な情報をお聞きします。 ●千葉障害者就業支援キャリアセンターへの来所相談の日程調整をします。
相談・申込	●就労に関するこれまでの経緯や、現在の求職状況、希望職種や職務内容等についてお聞きします。 ●申込書を記入して提出いただきます。（状況によっては、実習まで時間がかかる場合や実習のご提案が出来ない場合もありますので、ご了承ください。）
マッチング	●障害のある方と企業の双方の希望により、職場実習開始の手続きを行います。
実　習	●障害のある方と企業の双方の意向を基に、実習の実施計画を作成し計画的に実習を進めます。
継続支援	●実習終了後も継続的に千葉障害者就業支援キャリアセンターがサポートします。

■窓　口

障害者自立支援課	電話　043-245-5175	FAX　043-245-5549

千葉障害者職業センター

■対象者　就職を希望している（または現在就労している）障害のある方、うつ病等のため休職中で職場復帰を希望している方

障害者の雇用等について検討している（または現在雇用している）事業主

■内　容　障害のある方に対しては、就職に向けた相談、職業評価、職業準備支援、職場適応に向けたジョブコーチ支援、職場復帰に向けたリワーク支援等を行っています。
また、事業主に対しては、障害者の雇い入れや雇用管理のための相談・支援を行っています。

所　在　地	電　話	ＦＡＸ
〒 261-0001　美浜区幸町１－１－３ ハローワーク千葉４階	043-204-2080	043-204-2083

障害者雇用促進就職面接会

■対象者　就職を希望する障害者
障害者の雇用を計画している事業所

■内　容　障害者の就労を支援するため、障害者の雇用を計画している事業所と、就職を希望している身体・知的・精神障害者をそれぞれ募集し、両者を一堂に集め、就職面接会を千葉市、公共職業安定所、千葉県等の共催で開催します。

■窓　口

雇用推進課	電話　043-245-5278	FAX　043-245-5558
千葉公共職業安定所（ハローワーク千葉）	電話　043-242-1181	FAX　043-242-1163
千葉南公共職業安定所（ハローワーク千葉南）	電話　043-300-8609	FAX　043-300-8619

求職登録

■対象者　就職を希望する方

■内　容　居住地を管轄する公共職業安定所に求職の登録をしてください。

■窓　口

名　称	所　在　地	電　話	ＦＡＸ
千葉公共職業安定所（ﾊﾛｰﾜｰｸ千葉） 専門援助部門	〒 261-0001 美浜区幸町１－１－３　３階	043-242-1181 部門コード：43 #	043-242-1163
千葉南公共職業安定所（ﾊﾛｰﾜｰｸ千葉南） 専門援助部門	〒 260-0842 中央区南町２－１６－３ 海気館蘇我駅前ビル３階・４階	043-300-8609 部門コード：43 #	043-300-8619

職業訓練

職場適応訓練

■内　容

- 実際の職場で作業訓練を行うことにより、作業環境に適応することを容易にさせることを目的とします。訓練終了後は、その訓練を行った事業所に雇用してもらうことを期待して実施します。
- 訓練期間は６か月（中小企業での訓練及び重度の障害者に係る訓練は１年）以内
  なお、短期の職場適応訓練は２週間（重度の障害者に係る訓練４週間）以内
- 職場適応訓練生には、雇用保険の失業給付が支給されます。

■窓　口

名　称	所　在　地	電　話	ＦＡＸ
千葉公共職業安定所（ﾊﾛｰﾜｰｸ千葉）専門援助部門	〒 261-0001 美浜区幸町１－１－３　３階	043-242-1181 部門コード：43 ＃	043-242-1163
千葉南公共職業安定所（ﾊﾛｰﾜｰｸ千葉南）専門援助部門	〒 260-0842 中央区南町２－１６－３ 海気館蘇我駅前ビル３階・４階	043-300-8609 部門コード：43 ＃	043-300-8619

千葉県立障害者高等技術専門校

■対象者

- 校が指定する条件の全てを満たしている方。

■内　容

- 障害のある方に、各人の能力に応じた職業訓練を行う職業能力開発校です。
- 授業料は無料です。また、訓練に必要な工具道具類、教材類は無償で貸与されます。（ただし教科書等は自己負担です）。
- 訓練コース　DTP・Web デザイン、福祉住環境・CAD、PCビジネス、職域開拓、基礎実務、短期実務
- 訓練期間　６か月又は１年

■窓　口

名　称	電　話	ＦＡＸ
千葉県立障害者高等技術専門校	043-291-7744	043-291-7745

国立職業リハビリテーションセンター

■対象者　センターが指定する条件の全てを満たしている方。

■内　容　障害状況等に応じた職業訓練、職業指導を実施しています。

■窓　口

所　在　地	電　話	ＦＡＸ
〒 359-0042　埼玉県所沢市並木４－２	04-2995-1711	04-2995-1052

職親委託

■対象者　知的障害者

■内　容　職親として登録した事業経営者が知的障害者を預かり、生活指導・技能取得訓練を行います。

■窓　口

各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

生活福祉資金の貸付

経済的自立を助けるため、資金の貸し付けを行っています。

福祉資金（福祉費）の種類	貸付上限額の目安	据置期間	償還期間
生業を営むために必要な経費	4,600,000 円	6 月以内	20 年以内
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6 月程度 1,300,000 円 1 年程度 2,200,000 円 2 年程度 4,000,000 円 3 年程度 5,800,000 円	6 月以内	8 年以内
●冠婚葬祭に必要な経費 ●住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ●就職、技能習得等の支度に必要な経費 ●その他日常生活上一時的に必要な経費	各 500,000 円	6 月以内	3 年以内
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	2,500,000 円	6 月以内	7 年以内
災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	1,500,000 円	6 月以内	7 年以内
福祉用具等の購入に必要な経費	1,700,000 円	6 月以内	8 年以内
障害者用自動車の購入に必要な経費	2,500,000 円	6 月以内	8 年以内
介護サービス、障害者サービス等を受けるために必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が 1 年を超えないときは　1,700,000 円 1 年を超え 1 年 6 月以内であって、世帯の自立に必要なときは　2,300,000 円	6 月以内	5 年以内

※貸し付けに当たっては条件があります。

■窓　口　千葉市社会福祉協議会　各区事務所

区	電　話	FAX	区	電　話	FAX
中　央　区	043-221-2177	043-221-6077	若　葉　区	043-233-8181	043-233-8171
花見川区	043-275-6438	043-299-1274	緑　　区	043-292-8185	043-293-8284
稲　毛　区	043-284-6160	043-290-8318	美　浜　区	043-278-3252	043-278-5775

13 税　金

所得税・住民税

■対象者　本人・同一生計配偶者が障害者、扶養親族に障害者がいる方

■内　容

区　分	所得税	住民税
特別障害者控除	所得金額から 40 万円が控除	所得金額から 30 万円が控除
	身体障害者手帳　1・2級 療育手帳　Ⓐ～Aの2 精神障害者保健福祉手帳　1級	
障害者控除	所得金額から 27 万円が控除	所得金額から 26 万円が控除
	身体障害者手帳　3～6級 療育手帳　Bの1・2 精神障害者保健福祉手帳　2・3級	

※同一生計配偶者または扶養親族が同居特別障害者の場合は、所得税は 75 万円、住民税は 53 万円控除されます。詳しくは税務署または市税事務所にお問い合わせください。

※ 65 歳以上の方で、6か月以上ねたきりの状態が続いている方、認知症などで日常生活に支障のある方は、「障害者控除対象者認定書」により、障害者控除の申告が可能です。
詳しくは、お住まいの区の保健福祉センター高齢障害支援課（8頁）へお問い合わせください。

■窓　口

	名　称	所在地	電話
所得税	千葉東税務署	〒 260-8577　中央区祐光1－1－1	043-225-6811
	千葉西税務署	〒 262-8502　花見川区武石町1－520	043-274-2111
	千葉南税務署	〒 260-8688　中央区蘇我5－9－1	043-261-5571

※ 税に関する詳しい内容は、国税庁ホームページにも掲載されています。
国税庁ホームページアドレス　https://www.nta.go.jp/

	名　称	所在地	電話	FAX
住民税	東部市税事務所市民税課 （中央区・若葉区・緑区）	〒 264-8582 若葉区桜木北 2-1-1 若葉区役所内	043-233-8140	043-233-8354
	西部市税事務所市民税課 （花見川区・稲毛区・美浜区）	〒 261-8582 美浜区真砂 5-15-1 美浜区役所内	043-270-3140	043-270-3227

※市税事務所が設置されていない区役所（中央・花見川・稲毛・緑区役所）には、税務証明や申告・相談の窓口として「市税出張所」をそれぞれ設置しています。

個人事業税

■対象者　両眼の視力（屈折異常のある人については矯正視力）が 0.06 以下の方

■内　容　あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復などの医業に類する事業を営んでいる場合、個人事業税はかかりません。

■窓　口　事業所を管轄する県税事務所

名　　称	管轄区域	所　在　地	電　話	ＦＡＸ
千葉県 中央県税事務所	千葉東税務署 千葉南税務署 管内にある事業所	〒 260-8654 中央区都町２－１－１２	043-231-0161	043-231-4577
千葉県 千葉西県税事務所	千葉西税務署 管内にある事業所	〒 261-8508 美浜区真砂４－１－４	043-279-7111	043-279-9271

相 続 税

■対象者　日本国内に住所があり、相続または遺贈により財産を取得した方で、被相続人の法定相続人であり、かつ 85 歳未満の障害者

■内　容　障害程度・年齢に応じて下記の控除が受けられます。

- 障害者控除　　：85 歳に達するまでの年数 × 10 万円
- 特別障害者控除：85 歳に達するまでの年数 × 20 万円

■窓　口

名　　称	電　話
千葉東税務署	043-225-6811
千葉西税務署	043-274-2111
千葉南税務署	043-261-5571

贈 与 税

■対象者　国内に居住する特別障害者及び精神に障害のある方

■内　容　特定障害者扶養信託契約に基づく信託受益権を贈与により取得した場合で、その信託の際に「障害者非課税信託申告書」を信託会社などの営業所を経由して、所管税務署に提出することにより、信託財産の価格が６千万円（特別障害者以外の方は３千万円）までは、贈与税がかかりません。

■窓　口

名　　称	電　話
千葉東税務署	043-225-6811
千葉西税務署	043-274-2111
千葉南税務署	043-261-5571

自動車税・軽自動車税（環境性能割）（種別割）の減免

■対象者

●身体障害者手帳をお持ちの方で以下に該当する方

障害の区分	障害の級別	
視覚障害	1級～3級、4級の1※	
聴覚障害	2級・3級	
平衡機能障害	3級	
音声機能障害・言語機能障害	3級（喉頭摘出に係るものに限る）	
上肢不自由	1級・2級	
下肢不自由	1級～6級	
体幹不自由	1級～3級・5級	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級
	移動機能	1級～6級

障害の区分	障害の級別
心臓機能障害	1級・3級・4級
じん臓機能障害	1級・3級・4級
呼吸器機能障害	1級・3級・4級
ぼうこう機能障害	1級・3級・4級
直腸機能障害	1級・3級・4級
小腸機能障害	1級・3級・4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級
肝臓機能障害	1級～4級

※ 視覚障害の4級の1：視力障害
4級の2：視野狭さく

●療育手帳をお持ちの方で以下に該当する方
（1）Ⓐ（Ⓐの1・Ⓐの2）・Aの1（軽自動車税（種別割）はAの2を含む）
（2）Aの2で「音声・言語又は上肢機能障害があり身体障害者手帳3級」の方

●精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方（軽自動車税（種別割）は精神通院医療に係る医療受給者証もお持ちの方）

■内　容　●身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする親族が所有する自動車で、身体障害者等本人が運転するか、身体障害者等と生計を一にする親族が専ら当該身体障害者等のため（通学・通院等）に運転する場合、身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が所有し、当該身体障害者等を常時介護している方（軽自動車税（種別割）については常時介護している親族）が専ら当該身体障害者等のため（通学・通院等）に運転する場合、1台に限り減免となります。（軽自動車税（種別割）は、身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する親族が所有し、当該常時介護する親族が専ら当該身体障害者等のため（通学・通院等）に運転する場合も減免となります。）

■申請時期
●自動車税・軽自動車税（環境性能割）：自動車登録年月日より1か月以内
●自動車税（種別割）：下記の期限のうちいずれか遅い日まで
・納税通知書の納期限（5月末日※）
・自動車登録年月日又は新規障害者手帳交付日から1か月以内
●軽自動車税（種別割）：納期限（5月末日※）まで
※納期限が休日その他公休日の場合は、その翌日が期限となります。

■窓　口　必要書類等、内容及び手続きの詳細については下記へお問い合わせください。

税の種類	名称	所在地	電話	FAX
自動車税・軽自動車税（環境性能割）自動車税（種別割）	千葉県自動車税事務所	〒260-8523 中央区問屋町1－11	043-243-2721	043-243-2555
	千葉県中央県税事務所	〒260-8654 中央区都町2－1－12	043-231-0161	043-231-4577
	千葉県千葉西県税事務所	〒261-8508 美浜区真砂4－1－4	043-279-7111	043-279-9271
軽自動車税（種別割）	東部市税事務所市民税課（中央区、若葉区、緑区）	〒264-8582 若葉区桜木北2－1－1 若葉区役所内	043-233-8137	043-233-8354
	西部市税事務所市民税課（花見川区、稲毛区、美浜区）	〒261-8582 美浜区真砂5－15－1 美浜区役所内	043-270-3137	043-270-3227

14 教　育

千葉市養護教育センター

特別な支援を要する子どもの教育相談や教職員の研修、指導方法等の研究、教育情報の提供などを行っています。

所　在　地	相談専用電話	ＦＡＸ
〒261-0003　美浜区高浜３－２－３	043-277-1199 （月～金曜日９：００～１７：００）	043-277-1852

特別支援学校・特別支援学級

特別支援学校・特別支援学級は、心身に障害があり、教育上特別な配慮や支援を必要とする児童生徒のための学校（学級）です。
学校での教育・支援のほか、重度の心身障害や入院中のため通学困難な児童生徒に対し、家庭や病院に教員が訪問して教育を行っています。

◆関係特別支援学校一覧

学　校　名	電　話	学　校　名	電　話
県立仁戸名特別支援学校（病）	043-264-5400	県立袖ケ浦特別支援学校（肢・病）	043-291-6922
県立千葉特別支援学校（知）	043-257-3909	千葉大学教育学部附属特別支援学校（知）	043-258-1111
県立桜が丘特別支援学校（肢）	043-231-1449	千葉市立養護学校（知）	043-265-9293
県立千葉聾学校（聴）	043-291-1371	千葉市立第二養護学校（知）	043-256-1950
県立千葉盲学校（視）	043-422-0231	千葉市立高等特別支援学校（知）	043-388-0133

※ 病：病弱、知：知的障害、肢：肢体不自由、聴：聴覚障害、視：視覚障害

◆市内特別支援学級設置校
- 小学校　１０７校中　１０１校
- 中学校　　５４校中　　４５校　　詳しくは、教育委員会ホームページをご覧ください。

■窓　口	千葉市教育委員会教育支援課	電話　043-245-5938	FAX　043-245-5982

ことばの教室・きこえの教室

発音、吃音、言語発達、きこえが気になる子どもたちの相談・指導を行っています。

◆市内ことばの教室・きこえの教室設置校
- ことばの教室　小学校　１３校
- きこえの教室　小学校　　３校　　詳しくは、教育委員会ホームページをご覧ください。

◆中学生を対象としたきこえの教室
千葉県立千葉聾学校によるきこえの教室を開設しています。

■窓　口	千葉市教育委員会教育支援課	電話　043-245-5938	FAX　043-245-5982

郵便等による不在者投票

■対象者　下表の○印に該当する身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳の障害名	障害の程度		
	1級	2級	3級
両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	×
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○		○
免疫機能、肝臓の障害	○	○	○

※身体障害者手帳所持の有無にかかわらず、介護保険被保険者証をお持ちの方で、要介護状態区分が要介護５と記載されている方も対象となります。

■内　容　選挙の際、自宅等で郵便等による不在者投票をすることができます。

■手　続　⑴郵便等投票証明書の交付申請
あらかじめ、お住まいの区（名簿登録地）の選挙管理委員会にて、「郵便等投票証明書」の交付を申請してください。なお、申請書は、各区選挙管理委員会にあります。
千葉市選挙管理委員会事務局ホームページからダウンロードすることもできます。
ホームページアドレス　https://www.city.chiba.jp/senkyokanri/

⑵投票用紙等の請求
選挙の際には、区選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けている方あてに、投票用紙等の請求書が送られますので、必要事項を記入し「郵便等投票証明書」を付して投票用紙等を請求してください。

⑶投票手続
本人あてに郵送された投票用紙に候補者名等を記載し、区選挙管理委員会に郵送してください。

代理記載制度

■対象者　郵便等による不在者投票ができる方で、上肢又は視覚の障害の程度が１級の身体障害者手帳所持者

■内　容　区選挙管理委員会にあらかじめ届け出た代理記載人に、投票に関する記載をさせることができます。

■手　続　郵便等投票証明書の交付申請に加えて、代理記載人の申請・届出等の手続が必要となります。
なお、申請書は、各区選挙管理委員会にあります。
千葉市選挙管理委員会事務局ホームページからダウンロードすることもできます。
ホームページアドレス　https://www.city.chiba.jp/senkyokanri/

■窓　口　各区選挙管理委員会（区役所総務課・地域づくり支援課内）

区	電　話	ＦＡＸ	区	電　話	ＦＡＸ
中央区	043-221-2104	043-221-2159	若葉区	043-233-8121	043-233-8162
花見川区	043-275-6191	043-275-6719	緑区	043-292-8104	043-292-8158
稲毛区	043-284-6104	043-284-6149	美浜区	043-270-3121	043-270-3191

投票所での投票

投票所では、障害のある有権者が安心して投票できるよう、様々な用意をしています。

- 投票所入り口に段差解消スロープを設置しています。
- 受付には、指をさして用件を伝えることができるコミュニケーションボード（点字兼用）のほか、老眼鏡や拡大鏡も用意しています。また、筆談もできますのでお気軽にお声かけください。
- 車いすが必要な方は、投票所の係員にお声かけください。
- 車いすに乗ったまま投票用紙に記載できる背の低い記載台もあります。
- 投票の秘密や秩序の維持が守られる場合には、介助者と一緒に投票所内へ入場することができます。

投票支援シートを用意しています。

・投票する際に必要な支援を記入できる投票支援シートを用意しています。投票所の係員に申し出ることが困難な方はご利用ください。

・投票支援シートはホームページからダウンロードできるほか、各投票所にも備えています。

代理投票

■対象者　ご自分で投票用紙に記載することができない方

■内　容　投票所の係員が投票用紙への記載を代筆します。希望される方は、投票所の係員にお申し出ください。介助者や家族の方が代筆することはできません。

◆窓　口　各区選挙管理委員会（区役所総務課・地域づくり支援課内）

点字投票

■対象者　点字投票を希望される方

■内　容　投票所に小型点字器と点字の候補者氏名一覧を用意してあります。
希望される方は、投票所の係員にお申し出ください。

◆窓　口　各区選挙管理委員会（区役所総務課・地域づくり支援課内）

区	電　話	FAX	区	電　話	FAX
中央区	043-221-2104	043-221-2159	若葉区	043-233-8121	043-233-8162
花見川区	043-275-6191	043-275-6719	緑区	043-292-8104	043-292-8158
稲毛区	043-284-6104	043-284-6149	美浜区	043-270-3121	043-270-3191

選挙の候補者情報（選挙のお知らせ）

■対象者　視覚障害のある方で希望者

■内　容　市長選挙では、候補者の政見を掲載した選挙公報の点字版・音声版、市議会議員選挙では、候補者の経歴などを点訳した候補者情報概略版と選挙公報の音声版を「選挙のお知らせ」として配布しています。

※市長、市議会議員選挙の選挙公報の音声版は、千葉市選挙管理委員会事務局ホームページにも掲載されます。　https://www.city.chiba.jp/senkyokanri/

■窓　口

視覚障害者総合支援センターちば	電話　043-424-2501

16 公共料金

ＪＲ旅客運賃の割引

■対象者　身体障害者手帳・療育手帳所持者

■内　容　駅の窓口で、身体障害者手帳・療育手帳を提示することにより運賃が割引されます。
（身体障害者手帳の種別は 104 ～ 105 頁を参照。療育手帳の種別は 106 頁を参照。）

種別	対象者（距離制限）	本人の年齢	適用乗車券	割引率
第1種	本人のみ（片道１００km を超える区間）	制限なし	普通乗車券	５割
	本人＋介護者１名（距離の制限なし）	１２歳未満	普通乗車券・普通急行券 回数乗車券	各５割
			定期乗車券	介護者のみ５割
		１２歳以上	普通乗車券・普通急行券 回数乗車券・定期乗車券	各５割
第2種	本人のみ（片道１００km を超える区間）	制限なし	普通乗車券	５割
	本人＋介護者１名（距離の制限なし）	１２歳未満	定期乗車券	介護者のみ５割

※障害者割引を適用した運賃を自動精算で利用できる Suica や PASMO の販売が、令和５年３月 18 日から始まりました。
具体的なサービス内容や購入方法等はご利用先の交通事業者等にお問い合わせください。

■窓　口

ＪＲ東日本お問い合わせセンター	電　話　050-2016-1600	6:00 ～ 24:00

ジパング倶楽部特別会員

■対象者　満６０歳以上の男性、満５５歳以上の女性で、身体障害者手帳をお持ちの方

■内　容　ＪＲ線を「片道、往復、連続」で２０１㎞以上利用する場合、特急券・グリーン券・座席指定券が割引されます。（新幹線「のぞみ」「みずほ」など一部対象外あり）
※年会費 1,400 円がかかります。

■申　込

一般社団法人 千葉市身体障害者連合会	電　話　043-209-3281 ＦＡＸ　043-209-3282

私鉄旅客運賃の割引

介護者、取扱区間、割引率等の取り扱いは原則としてＪＲ線と同じですが、営業キロとの関係で会社によって取り扱いが多少異なる場合があります。詳しくは直接、各鉄道会社にお問い合わせください。

■窓　口　私鉄各社

タクシー運賃の割引

■対象者　身体障害者手帳・療育手帳所持者

■内　容　身体障害者手帳･療育手帳を提示し、写真による本人確認ができた場合、１割引になります。

■窓　口

一般社団法人　千葉県タクシー協会	電　話　043-307-7002

バス運賃の割引

会社により、内容・取扱い・割引が異なります。

※障害者割引を適用した運賃を自動精算で利用できる Suica や PASMO の販売が、令和５年３月 18 日から始まりました。
具体的なサービス内容や購入方法等はご利用先の交通事業者等にお問い合わせください。

■窓　口　詳細は、各交通事業者へお問い合わせください。

千葉モノレール運賃の割引

■対象者　身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者

■内　容
- 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示することにより運賃が割り引かれます（身体障害者・知的障害者の種別はＪＲと同様です）。
- 割引の対象となる乗車券は、普通乗車券、回数券（小児回数券は除く）、定期乗車券です。
- 普通乗車券の磁気券による割引率は下表のとおりです。割引対象の取扱いは磁気券利用とＩＣ乗車券利用で異なります。また、回数券、定期券の取扱いも異なります。
詳しくは駅窓口にお問い合わせください。

種別	等級	対象者（利用者）	割引率
身体障害・知的障害	第１種	本人	５割
		介護者（１名まで）	５割
身体障害・知的障害	第２種	本人	５割
		介護者（１名まで）	（本人が１２歳未満の場合のみ）５割
精神障害者保健福祉手帳	１級	本人	５割
		介護者（１名まで）	５割
精神障害者保健福祉手帳	２・３級	本人	５割
		介護者（１名まで）	（本人が１２歳未満の場合のみ）５割

※就学前の子 (乳児・幼児) に係る割引との併用はできません。
※身体障害者手帳の種別は 104 ～ 105 頁、療育手帳の種別は 106 頁をご参照ください

■窓　口

千葉都市モノレール（株）千葉駅	電話　043-221-7588

国内航空運賃の割引

航空会社によっては、国内航空運賃の割引があります。
※療育手帳所持による割引は、事前にお住まいの区の保健福祉センター高齢障害支援課で証明を受ける必要があります。

■内　容　〈主な割引例〉

障害者手帳の種別	対象者	割引率
身体障害者手帳	本人＋介護者（１名）又は本人のみ	割引率は、航空会社・路線・搭乗時期等により異なりますので、詳細は各航空会社にお問い合わせください
療育手帳		
精神障害者保健福祉手帳		

■窓　口　各航空会社及び航空券販売所

有料道路通行料金の割引

事前に手続きをすることで、通行料金の割引が適用されます。

	障害者本人が運転する場合	介護者等が運転する場合
対象者	身体障害者手帳所持者	身体障害者手帳第１種所持者 （身体障害者手帳第１種の範囲は104 ～ 105 頁を参照） 療育手帳第１種所持者 （療育手帳第１種の範囲は 106 頁を参照）
対象となる自動車 ※１	本人又は親族等が所有する自動車 ※障害者１人につき１台登録可能 ※事業用、法人所有の車は対象外 ※親族等の範囲：配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等	
割引率	５割　※ ＥＴＣ利用の場合、時間帯による割引との併用はできません	
申請時に必要なもの ※２	①身体障害者手帳又は療育手帳 ②運転免許証 ③自動車車検証 ④ＥＴＣカード（原則障害者本人名義に限る） ⑤ＥＴＣ車載器の車載管理番号が確認できる書類（セットアップ証明書等） } ＥＴＣ利用申請時のみ必要	
利用方法	申請後、本割引の適用要件を満たしている場合、手帳にシールを貼付いたします。 ●障害者手帳で割引を受ける場合 料金所で障害者手帳（シール貼付ページ）を提示する ●ＥＴＣ利用の場合　事前に登録したＥＴＣカードと車載器にて通行する	

※１　事前登録された自家用車を利用できない場合も、障害者割引の対象となるよう要件が緩和されております。詳細は有料道路事業者にお問い合わせください。

※２　ＥＴＣ利用申請される場合はオンライン申請も可能になります。
詳細は有料道路事業者にお問い合わせください。
NEXCO 東日本お客さまセンター　電話 0570-024-024（通話料有料）、03-5308-2424（通話料有料）

■窓　口

各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

市営駐輪場利用料の免除

■対象者　身体障害者・知的障害者・精神障害者

■内　容　駐輪場の定期利用、一時利用
（ただし、管理棟のある駐輪場のみ受付。回数券利用、電磁ラック・ゲート式の駐輪場は免除対象外。）
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（ミライロ ID も含む）を提示することにより、利用料が免除となります。

■窓　口　各区地域づくり支援課と各駐輪場管理棟

区	電　話	区	電　話
中央区	043-221-2106	若葉区	043-233-8123
花見川区	043-275-6213	緑区	043-292-8106
稲毛区	043-284-6106	美浜区	043-270-3123

市営駐車場利用料の免除

■対象者　身体障害者・知的障害者・精神障害者

■内　容　駐車場の時間制利用（月契約制は不可）について身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（ミライロ ID も含む）を提示することにより、利用料が免除となります。
※定期的な利用はできません。
※自動二輪車は軽減の対象外となります。
※係員が不在の夜間の時間帯は精算機に備え付けのインターフォンで手続きをお願いします。

駐車場名	所　在　地	電　話	利用時間
千葉市栄町立体駐車場	中央区栄町３－８	043-223-6573	0:00 ～ 24:00

ＮＨＫ放送受信料の免除

■内　容　下記の窓口で放送受信料半額（または全額）免除申請書に証明を受けて、ＮＨＫ支局等に提出してください。（申請書は各窓口にあります）

対　象　者	免除額
身体障害者手帳、療育手帳（または知的障害の判定書）、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方のいる世帯で、世帯構成員全員が市民税非課税の場合	全額免除
以下のいずれかに該当する方が世帯主で、かつ、放送受信契約者である場合 ●視覚障害・聴覚障害で身体障害者手帳をお持ちの方（等級は問わない） ●身体障害者手帳１・２級をお持ちの方 ●療育手帳Ⓐ・Ａの１・Ａの２（または重度の知的障害の判定書）をお持ちの方 ●精神障害者保健福祉手帳１級をお持ちの方	半額免除

■窓　口

身体障害者 知的障害者	各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ	８頁参照
精神障害者	各区保健福祉センター健康課	電話・ＦＡＸ	８頁参照

※ 放送受信料金については、ＮＨＫ受診料ナビダイヤル（0570-077-077）へお問い合わせください。

１０４（ＮＴＴ番号案内）料金の免除

■対象者　●身体障害者：身体障害者手帳所持者で、次のいずれかに該当する方
［●視覚障害１～６級
●肢体不自由１・２級（上肢及び体幹・運動機能障害）］
●知的障害者：療育手帳所持者
●精神障害者：精神障害者保健福祉手帳所持者

■内　容　あらかじめ申請することにより、ＮＴＴ１０４の電話番号案内を無料で利用できます。

■窓　口

ＮＴＴふれあい案内	電話　0120-104174

携帯電話料金の割引

■対象者　身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者

■内　容　ＮＴＴドコモ・ソフトバンク・au では、通話料等の割引等が利用できる場合があります。
割引内容等は携帯電話会社によって異なりますので、詳しくは各社にお問い合わせください。

■窓　口　携帯電話各社

ニュー福祉定期貯金（利率の特例措置）

■対象者　障害基礎年金、遺族基礎年金などのゆうちょ銀行所定の年金等を受給している方
※対象となる主な年金・手当等
［●障害基礎年金、遺族基礎年金などの障害・遺族年金（国民・厚生・共済年金）
●特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当］

■内　容　預入期間１年の定期貯金で、一般の１年ものの定期貯金の金利に年 0.10%（税引後 0.079685%）を上乗せした金利を適用します。

■窓　口　貯金業務を取り扱う郵便局またはゆうちょ銀行各支店
※詳しくはゆうちょ銀行にお問い合わせください。

水道料金の一部免除

■対象者　（１）千葉県水道 対象地域の場合
●特別児童扶養手当受給世帯
●世帯の全員（同居を含む）の市民税（所得割）が非課税で、以下の①～③のいずれかに該当する世帯
［①身体障害者世帯：身体障害者手帳１級又は２級の方がいる世帯
②知的障害者世帯：療育手帳Ａの２以上の方がいる世帯
③精神障害者世帯：精神障害者保健福祉手帳１級の方がいる世帯］
（２）千葉市水道 及び 四街道市水道 対象地域の場合
免除の対象者は各窓口にお問い合わせください。

■窓　口

名　　称	電　話	FAX
千葉県企業局県水お客様センター	0570-001-245	043-272-3333
千葉市下水道経理課（若葉区の一部・緑区の一部）	043-245-5409	043-245-5562
四街道市上下水道部経営業務課（若葉区御成台）	043-421-3683	043-421-3221

下水道使用料の一部免除

■対象者　世帯の全員（同居を含む）の市県民税（均等割及び所得割）が非課税で、以下の①～③のいずれかに該当する世帯
①身体障害者世帯：身体障害者手帳１級又は２級の方がいる世帯
②知的障害者世帯：療育手帳Ａの２以上の方がいる世帯
③精神障害者世帯：精神障害者保健福祉手帳１級の方がいる世帯

■内　容　基本使用料の全額及び月１０㎥までの従量使用料と、これらにかかる消費税等相当額が減免となります。

■窓　口

下水道経理課	電話　043-245-5409	FAX　043-245-5562

農業集落排水処理施設使用料の一部免除

■対象者　世帯の全員（同居を含む）の市県民税（均等割及び所得割）が非課税で、以下の①～③のいずれかに該当する世帯
①身体障害者世帯：身体障害者手帳１級又は２級の方がいる世帯
②知的障害者世帯：療育手帳Ａの２以上の方がいる世帯
③精神障害者世帯：精神障害者保健福祉手帳１級の方がいる世帯

■内　容　基本使用料の半額が減免となります。

■窓　口

下水道経理課	電話　043-245-5410	FAX　043-245-5562

有料施設使用料の免除

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（ミライロ ID も含む）を入館時に提示することで、以下の施設の使用料等が全額免除されます。

施設名		免除対象
千葉ポートタワー（電話 043-241-0125）		入館料（付添１人含む）
千葉市動物公園（電話 043-252-1111）		入園料（付添１人含む） 駐車場使用料（普通車）
千葉市美術館（電話 043-221-2311）		入館料（付添１人含む）
花の美術館（電話 043-277-8776） ※改修工事による長期休館中（2022 年４月１日～１年半程度）		入館料（付添１人含む）
千葉市科学館（電話 043-308-0511）		入館料・プラネタリウム一般投影（１日１回）（付添１人含む） ※企画展示・プラネタリウム特別投影は２割引です
プール	●中央区：千葉公園（電話 043-253-7844） 中央コミュニティセンター（電話 043-245-5724） ●花見川区：こてはし温水プール（電話 043-216-0090） ●若葉区：みつわ台第２公園（電話 043-254-0105） 北谷津温水プール（電話 043-228-5000） ●緑区：有吉公園（電話 043-291-1800） 古市場公園（電話 043-265-3005） ●美浜区：幸町公園（電話 043-241-5305） 稲毛海浜公園（電話 043-247-2771 ※入場料のみ免除） 高洲スポーツセンター（電話 043-279-9235）	利用料金（付添１人含む）

※他の施設でも、使用料が免除又は減額される場合がありますので、
詳しくは各施設にお問い合わせください。

17 ボランティア

千葉市ボランティアセンター

ボランティア活動の振興を図るため、千葉市社会福祉協議会が設置・運営しています。
- ボランティアについての相談・受付・紹介
- ボランティア情報の収集・提供
- 各種ボランティア体験講座や研修会の開催

所　在　地	開館日時	電　話	ＦＡＸ
〒 260-8618 中央区千葉寺町１２０８－２ 千葉市ハーモニープラザＢ棟３階	火～土曜日　　８：３０～１７：３０ （祝日、月曜祝日の場合の翌火曜日、年末・年始を除く） 毎月第２日曜日　９：００～１７：００	043-209-8850	043-312-2886

◆各区ボランティアセンター　※ 区ボランティアセンターでもボランティアの相談を行っています。

区	所　在　地	電　話	ＦＡＸ
中　央　区	〒 260-8511　中央区中央４－５－１ 中央保健福祉センター Qiball（きぼーる）内	043-221-2177	043-221-6077
花見川区	〒 262-8510　花見川区瑞穂１－１ 花見川保健福祉センター３階	043-275-6438	043-299-1274
稲　毛　区	〒 263-8550　稲毛区穴川４－１２－４ 稲毛保健福祉センター３階	043-284-6160	043-290-8318
若　葉　区	〒 264-8550　若葉区貝塚２－１９－１ 若葉保健福祉センター３階	043-233-8181	043-233-8171
緑　　区	〒 266-8550　緑区鎌取町２２６－１ 緑保健福祉センター２階	043-292-8185	043-293-8284
美　浜　区	〒 261-8581　美浜区真砂５－１５－２ 美浜保健福祉センター２階	043-278-3252	043-278-5775
開館日時（各区共通）　月～金曜日　８：３０～１７：３０ 土曜日（施設貸出のみ）及び毎月第２日曜日　９：００～１７：００ ※祝日及び年末・年始は休館			

千葉市民活動支援センター

ボランティアやＮＰＯの活動など、市民公益活動を促進するための拠点施設として運営しています。
- 市民公益活動に関する情報提供・相談、会議室等の提供

所　在　地	開所時間	電　話	ＦＡＸ
〒 260-0013 中央区中央２－５－１ 千葉中央ツインビル２号館９階	９：００～２１：００ ※日・祝日は 18：00 まで ※年末年始（12 月 29 日～ 1 月 3 日）は休館	043-227-3081	043-227-3082

チーム千葉ボランティアネットワーク

ボランティア募集や各種イベントの情報発信、研修等を実施してボランティア活動を支援しています。

ホームページアドレス　https://chiba-volunteer.com

障害福祉サービス事業所・障害者支援施設（日中活動系）

利用の手続及びサービスの内容については、２２～２５頁をご参照ください。

■中央区

事務所名	所在地	サービス別定員										電　話	ＦＡＸ
		生活介護	自立訓練			就労移行支援	就労継続支援		就労定着支援	療養介護	短期入所		
			生活訓練	宿泊型	機能訓練		A型	B型					
青い空	〒260-0852 青葉町 1255-2							20				043-265-4424	043-265-4424
しいのみ園こころの都	〒260-0001 都町 4-27-35	20										043-488-5208	043-488-5212
LITALICO ワークス千葉	〒260-0015 富士見 2-15-11 IMI 千葉富士見ビル 2 階					20			有			043-223-6408	043-223-6410
LITALICO ワークス 千葉中央公園	〒260-0015 富士見 1-15-8 RC 千葉ビル 9 階 E 室					20			有			043-202-2106	043-202-2107
大樹	〒260-0811 大森町 404-12							20				043-261-1260	043-261-1260
オリーブ亥鼻福祉作業所	〒260-0856 亥鼻 2-10-16	15						20				043-227-6089	043-227-0952
独立行政法人 国立病院機構千葉東病院	〒260-8712 仁戸名町 673									120	空床	043-261-5171	043-268-2613
ハピネス浜野	〒260-0824 浜野町 649-1	60									6	043-264-4109	043-268-2257
みらい工房	〒260-0813 生実町 1821-1	20										043-488-4649	043-488-4139
らいおん工房	〒260-0831 港町 1-2							20				043-224-2844	043-224-2844
ブレイブ	〒260-0808 星久喜町 942-5 ハイツ佐野 1-103										空床	043-497-2373	043-497-2127
羽の郷千葉	〒260-0833 稲荷町 2-3-23							20				047-458-1230	047-458-1230
チャレンジドジャパン 千葉センター	〒260-0015 富士見 2-7-5 ハイネスビル 9 階					20			有			043-306-7705	043-305-7706
ウェルビー千葉駅前 センター	〒260-0028 新町 18-10 千葉第一生命ビル 2 階					20			有			043-302-7220	043-302-7221
ウェルビー千葉駅前 第２センター	〒260-0045 弁天 1-1-5 中村ビル３階					20			有			043-307-3167	043-307-3168
みらい工房だいち	〒260-0804 赤井町 25-1	20										043-312-0710	043-312-0720
カフェ・ハーモニー	〒260-0045 弁天 3-1							20				070-4325-3650	
ミレリア	〒260-0854 長洲 1-23-4 オーチュー千葉 中央ビル 302						20					043-306-6633	043-306-6634
Cocorport 千葉 Office	〒260-0015 富士見 2-3-1 塚本大千葉ビル 6 階					20			有			043-301-4410	043-301-4411
Cocorport College 千葉キャンパス	〒260-0013 中央 3-18-3 加瀬ビル 158-302 号室		20									043-441-6498	043-441-6499
Cocorport 蘇我駅前 Office	〒260-0842 南町 2-9-4 マルエイ第 6 ビル 3 階					20						043-312-5083	043-312-5084
あらた SOGABASE	〒260-0842 南町 2-22-14 エースハイム 204						20					043-309-4116	043-309-4117

■中央区（続き）

事務所名	所在地	サービス別定員										電　話	ＦＡＸ
		生活介護	自立訓練			就労移行支援	就労継続支援		就労定着支援	療養介護	短期入所		
			生活訓練	宿泊型	機能訓練		A型	B型					
グローアップ千葉	〒260-0823 塩田町 385-2						20					043-216-2851	043-216-2852
らいおんホームそが	〒260-0822 蘇我 4-12-18										空床	043-312-7772	043-312-7772
はーとやのパン	〒260-0032 登戸 1-22-32 浜田ビル	10						10				043-248-8109	043-306-9917
ワークセンター 明日へのかけはし	〒260-0012 本町 1-6-6 ２階、３階					6		14	有			043-216-2333	043-216-2400
オネット	〒260-0834 今井 2-1-8 JCOURT SOGA 1 階						20					043-312-3480	043-312-3481
こころふる浜野	〒260-0824 浜野町 1297-1	20									6	043-265-5700	043-265-5702
千葉ダルク	〒260-0841 白旗 3-16-7		25									043-209-5564	043-209-5565
りべらる	〒260-0802 川戸町 468-1										空床	043-497-2373	043-497-2127
ジョブシティパートナーズ	〒260-0013 中央 2-3-16 千葉センタースクエアビル 701・704 号室					20			有			043-305-5508	043-305-4778
ジョブシティパートナーズ Duo	〒260-0021 新宿 1-8-11 ID ビル 5 階							20				043-307-1186	043-307-1199
就労継続支援Ｂ型事業所 TODAY 亀岡	〒260-0857 亀岡町 1-23 飯高ビル 1 階							20				043-301-6774	043-301-6775
チャコアカデミー	〒260-0013 中央 2-9-8 千葉広小路ビル 201 号		6			6		10	有			043-239-7770	043-239-7761
スカイ 千葉駅前	〒260-0015 富士見 2-3-1 塚本大千葉ビル 6 階						20					043-202-3007	043-202-3008
スカイ 千葉	〒260-0015 富士見 2-15-1 ワラビビル 5F-C						20					043-202-5225	043-202-5226
ディーキャリア 千葉オフィス	〒260-0013 中央 3-3-8 日進センタービル 2 階 B 室					20			有			043-306-6213	043-306-6214
らいおん神明	〒260-0022 神明町 6-2 小川ビル 1 階	20										043-308-6372	043-445-7701
Alba 千葉	〒260-0831 港町 9-5 ハイム・アートレス 1 階							20				043-239-6752	043-239-6753
就労継続支援Ａ型事業所 ミライト	〒260-0013 中央 3-9-13 YS ビル 3F						20					043-307-3217	043-307-3218
就労継続支援Ｂ型事業所 TODAY 都町	〒260-0001 都町 8-2-34 アンリベール I -1 階							20				043-312-1895	043-312-1896
アークサポート	〒260-0013 中央 2-3-16 千葉センタースクエアビル 709 号室						20					043-307-2551	043-307-2551
manaby 千葉中央事業所	〒260-0013 中央 3-3-1 フジモト第一生命ビル 6 階					20						043-304-6203	043-304-6204
WORK STATION りべるたす	〒260-0854 長洲 2-13-6	23	6					10				043-497-2373	043-497-2127
pre-WORK STATION りべるたす	〒260-0802 川戸町 411 番地 7	20										043-497-2373	043-497-2127
就労移行支援事業所 リンクス千葉	〒260-0018 院内 1-14-7 Ｋ＆Ｉビル３階					20						043-239-6401	043-239-6402

■中央区（続き）

事務所名	所在地	サービス別定員										電　話	ＦＡＸ
		生活介護	自立訓練			就労移行支援	就労継続支援		就労定着支援	療養介護	短期入所		
			生活訓練	宿泊型	機能訓練		A型	B型					
あははのきち	〒 260-0844 千葉寺町 1214-7	10						10				043-497-3311	043-497-3312
ショートステイ クローバーハウス	〒 260-0823 塩田町 212- 2 コーポグリーン A103										空床	043-208-2272	043-208-2272
e-Team 千葉みなと	〒 260-0025 問屋町 1-55 シーオービル 8 階							20				043-301-3132	043-301-3133
みらい工房おおぞら	〒 260-0804 赤井町 20-1	20										043-312-6610	043-312-6615
ひかりカレッジ	〒 260-0031 新千葉 2-18-6 フェリーチェ 101		14			6						043-312-9922	043-312-0868
就労継続支援 A 型事業所 スマートリンク	〒 260-0842 南町 2-15-3 第三山一ビル 4-B						20					043-290-9200	043-290-9201
就労移行 IT スクール 千葉	〒 260-0015 富士見 1-12-7 C1-20 ビル 5 階					20						043-441-8448	043-441-8448
はじまりのまち 千葉駅前センター	〒 260-0027 新田町 4-22 サンライトビル 402 号室		12			8			有			043-305-4050	043-305-4052
オープンドア千葉	〒 260-0854 長洲 1-17-15 アネックス長洲 101 号室							20				043-355-5120	
オープンドア千葉みなと (オープンドア千葉の従たる事業所)	〒 260-0024 中央港 1-24-14 SEA SCAPE 千葉みなと ３階２Ａ号室							20				043-355-5936	
ゆうきのまち本千葉	〒 260-0022 神明町 19-2 斉藤ビル 1 階							20				043-215-7207	043-215-7208
短期入所 千葉大森町	〒 260-0811 大森町 252-1										1	043-290-9755	043-290-9757
キラリ	〒 260-0013 中央 3-9-12 LEREVE 千葉中央ビル 4 階						10	10				043-441-5240	043-441-5241
アクセスジョブ千葉	〒 260-0028 新町 4-7 クレインヒルズ 4 階		10			10						043-304-5873	043-304-5874
就労移行支援事業所 Re:Cafe	〒 260-0013 中央 3-5-1 ７Ｆ					20						043-310-3085	043-310-3085
ぐるーぷほーむ　えん	〒 260-0813 生実町 1155-1										空床	0436-98-5180	0436-98-5181
freeva 川戸	〒 260-0802 川戸町 510-1										2	043-312-9263	043-312-9264
クロノス	〒 260-0842 南町 2-15-3 第三山一ビル 3 階							23				043-309-7284	043-309-7286
ジョブシティ CANOW	〒 260-0013 中央 3-15-6 山長ビル 2 階		20									043-205-4898	043-205-4897
ゆたかカレッジ千葉 キャンパス	〒 260-0028 新町 24-9 千葉ウエストビル 104 号室		20									043-306-7536	043-306-7537
CocorportCollege 千葉駅前キャンパス	〒 260-0028 新町 17-16 新町芳野ビル 3 階		20									043-307-1458	043-307-1459
Many	〒 260-0032 登戸 3-4-6 ヴィラ登戸 1F						20					043-306-5479	043-306-5482
ゆうきのまち蘇我	〒 260-0842 南町 2-19-7 ビル高菜 3 階							20				043-420-8577	043-420-8578
Workul	〒 260-0013 中央 3-9-13 YS ビル 7 階							20				043-441-5933	043-307-4760

■中央区（続き）

事務所名	所在地	サービス別定員										電　話	ＦＡＸ
		生活介護	自立訓練			就労移行支援	就労継続支援		就労定着支援	療養介護	短期入所		
			生活訓練	宿泊型	機能訓練		A型	B型					
マルクカレッジ 千葉中央	〒260-0013 中央3-5-1 千葉中央トーセイビル7F-A		20									043-307-6713	043-307-6714
ゆうきのまち西千葉	〒260-0033 春日2-9-9 ソシアプラザ1階							20				043-441-5226	043-441-5228
サブカルビジネスセンター千葉	〒260-0015 富士見二丁目9-13 WTC富士見ビル6F							20				043-307-6114	043-307-6115
ウーリー千葉中央	〒260-0013 中央3-3-1 フジモト第一生命ビルディング9階							20				043-371-7386	043-371-7386
フレンズ障害福祉会 フレンズホーム松波	〒260-0044 松波4-5-4										4	043-310-7841	043-310-7847
manaby 千葉中央事業所	〒260-0013 中央3－3-1 フジモト第一生命ビル6階					20						043-304-6203	043-304-6204
Un peu	〒260-0045 弁天1-3-6 デイキャッチ千葉駅前ビル2階201号室							20				043-215-8160	043-215-8161
ゆうきのまち　千葉駅前	〒260-0015 富士見2-19-7 千葉富士見LKビル2階							20				043-307-5159	043-307-5310
就労継続支援 A型事業所allies	〒260-0013 中央3-4-8　コーノスビル5階						20					043-309-4898	043-309-4899
NicoLife	〒260-0807 松ケ丘町264-1	20										043-371-9426	
Ability Innovation Center （Ability Innovation Centerの従たる事業所）	〒260-0041 東千葉2-32-19					6						043-307-3243	043-307-3244

短期入所の「空床」とは、入所施設等において、入所者に利用されていない空き居室を用いて短期入所サービスを実施するものです。

■花見川区

事務所名	所在地	サービス別定員										電　話	ＦＡＸ
		生活介護	自立訓練			就労移行支援	就労継続支援		就労定着支援	療養介護	短期入所		
			生活訓練	宿泊型	機能訓練		A型	B型					
お掃除プロ （オリーブハウスの従たる事業所）	〒262-0005 こてはし台2-1-1					10						043-301-3558	043-301-3557
オリーブハウス	〒262-0001 横戸町786-4	12				10		10	有			043-216-8211	043-216-8212
ステップちば	〒262-0043 天戸町757-3							20				043-258-1407	043-258-1389
畑町ガーデン	〒262-0018 畑町591-17	50	10								5	043-350-1550	043-350-1555
障害福祉サービス事業所 まぁぶるひろ	〒262-0032 幕張町5-391-3							25				043-274-3107	043-274-3107
ワーク幕張	〒262-0032 幕張町4-606	35										043-213-3773	043-213-3772
花見川ワークサポート	〒262-0018 畑町2895-1	6				6		14				043-274-1112	043-274-1112
こてはしガーデン	〒262-0013 犢橋町1684-1	20										043-306-9960	043-306-9961
ワークライフサポートプラクト	〒262-0025 花園1-18-5					20			有			043-273-2750	043-273-2751

■花見川区（続き）

事務所名	所在地	サービス別定員										電　話	ＦＡＸ
		生活介護	自立訓練			就労移行支援	就労継続支援		就労定着支援	療養介護	短期入所		
			生活訓練	宿泊型	機能訓練		A型	B型					
マリン	〒262-0033 幕張本郷 1-3-5 大岩ビル 206						20					043-301-6797	043-301-6798
ショートステイしろいつき	〒262-0001 横戸町 1589-10										4	070-5581-1667	
ろーたす SEIJIN	〒262-0016 西小中台 2-41-101	20										080-3553-1631	043-306-1632
工房かたくり	〒262-0032 幕張町 5-162-1							20				043-272-5200	043-307-1522
あいむほーむ畑町	〒262-0018 畑町 893 エリーゼ										空床	043-205-4480	043-205-4490
鉄腕アットホーム	〒262-0013 犢橋町 172-10										空床	043-250-3500	043-250-3500
特別養護老人ホームゆうゆう苑 指定共生型通所サービス	〒262-0013 犢橋町 10	(18)										043-215-5531	043-215-5532 ※
介護老人保健施設　晴山苑	〒262-0042 花島町 149-1										空床	043-250-7352	043-286-0661
ちぐさホーム	〒262-0011 三角町 49-1										空床	043-215-7424	043-215-8752
サポートステイ	〒262-0032 幕張町 5-186-6										1	043-304-5179	043-304-5180
すまいる工房。	〒262-0018 畑町 432-1 畑町ＳＴビル 102							20				043-215-7153	043-215-7153
パレット新検見川	〒262-0022 南花園 2-5-4 須山ビル 301						20					043-307-5615	043-307-5617
グループホーム ビートルケア柏井	〒262-0048 柏井 4-30-5										1	047-455-8427	047-455-8428
リサイクルキャンプ	〒262-0003 宇那谷町 290-3							20				043-308-3761	043-308-3761
Pract Labo	〒262-0022 南花園 2-2-17 シンセイビル 3 階		20									080-9433-4610	
シェアハウス ハックル　短期入所	〒262-0012 千種町 354-12										2	043-258-3100	043-258-3100
グループホーム ふわふわ花見川	〒262-0044 長作町 899										1	043-215-7242	043-215-7243
リアン幕張本郷	〒262-0032 幕張町 1-5027 ガーデンコート幕張 1 階							20				043-307-4183	043-307-4184
てとてとグループホーム 花見川（空床型短期入所）	〒262-0044 長作町 1245-1										空床	047-456-8310	047-456-8311

短期入所の「空床」とは、入所施設等において、入所者に利用されていない空き居室を用いて短期入所サービスを実施するものです。
※共生型放課後等デイサービス、介護保険法に基づく地域密着型通所介護と合わせ 18 名定員です。

■稲毛区

事務所名	所在地	サービス別定員										電　話	ＦＡＸ
		生活介護	自立訓練			就労移行支援	就労継続支援		就労定着支援	療養介護	短期入所		
			生活訓練	宿泊型	機能訓練		A型	B型					
あけぼの園	〒263-0001 長沼原町 321-2	60						20				043-250-5992	043-250-5982
あやめ	〒263-0005 長沼町 287-3	20										043-252-3810	043-306-2511
就労生活支援センター トライアングル西千葉	〒263-0043 小仲台 2-6-1 京成稲毛ビル 205							20				043-206-7101	043-207-7153
父の樹園	〒263-0001 長沼原町 321-3					10		50				043-257-7315	043-306-1833

■稲毛区（続き）

事務所名	所在地	サービス別定員										電　話	ＦＡＸ
		生活介護	自立訓練			就労移行支援	就労継続支援		就労定着支援	療養介護	短期入所		
			生活訓練	宿泊型	機能訓練		A型	B型					
グループホーム父の樹	〒263-0001 長沼原町 323-10										空床	043-205-4621	043-205-4622
でい・さくさべ	〒263-0015 作草部 2-4-5	60										043-206-3861	043-206-3863
花まんま (オリーブハウスの従たる事業所)	〒263-0024 穴川 3-11-22							18				043-239-6083	043-239-6083
ＰＡＬ稲毛	〒263-0051 園生町 449-1 店舗棟 3 号						17					043-206-1340	043-206-1340
ワーク＆サポートすばる	〒263-0054 宮野木町 395-2	20										043-305-5981	043-305-5987
おおぞら園	〒263-0001 長沼原町 324-17							20				043-306-3912	043-306-3913
生活支援クラブラルゴⅡ (生活支援クラブラルゴの従たる事業所)	〒263-0051 園生町 409-29	6										043-301-3043	043-301-3043
地域生活支援センターふらる	〒263-0015 作草部 2-4-6	20										043-207-4110	043-206-4220
Ability Innovation Center	〒263-0001 長沼原町 731-17						20	10				043-420-1126	043-420-1127
じょぶ・さくさべ	〒263-0015 作草部 2-4-35					8		12	有			043-239-7476	043-239-7477
オリーブ轟	〒263-0021 轟町 5-2-4	20					20	10				043-306-1600	043-306-1601
サンタクロースファクトリー	〒263-0053 柏台 1-19-105	20										043-215-7139	043-332-8873
総活躍　イオン長沼	〒263-0005 長沼町 112-2 区画 105.115-1							20				043-216-0101	043-216-0102
青春道場	〒263-0054 宮野木町 1722-147	(15)										043-286-2424	043-286-2213 ※
短期入所 千葉園生町	〒263-0051 園生町 1279-1										1	043-306-6690	043-306-6692
ゆうきのまち園生	〒263-0051 園生町 420-1 園生町貸店舗 2 階 A 号室							20				043-307-6861	043-307-6862
MG Style 稲毛園生	〒263-0051 園生町 519-11										1	043-239-5663	043-239-5664
自然食　じねん	〒263-0021 稲毛区轟町 1-7-25-1 階 2 階							20				043-306-2181	043-306-2182

短期入所の「空床」とは、入所施設等において、入所者に利用されていない空き居室を用いて短期入所サービスを実施するものです。
※ 1 介護保険法に基づく地域密着型通所介護と合わせて 15 名定員です。

■若葉区

事務所名	所在地	サービス別定員										電　話	ＦＡＸ
		生活介護	自立訓練			就労移行支援	就労継続支援		就労定着支援	療養介護	短期入所		
			生活訓練	宿泊型	機能訓練		A型	B型					
アクティなかの	〒265-0051 中野町 1574-31	30										043-228-6114	043-228-4651
あさひの丘	〒265-0042 古泉町 132-11							30				043-228-4370	043-228-4150
桜が丘晴山苑	〒264-0017 加曽利町 1536	24						16				043-231-4321	043-231-4322
桜木	〒264-0028 桜木 8-2-1							20				043-235-5547	043-235-5547
たかね園	〒265-0061 高根町 710	40									2	043-307-0111	043-307-0117
千葉市桜木園	〒264-0028 桜木 8-31-15	20								50	5	043-231-5865	043-231-7862

■若葉区（続き）

事務所名	所在地	サービス別定員										電　話	ＦＡＸ
		生活介護	自立訓練			就労移行支援	就労継続支援		就労定着支援	療養介護	短期入所		
			生活訓練	宿泊型	機能訓練		A型	B型					
千葉光の村授産園	〒265-0046 小間子町 1-8	25				6		20				043-228-5300	043-228-5400
中野学園	〒265-0051 中野町 1574-31	80									9	043-228-6114	043-228-4651
まあるい広場	〒264-0035 東寺山町 663-8							20			4	043-287-1022	043-287-0802
大宮もくまお	〒264-0016 大宮町 2112-3	8						12				043-208-0812	043-208-0823
若葉泉の里	〒265-0053 野呂町 1791-3	60									8	043-228-3534	043-228-8700
はんもっく	〒264-0026 西都賀 4-1-6 土屋ビル 201										1	043-304-5460	043-304-5461
ディアフレンズ大宮	〒264-0016 大宮町 2838-1	20										043-312-6377	043-231-6105
ほっとひといき	〒264-0016 大宮町 2112-8	20										043-312-2727	043-265-5405
大宮	〒264-0016 大宮町 3419-1							20				043-310-7501	043-310-7502
生活支援クラブラルゴ	〒264-0037 源町 105-10	14										043-301-3043	043-301-3043
多部田もくまお	〒265-0066 多部田町 759-52	20										043-208-0812	043-208-0823
ファームなかた	〒265-0043 中田町 2385-50							20				043-228-0770	043-308-7874
トラット	〒264-0026 西 都 賀 3-9-1 西都賀 SS ビル 3 階						20					043-307-8972	043-307-8973
グループホームはらから	〒264-0016 大宮町 3421-1										1	043-310-6766	043-310-6766
デイサポート和音	〒264-0016 大宮町 3421-1	35										043-310-5645	043-310-5116
多機能型事業所 ＩＴＳＵＭＯ	〒264-0020 貝塚 2-2-3	17										043-310-7970	043-310-7971
やまぼうし	〒264-0024 高品町 417-6										空床	043-235-8671	043-235-8671
ケアセンターひだまりの家	〒264-0035 東寺山町 1067-1	(15)									(5)	043-206-9535	043-206-9531 ※
サポートジェム	〒264-0021 若松町 707-10							20				043-310-6836	043-310-6837
生活介護事業所 Mazekoze	〒265-0076 下田町 1319-1	20										043-488-5190	
トミオヴィレッジ	〒264-0024 高品町 296-1							20				043-309-5617	043-309-5637
就労継続支援Ｂ型事業所 TODAY 若松町	〒264-0021 若松町 957-1							20				043-309-8165	043-309-8166
MG Style 若葉下田	〒265-0076 下田町 1096										1	043-497-2535	043-497-2536
エッセンス都賀	〒264-0021 若松町 489-1										1	043-497-5120	
一般社団法人笑楽	〒264-0021 若松町 2135-10 千葉北ビル 5 階							20				043-308-8890	
リル若葉下田	〒265-0076 下田町 1096	20										043-312-3671	043-312-3672
やまもりワークステーション	〒264-0017 加曽利町 1603-7							20				043-214-8880	043-214-9222
クローバーわかば	〒265-0007 御成台 1-14-9 高橋コーポ 201										2	043-308-3197	043-308-3198
ジョブタス千城台東 事業所	〒264-0002 千城台東 1 丁目 4-8							20				043-497-6602	043-497-6627

■若葉区（続き）

事務所名	所在地	サービス別定員										電　話	ＦＡＸ
		生活介護	自立訓練			就労移行支援	就労継続支援		就労定着支援	療養介護	短期入所		
			生活訓練	宿泊型	機能訓練		A型	B型					
みなもとホーム	〒264-0037 源町 561-8										7	043-206-3861	043-206-3863
クロノス都賀 （クロノスの従たる事業所）	〒264-0026 西都賀 3-9-1 西都賀 SS ビル 4 階							31				043-309-7284	043-308-7286
短期入所クライス 千葉高根町 II	〒265-0061 高根町 350-1										6	070-3195-9686	044-244-5783
クロノス桜木 （クロノスの従たる事業所）	〒264-0021 若松町 2135-10 千葉北ビル 3 階 B 号室							53				043-309-7284	043-309-7286

短期入所の「空床」とは、入所施設等において、入所者に利用されていない空き居室を用いて短期入所サービスを実施するものです。
※介護保険法に基づく小規模多機能型居宅介護と合わせての定員です。

■緑区

事務所名	所在地	サービス別定員										電　話	ＦＡＸ
		生活介護	自立訓練			就労移行支援	就労継続支援		就労定着支援	療養介護	短期入所		
			生活訓練	宿泊型	機能訓練		A型	B型					
愛育園	〒266-0005 誉田町 1-45-2									132	空床	043-291-1831	043-291-1857
アガペの里	〒266-0003 高田町 109-2	60									4	043-293-5255	043-293-5256
エルピザの里	〒266-0003 高田町 149-2	80									6	043-291-0761	043-291-0764
ガーデンセブン	〒267-0057 大木戸町 1423-5	40									6	043-205-0053	043-205-0054
障害者支援施設 鎌取晴山苑	〒266-0011 鎌取町 2810-23	100									8	043-265-2277	043-265-3388
銀河舎	〒266-0005 誉田町 1-201							20				043-300-4741	043-300-4741
障害者支援施設 セルプ・ガーデンハウス	〒267-0057 大木戸町 1423-3	33									6	043-295-7401	043-295-7406
障害福祉サービス事業所 セルプ・ガーデンハウス	〒267-0057 大木戸町 1423-3	20										043-295-7401	043-295-7406
千葉県千葉リハビリテーションセンター 児童発達支援センター	〒266-0005 誉田町 1-45-2	20										043-291-1831	043-291-1857
オリーブ鎌取福祉作業所	〒266-0011 鎌取町 2810-8							40				043-266-3626	043-265-8667
就労継続支援はぁもにぃ	〒267-0061 土気町 1727-4						15					043-308-5925	043-308-5925
更生園	〒266-0005 誉田町 1-45-2		10		36	10			有		空床	043-291-1831	043-291-1857
からは～い	〒266-0003 高田町 1784-2		15	20				18			空床	043-309-5071	043-309-5072
こころの風元気村	〒266-0003 高田町 1789-1		20	20							空床	043-300-4440	043-300-4453
キャロットハウス	〒267-0054 大高町 43 番 42							20				043-488-5140	043-488-5141
しいのみ園	〒266-0003 高田町 1953-1	40									18	043-291-2941	043-291-2181
しいのみ園あい	〒266-0005 誉田町 2-7-121 ふくろう屋 2 号店 2 階							20				043-312-3788	
しいのみ園こころ	〒266-0005 誉田町 2-2307	20										043-488-5888	043-291-3353
しいのみ園こころの誉	〒266-0005 誉田町 2-21-1090	20										043-309-8558	043-309-8523
びぃ～ぼ	〒266-0002 平山町 2005-2	20										043-420-8635	043-420-8936

■緑区（続き）

事務所名	所在地	サービス別定員										電　話	ＦＡＸ
		生活介護	自立訓練			就労移行支援	就労継続支援		就労定着支援	療養介護	短期入所		
			生活訓練	宿泊型	機能訓練		A型	B型					
短期入所 千葉あすみが丘東	〒267-0067 あすみが丘東 1-13-10	40									2	043-497-2161	043-497-2162
ワークショップ鎌取	〒266-0007 辺田町 605-2					6		34				043-300-2330	043-300-3156
ふる里学舎あすみが丘	〒267-0061 土気町 446-52	35										043-294-1211	043-294-1212
ビオラのうた	〒267-0066 あすみが丘 5-5-5							20				043-377-4097	043-377-4097
フジェール	〒266-0007 辺田町 605-2										空床	043-312-1233	043-300-3156
ノーマライゼーション 未来	〒266-0031 おゆみ野 3-24-2-202						20					043-312-4227	043-312-3086
イロドリ	〒266-0031 おゆみ野 3-25-2							20				043-306-6198	043-306-6199
グループホーム ビートルケア鎌取	〒266-0002 平山町 2019-1										2	043-308-3882	043-308-3884
フレンズ障害福祉会 フレンズホームおゆみ野	〒266-0031 おゆみ野 1-14-7										4	043-310-7841	043-310-7847

短期入所の「空床」とは、入所施設等において、入所者に利用されていない空き居室を用いて短期入所サービスを実施するものです。

■美浜区

事務所名	所在地	サービス別定員										電　話	ＦＡＸ	
		生活介護	自立訓練			就労移行支援	就労継続支援		就労定着支援	療養介護	短期入所			
			生活訓練	宿泊型	機能訓練		A型	B型						
あらた 稲毛海岸事業所	〒261-0004 高洲 3-14-4 第二水野谷ビル６F						20					043-301-6815	043-301-6816	
げんき	〒261-0005 稲毛海岸 2-3-1	(5)										043-242-1230	043-248-2884	※
コスモス	〒261-0005 稲毛海岸 4-10-2	25	6					24				043-238-5373	043-238-8666	
さいわい	〒261-0005 稲毛海岸 2-3-1	20										043-242-1230	043-248-2884	
千葉市療育センター いずみの家	〒261-0003 高浜 4-8-3					6		34				043-216-2465	043-270-1557	
ディアフレンズ美浜	〒261-0012 磯辺 2-21-1	60									8	043-303-0581	043-303-0583	
でい・まさご	〒261-0011 真砂 2-1-12	27										043-277-6641	043-277-6606	
カフェバルコニー	〒261-0012 磯辺 3-14-8							20				043-306-1840	043-307-8855	
アビリティーズジャスコ 稲毛海岸センター	〒261-0004 高洲 3-21-1 イオンマリンピア 専門館 B1F					20			有			043-306-6824	043-306-6825	
でい・まさご弐番館	〒261-0011 真砂 2-3-1 真砂コミュニティーセンター１階	40										043-303-1188	043-303-6151	
たんぽぽ	〒261-0005 稲毛海岸 1-1-17										1	043-306-3708	043-306-3708	
パレット稲毛海岸	〒261-0004 高洲 3-14-5 細川ビル４F					20			有			043-305-5053	043-305-5054	
総活躍　美浜	〒261-0004 高洲１-24-3 木之花ビル３階							20				043-376-4726	043-376-4726	
Camp 稲毛海岸	〒261-0004 高洲 3-14-5 細川ビル 5F							20				043-215-8875	043-215-8876	

※生活介護、児童発達支援、放課後等デイサービスで合計５名定員です。

障害者支援施設（居住系）

施設入所支援施設

障害者に対して、夜間、入浴・排せつ及び食事等の介護を行うとともに、日中、施設入所支援以外の施設障害福祉サービス（生活介護等）を行います。利用の手続は２２頁をご参照ください。

施　設　名	郵便番号	所　在　地	定員	電　話	ＦＡＸ
ハピネス浜野	260-0824	中央区浜野町 649-1	32	043-264-4109	043-268-2257
畑町ガーデン	262-0018	花見川区畑町 591-17	30	043-350-1550	043-350-1555
千葉光の村授産園	265-0046	若葉区小間子町 1-8	40	043-228-5300	043-228-5400
中野学園	265-0051	若葉区中野町 1574-31	60	043-228-6114	043-228-4651
若葉泉の里	265-0053	若葉区野呂町 1791-3	36	043-228-3534	043-228-8700
アガペの里	266-0003	緑区高田町 109-2	40	043-293-5255	043-293-5256
エルピザの里	266-0003	緑区高田町 149-2	60	043-291-0761	043-291-0764
ガーデンセブン	267-0057	緑区大木戸町 1423-5	40	043-205-0053	043-205-0054
障害者支援施設 鎌取晴山苑	266-0011	緑区鎌取町 2810-23	80	043-265-2277	043-265-3388
更生園	266-0005	緑区誉田町 1-45-2	56	043-291-1831	043-291-1857
しいのみ園	266-0003	緑区高田町 1953-1	40	043-291-2941	043-291-2181
障害者支援施設 セルプ・ガーデンハウス	267-0057	緑区大木戸町 1423-3	33	043-295-7401	043-295-7406
ディアフレンズ美浜	261-0012	美浜区磯辺 2-21-1	34	043-303-0581	043-303-0583

障害児入所施設

医療型障害児入所支援施設（指定発達支援医療機関を含む）

知的障害児、肢体不自由児または重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を保護し、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う施設です。
原則として児童相談所で障害児入所給付費の支給決定を受けた後、保護者が施設と契約を結び、市がこれに係る費用を給付します。
保護者の収入状況により利用したサービス費用の一部を負担していただきます（基本的に１割負担。障害福祉サービス制度と同様に、１か月に負担する費用の上限額など各種軽減措置が定められています）。

施　設　名	郵便番号	所　在　地	定員	電　話	ＦＡＸ
独立行政法人 国立病院機構千葉東病院	260-0801	中央区仁戸名町 673	120	043-261-5171	043-268-2613
千葉市桜木園	264-0028	若葉区桜木 8-31-15	50	043-231-5865	043-231-7862
愛育園	266-0005	緑区誉田町 1-45-2	132	043-291-1831	043-291-1853

障害児通所支援事業所

利用の手続き及びサービスの内容については２７頁をご参照ください。

医療型児童発達支援

事業所名	所　在　地	定員	電　話	ＦＡＸ
千葉市大宮学園 たけのこルーム	〒 264-0016 若葉区大宮町 3816-1	10	043-263-1560	043-263-2447
千葉県千葉リハビリテーションセンター 児童発達支援センター	〒 266-0005 緑区誉田町 1-45-2	(10)	043-291-1831	043-291-1853 ※
千葉市療育センター すぎのこルーム	〒 261-0003 美浜区高浜 4-8-3	10	043-216-2409	043-277-0220

※ 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスで合計 10 名定員です。

児童発達支援・放課後等デイサービス

※ 定員欄　　児発：児童発達支援、放デ：放課後等デイサービス

■中央区

事業所名	所　在　地	定員		電　話	ＦＡＸ
		児発	放デ		
ちびっこルームあはは	〒 260-0844 千葉寺町 1213-1	10	20	043-497-3311	043-497-3312
あははの宇宙	〒 260-0844 千葉寺町 1214-7		10	043-497-3311	043-497-3312
しいのみ園とも　みやこ	〒 260-0001 都町 4-27-35		10	043-488-5208	043-488-5212
キッズルーム チャコ 千葉教室	〒 260-0018 院内 2-17-25	10	20	043-225-6503	043-225-6525
みらい工房ひまわり	〒 260-0813 生実町 1821-1		10	043-488-4649	043-488-4139
笑顔（ニコニコ）	〒 260-0022 神明町 211-1		10	043-204-2350	043-204-2360
みらい工房たんぽぽルーム	〒 260-0804 赤井町 25-1		10	043-312-0710	043-312-0720
LITALICO ジュニア千葉教室	〒 260-0045 弁天 1-2-10 日本瑞穂ビル 5 階	10	10	043-207-7530	043-207-7531
みらい工房たんぽぽルームそが	〒 260-0806 宮崎 2-6-26		10	043-235-7102	043-235-7103
あすなろクラブ矢作	〒 260-0851 矢作町 936-14		10	043-301-5563	043-301-5574
アプリ児童デイサービス本千葉	〒 260-0854 長洲 1-18-7	10		043-441-7494	043-441-7495
アフタースクールセンター・ウェル	〒 260-0005 道場南 2-2-3 脩和ビル 1 階		10	043-202-1771	043-202-1772
アンダンテ蘇我	〒 260-0834 今井 2-10-2 第二山一ビル 4 階		15	043-266-2520	043-312-0868
ノビルキッズ蘇我校	〒 260-0842 南町 2-15-3 第三山一ビル 5 階Ｂ室		10	043-312-1073	043-312-1074
こどもサポート教室「きらり」新千葉校	〒 260-0031 新千葉 3-4-10	10		043-304-6616	043-304-6616
わくわくすまいる蘇我	〒 260-0842 南町 3-3-18 ヴィレッジハウス千葉南Ｂ棟１Ｆ	10	10	043-310-4915	043-310-4916
かがやきのまち都町第２教室	〒 260-0001 都町 6-21-14 高井ビル１Ａ	10		043-310-6397	043-310-6398
キッズルームチャコ本町教室	〒 260-0012 本町 1-6-5 ダリアヤマカワビル１階、２階		20	043-225-6503	043-225-6525
ジョブサＵ１８千葉教室	〒 260-0028 新町 17-4 宍倉ビル２階		10	043-204-1690	043-204-2690
ジョブサＵ１８千葉第２教室	〒 260-0027 新田町 10-15 誠寿ビル 401 号室		10	043-301-6644	043-301-6639

■中央区（続き）

事業所名	所　在　地	定員 児発	定員 放デ	電　話	ＦＡＸ
ジョブサＵ１８千葉第２教室	〒260-0027 新田町 10-15 誠寿ビル 402 号室	10		043-246-3366	043-246-3386
ハピネス浜野	〒260-0824 浜野町 649-1	6		043-264-4109	043-268-2257
ハッピーテラス千葉中央教室	〒260-0013 中央 3-9-13 Y.S ビル 102 号		10	043-307-5620	043-307-5621
笑顔（ニコニコ）２号店	〒260-0022 神明町 15-12	10		043-204-2350	043-204-2360
プラスアップ蘇我教室	〒260-0834 今井 3-3-1	10		043-265-3822	043-265-3823
運動支援 GYM ANT	〒260-0032 登戸 1-10-11 華林ビル２階	10		043-441-5866	043-441-5870
運動支援 GYM ANT 第２	〒260-0027 新田町 19-12 ファミーユ喜１階	10		043-441-4625	043-441-4626
多機能型事業所ぷれも	〒260-0001 都町 1-55-2	10	10	043-234-6363	043-234-5655
AIAI PLUS 今井	〒260-0834 今井 1-17-4	10		043-208-7286	043-208-7289
わくわくすまいる千葉新宿	〒260-0021 新宿 2-12-7 柳井ビル１号	10	10	043-306-8090	043-306-8091
わくわくすまいる千葉みなと校	〒260-0024 中央港 1-1-6	10	10	043-310-3512	043-310-3513
アースオブチャイルド	〒260-0018 院内 2-16-11	10		043-239-7580	043-239-7581
コラゾン千葉中央	〒260-0015 富士見 2-8-10 FLAG CHIBA ５階	10	10	043-307-8665	043-307-8665
ポメロ	〒260-0003 鶴沢町 5-27		10	043-306-1315	043-306-1316
かがやきのまち 都町教室	〒260-0001 都町 6-21-14 高井ビル１Ｂ	10		043-309-8177	043-309-8178
かがやきのまち 千葉中央教室	〒260-0012 本町 3-7-5 ベリスビル 201	10		043-307-6485	043-307-6486
かがやきのまち 千葉中央第２教室	〒260-0012 本町 3-7-5 ベリスビル 202	10		043-307-9730	043-307-9731
かがやきのまち 千葉中央第３教室	〒260-0012 本町 3-6-3 メゾン本町 201	10		043-306-3256	043-306-3257
かがやきのまち 浜野教室	〒260-0824 浜野町 1160 A 号室	10		043-312-7084	043-312-7085
かがやきのまち 浜野第２教室	〒260-0824 浜野町 1160 B 号室	10		043-312-8735	043-312-8688
かがやきのまち 蘇我教室	〒260-0842 南町 2-22-14 エースハイムちば 202	10		043-420-8882	043-420-8884
かがやきのまちプラス 蘇我教室	〒260-0834 今井 1-4-18-1		5	043-308-5702	043-308-5703
かがやきのまち 新千葉教室	〒260-0034 汐見丘町 23-1 千壽ビル１階 A 号室	10		043-441-7736	043-441-7737
ハビー千葉教室	〒260-0015 富士見 2-8-10F LAGCHIBA ２階	10		043-306-7752	043-306-7753
てらぴぁぽけっと 千葉中央教室	〒260-0013 中央 3-9-12 市原中央ビル２階	10		043-216-2148	043-216-2149
コペルプラス 千葉中央教室	〒260-0013 中央 1-10-5 パークサイド千葉３階	10	10	043-305-5840（児発） 043-307-1712（放デ）	043-305-5841（児発） 043-307-1841（放デ）
コペルプラス　蘇我教室	〒260-0834 今井 2-11-27 蘇我ビル 201	10		043-312-5974	043-312-5975
おもちゃ箱　あおばの森	〒260-0844 千葉寺町 1202-3 フォレストあおば	10		043-497-6183	043-497-6184
Granny 千葉中央	〒260-0825 村田町 1189 グランシャルマン１階 B 号室		5	043-235-7277	043-235-8233

■中央区（続き）

事業所名	所　在　地	定員 児発	定員 放デ	電　話	ＦＡＸ
プラスアップ・ラボ蘇我駅前教室	〒260-0834 今井 2-10-3 東昇ビル２F		10	043-266-7870	043-266-7871
かがやきのまち 西千葉教室	〒260-0044 松波 2-9-1 ベルメゾン松波 104	10		043-301-6635	043-301-6636
はばたき千葉中央教室	〒260-0013 中央 3-2-2 八田ビル５階	10		03-6820-0601	043-401-3353
放課後等デイサービス ウィズユー浜野駅前	〒260-0824 浜野町 1388	10		043-309-8115	043-309-8116
ジョイーレ本千葉	〒260-0854 長洲 1-22-2 プラーズ長洲 201	10		043-216-5153	050-3606-4266

■花見川区

事業所名	所　在　地	定員 児発	定員 放デ	電　話	ＦＡＸ
幕張キッズ	〒262-0032 幕張町 5-417-222 幕張グリーンハイツ 117 号	10		043-239-7210	043-272-2588
	〒262-0032 幕張町 5-417-222 幕張グリーンハイツ 120 号		10	043-239-5177	043-272-0600
ろーたすくらぶ	〒262-0016 西小中台 2-41-102	10		043-306-1631	043-306-1632
スマイルファクトリー	〒262-0033 幕張本郷 3-7-20 群山久 101		10	043-301-5505	043-301-5505
スマイルファクトリー作新台	〒262-0045 作新台 7-4-16 ジュネス明光 A-103		10	043-306-7582	043-306-7582
ゆめ	〒262-0013 天戸町 1337-4	10		043-215-0080	043-215-0081
運動遊びと療育支援 こどもプラス幕張本郷教室	〒262-0033 幕張本郷 2-34-19 レジデンスジョー 104	10		043-306-1982	043-306-1983
スマイルアシスト幕張本郷	〒262-0033 幕張本郷 2-9-1-105		10	043-296-8566	043-296-8566
童夢	〒262-0032 幕張町 1-1319-45	10		043-301-3311	043-301-4488
BRIDGE	〒262-0025 花園 2-1-25 万仁ビル１階 D 号	10		043-307-8831	043-307-8832
BRIDGE 2	〒262-0033 幕張本郷 1-4-33 ウィステリアビル 101 号室	10		043-271-0031	043-271-0032
BRIDGE 3	〒262-0025 花園 1-19-11 田村ビル 203 号室		10	043-275-1112	043-275-1113
BRIDGE 4	〒262-0032 幕張町 6-86-1 グランディールレーヴ幕張１階	10		043-307-5111	043-307-5112
BRIDGE 5	〒262-0022 南花園 2-2-15 CI-23 ビル４階		20	043-301-6752	043-301-6753
BRIDGE 6	〒262-0033 幕張本郷 2-21-1 幕張本郷ナーサリービル 101	10		043-441-7722	043-441-7727
BRIDGE 7	〒262-0033 幕張本郷 5-20-10-101		10	043-307-5677	043-307-5673
AIAI PLUS 花見川	〒262-0045 作新台 4-1-5	10		043-441-3670	043-441-3671
コペルプラス幕張教室	〒262-0032 幕張町 5-187-1 幕張センタービル３階	10		043-441-4013	043-441-4014
LITALICO ジュニア幕張本郷教室	〒262-0033 幕張本郷 1-2-20 ビレッジ 105 ビル３階	10	10	043-350-3575	043-350-3576
ブロッサムジュニア 花見川教室	〒262-0022 南花園 2-5-4 須山ビル 101 号室	10		043-301-3438	043-301-3439
幼児教室セグナ	〒262-0001 横戸町 1586-42	10		047-778-5243	047-778-5243

■花見川区（続き）

事業所名	所　在　地	定員 児発	定員 放デ	電　話	ＦＡＸ
TRYRO	〒262-0025　花園 1-8-20 第 2 花園ビル 201-B	10		090-3905-9992	
ぽの	〒262-0043　天戸町 1279		10	043-216-5739	043-216-5739
かがやきのまち新検見川教室	〒262-0022　南花園 2-2-12 アコルデ新検見川 1 階	10		043-307-1250	043-307-1253
音楽療法ＵＮＩＣＯまくはり	〒262-0033　幕張本郷 2-4-28	10		043-375-0919	043-376-5937
児童発達支援・放課後等デイサービス でいじーさつきが丘	〒262-0014　さつきが丘 2-1-1 ビューアイランドさつきが丘 114 号室	10		043-306-1333	043-306-2925
Color	〒262-0045　作新台 5-17-3	10		043-258-2507	043-301-6183
おもちゃ箱　みずほ	〒262-0026　瑞穂 3-15-9	10	10	043-301-3148	043-239-7612
特別養護老人ホームゆうゆう苑 指定共生型通所サービス	〒262-0013　犢橋町 10	18		043-215-5531	043-215-5532

■稲毛区

事業所名	所　在　地	定員 児発	定員 放デ	電　話	ＦＡＸ
キッズルーム チャコ 稲毛教室	〒263-0043　小仲台 6-2-10-203・205	10		043-207-4088	043-207-4089
生活クラブ風の村あかとんぼ稲毛	〒263-0051　園生町 1107-7	10		043-309-0162	043-253-8477
児童発達支援クラブ　メロディ	〒263-0051　園生町 449-1 コープ野村園生 101	10		043-285-4610	043-216-2418
児童発達支援クラブ　ハミング	〒263-0051　園生町 390-20		10	043-254-0333	043-254-0333
児童発達支援クラブ　フォルテ	〒263-0051　園生町 348-43	10		043-305-4900	043-305-4908
地域生活支援センターふらる	〒263-0015　作草部 2-4-6		10	043-207-4110	043-206-4220
ジョブサＵ 18 稲毛教室	〒263-0043　小仲台 2-10-8 メル小仲台ビル 6 階		10	043-290-0690	043-290-0692
サンタクロース	〒263-0053　柏台 1-5-101	10		070-5089-4383	043-331-6849
サンタクロース Jr	〒263-0053　柏台 1-5-101 R-2,R-3	10		043-215-7139	043-331-6849
児童デイサービス　シエスタ	〒263-0024　穴川 3-5-8 米山ビル 2 階		10	043-306-1398	043-306-1399
ソーシャルサポートセミナーあらいぶ	〒263-0031　稲毛東 3-4-11 グレース稲毛 202	10		043-304-6137	043-304-6137
WOW の樹　さくさべ	〒263-0014　作草部町 925-1 千葉電子作草部ビル 1 階	10		043-216-2384	043-216-2384
WOW の樹　ちぐさだい	〒262-0013　千草台 1-1-25-109		10	043-305-4854	043-305-4864
運動遊びと療育支援 こどもプラス稲毛教室	〒263-0024　穴川 3-1-20 第一武田ビル 1 階号室	10		043-239-9950	043-239-9955
サンタクロースもみの木	〒263-0053　柏台 1-5-106	10		043-215-7139	043-331-6849
生活クラブ風の村あかとんぼ作草部	〒263-0015　作草部 1-15-17		5	043-445-8924	043-285-6877
わくわくすまいる西千葉	〒263-0023　緑町 1-26-14 コンフォート田中 1 C	10	10	043-306-3407	043-306-3408
かがやきのまち 長沼原教室	〒263-0001　長沼原町 317-1 ラ・ポルテ・ヴィス 2 A	10		043-310-3323	043-310-3325
かがやきのまち 長沼原第 2 教室	〒263-0001　長沼原町 317-1 ラ・ポルテ・ヴィス 2 B	10		043-239-7016	043-239-7017

■稲毛区（続き）

事業所名	所　在　地	定員 児発	定員 放デ	電　話	ＦＡＸ
Wapi 稲毛	〒263-0043　小仲台 2-10-8 IK ビル小仲台 5 階	10		043-306-5731	043-306-5732
わくわくすまいる穴川校	〒263-0024　穴川 2-4-4 リヴファーム ANAGAWA 1F	10	10	043-306-5509	043-306-5297
おもちゃ箱　そんのう	〒263-0051　園生町 420-1 ２階Ｂ号室	10		043-445-8486	043-445-8487
トーマス・クラブ稲毛教室	〒263-0051　園生町 392-19		10	043-310-3905	043-310-3906
わくわくすまいる西千葉校	〒263-0023　緑町 1-26-14 コンフォート田中１C	10	10	043-306-3407	043-306-3408
AIAI PLUS 稲毛海岸駅南口	〒261-0004　高洲 3 丁目 10 番 1 号 サンフラワービレッジ稲毛海岸 4 階	10		043-441-7867	043-441-7868
児童デイサービスシエスタ２	〒263-0051　園生町 468-87		10	043-356-0526	043-356-0526
ジョイーレ稲毛	〒263-0044　小中台町 1341-1 中村ビル 301	10		043-205-4374	050-3606-4266

■若葉区

事業所名	所　在　地	定員 児発	定員 放デ	電　話	ＦＡＸ
児童デイサービス STEP+	〒264-0028　桜木 5-15-1		20	043-312-6655	043-234-5119
千葉市桜木園	〒264-0028　桜木 8-31-15	20		043-231-5865	043-231-7862
バンブーアイランド	〒264-0026　西都賀 4-1-6 土屋ビル	10		043-304-5460	043-304-5461
バンブー next（ネクスト）	〒264-0026　西都賀 4-1-10	10		043-304-5460	043-304-5461
中野学園	〒265-0051　中野町 1574-31	15		043-228-6114	043-228-4651
千葉市大宮学園たけのこルーム	〒264-0016　大宮町 3816-1	20		043-263-1560	043-263-2447
千葉市大宮学園ひまわりルーム	〒264-0016　大宮町 3816-1	40		043-263-1560	043-263-2447
たかね園	〒265-0061　高根町 710		10	043-307-0111	043-307-0117
はじめのいっぽ	〒264-0007　小倉町 1808-13		10	043-309-9741	043-309-9745
リトル青い空	〒264-0016　大宮町 3419-1		10	043-263-7715	043-310-6062
多機能型事業所　ＩＴＳＵＭＯ	〒264-0020　貝塚 2-2-3	10		043-310-7970	043-310-7971
わくわく bloom 千城台	〒264-0004　千城台西 1-37-8 クリニックモール千城台 101 号室		20	043-312-3288	043-312-3289
運動学習支援教室 そら・ふね　西都賀	〒264-0026　西都賀 2-20-2 第 5 フェニックス 201 号	10		043-441-6757	043-441-6758
コペルプラス　都賀駅前教室	〒264-0025　都賀 3 ー 5 ー 8 ハイ・レーゼ 1 階 A 号室	10		043-308-8514	043-308-8521
おもちゃ箱おぐらだい	〒264-0006　小倉台 4-15-1-1	10		043-309-8088	043-309-8088
重症心身障害児向け　児童発達支援・放課後等デイサービス　ふわっと	〒264-0032　みつわ台 4-4-4	5		070-1577-5977	
はばたき　都賀駅前教室	〒264-0025　都賀 3-2-5 なかや第 2 ビル 303	10		043-400-2853	043-497-5308
はばたき　小倉台教室	〒264-0006　小倉台 3-4-4 N・K ビル 102	10		043-400-3125	043-312-2337
みつばちすてっぷ	〒264-0021　若松町 2090-64	10		043-372-0355	043-372-8066

■若葉区（続き）

事業所名	所　在　地	定員 児発	定員 放デ	電　話	ＦＡＸ
児童発達支援／放課後等デイサービス Olinace 桜木	〒264-0029　桜木北 2-23-25	10		043-312-5326	043-312-5327
放課後等デイサービス ウィズ・ユー若葉桜木	〒264-0004　千城台西 1-4-2 ミズノヤ第一ビル１階	10		043-488-5157	043-488-5158
コペルプラス イコアス千城台教室	〒264-0005　千城台北 3-21-1 イコアス千城台２階	10		043-312-0106	043-312-0116

■緑区

事業所名	所　在　地	定員 児発	定員 放デ	電　話	ＦＡＸ
ぽこあぽこ	〒266-0002　平山町 2005-2	10		043-420-8635	043-420-8936
しいのみ園とも　たかだ	〒266-0003　高田町 1953-1		10	043-291-2941	043-291-2181
Bring up　おゆみ野教室	〒266-0031　おゆみ野 3-10-3 IT オフィス HANA301 号	10		043-310-6901	043-310-6902
Bring up　おゆみ野第２教室	〒266-0031　おゆみ野 3-10-3 IT オフィス HANA401 号	10		043-308-9952	043-310-6902
Bring up　もりのみ幼児教室	〒267-0067　あすみが丘東 2-5-11	10		043-226-5001	043-226-5002
児童発達支援事業所 ひかりぐみ	〒267-0061　土気町 1626-5（２階）	10		080-9686-0932	043-294-2730
千葉県千葉リハビリテーションセンター 児童発達支援センター	〒266-0005　誉田町 1-45-2	（10）		043-291-1831	043-291-1857
わくわくぎふと鎌取	〒266-0031　おゆみ野 3-37-2	10	10	043-308-3475	043-308-3476
こども発達支援ハートシード	〒266-0031　おゆみ野 3-7-5	10		043-497-5111	043-497-5117
児童発達支援／放課後等デイサービス Olinace おゆみ野	〒266-0032　おゆみ野中央 4-23-1（２階）	10		043-420-8072	043-420-8073
児童発達支援／放課後等デイサービス Olinace おゆみ野第２	〒266-0032　おゆみ野中央 8-32-1（１階）	10		043-488-4888	043-488-4887
こぱんはうすさくら あすみが丘教室	〒267-0066　あすみが丘 2-4-16 マイフェアレディ 102 号室	10		043-309-7053	043-309-7054
放課後等デイサービスさんぽ道	〒267-0066　あすみが丘 3-8-5		10	043-308-6125	043-308-6788
おもちゃ箱　おゆみ野	〒266-0031　おゆみ野 4-23-4 グリーンおゆみ 102	10		043-312-1693	043-312-1694
しいのみ園とも　ほんだ	〒266-0005　誉田町 2-2307		10	043-291-2941	043-291-2181
鎌取晴山苑	〒266-0011　鎌取町 2810-23		5	043-265-2277	043-265-3388
AIAI PLUS 土気駅南口	〒267-0066　あすみが丘１-19-2 大森ビル４階	10		043-497-2983	043-497-2984
ハートシード風	〒266-0031　おゆみ野 3-7-5 鎌取セントラルマンション１０６号室	10		043-497-5111	043-497-5117
リハリンクスおゆみ野	〒266-0031　おゆみ野 3-24-1 アイ・ティー・オーおゆみ野 B 号室	10		043-290-9571	043-290-9572
コペルプラス千葉おゆみ野教室	〒266-0033　おゆみ野南 5-18-1 紳士服コナカおゆみ野店内	10		043-497-4878	043-497-4879
リハリンクスキッズおゆみ野	〒266-0031　おゆみ野２－２－１	10		043-235-7104	043-235-7164
かがやきのまち　あすみが丘教室	〒267-0066　あすみが丘 2-17-15 2 丁目 M 店舗 2 階	10		043-488-5830	043-488-5835
うんどう☆ことばの教室	〒266-0031　おゆみ野 3-24-2 ＡＳＡＪＩビル１階	10		043-497-5884	043-497-5884

■緑区（続き）

事業所名	所　在　地	定員 児発	定員 放デ	電　話	ＦＡＸ
通所支援ベルテール千葉おゆみ野園	〒266-0032　おゆみ野中央 3-4-14	10		043-312-7617	043-312-7618

医療型児童発達支援、児童発達支援、放課後等デイサービスで合計 10 名定員です。

■美浜区

事業所名	所　在　地	定員 児発	定員 放デ	電　話	ＦＡＸ
げんき	〒261-0005　稲毛海岸 2-3-1	5		043-242-1230	043-248-2884
千葉市療育センター すぎのこルーム	〒261-0003　高浜 4-8-3	20		043-216-2409	043-277-0220
千葉市療育センター やまびこルーム	〒261-0003　高浜 4-8-3	20		043-306-5106	043-277-0220
スマイルファクトリー 稲毛海岸	〒261-0005　稲毛海岸 4-14-5 シーサイドイナゲ 101		10	043-441-5111	043-441-5111
ぷちスマイルファクトリー	〒261-0004　高洲 1-16-15 ウインド稲毛 1-A	10		043-306-6899	043-306-6899
さぽーととらい・いそべ	〒261-0012　磯辺 1-40-4		10	043-306-6766	043-306-6770
ハッピーテラス千葉みなと教室	〒261-0001　幸町 1-16-5 かね庄 K1 ビル 2 階		10	043-307-7039	043-307-7099
ジョブサ U18 検見川浜教室	〒261-0011　真砂 2-24-10 アンシャンテ 21　2 階		10	043-306-6009	043-306-6013
でい・まさご弐番館	〒261-0011　真砂 2-3-1 真砂コミュニティセンター 1 階		10	043-303-1188	043-303-6151
アプリ児童デイサービス稲毛海岸	〒261-0005　稲毛海岸 1-3-5 第一ヤマヤスビル 1 階	10		043-306-3091	043-306-3092
Bring up ちば 子ども発達センター	〒261-0003　高浜 3-3-1	30	20	043-301-4570	043-301-4571
放課後等デイサービスウィズ稲毛海岸	〒261-0004　高洲 3-14-5　6 階		10	043-216-5547	043-216-5547
アフタースクールセンターむぎ畑	〒261-0004　高洲 1-22-23 稲毛海岸ニイクラビル 3 階 B		10	043-441-8825	043-216-2633
コペルプラス　稲毛海岸教室	〒261-0004　高洲 1-22-23 稲毛海岸ニイクラビル 2 階 A	10		043-305-5382	043-305-5383
てぃだまち倶楽部検見川浜	〒261-0011　真砂 2-24-8	10		043-445-8096	043-445-8098
キッズハウスにこにこ	〒261-0011　真砂 5-21-3 ユアサビル 1 階	10		043-216-2537	043-216-2537
フォレストキッズ稲毛海岸教室	〒261-0004　高州 3-14-8 花澤高州ビル 2F-B	10		043-270-2780	043-270-2780
らいおんハート遊びリテーション 児童デイ稲毛海岸	〒261-0004　高洲 4-5-13 稲毛ゆうゆう邸	10		043-441-6458	043-441-6459

保育所等訪問支援

事業所名	所　在　地	電　話	ＦＡＸ
千葉県千葉リハビリテーションセンター 児童発達支援センター	〒266-0005　緑区誉田町 1-45-2	043-291-1831	043-291-1857
サンタクロース	〒263-0053　稲毛区柏台 1-5-101	070-5089-4383	043-332-8873
サンタクロースＪｒ	〒263-0053　稲毛区柏台 1-5-101　R-2、R-3	070-5089-4383	043-207-9833
Bring up おゆみ野教室	〒266-0031　緑区おゆみ野 3-10-3 IT オフィス HANA301 号	043-310-6901	043-310-6902
Bring up 千葉こども発達支援センター	〒261-0003　美浜区高浜 3-3-1	043-301-4570	043-301-4571
BRIDGE	〒262-0025　花見川区花園 2-1-25 万仁ビル 1 階Ｄ号	043-307-8831	043-307-8832

保育所等訪問支援（続き）

事業所名	所　在　地	電　話	ＦＡＸ
BRIDGE 2	〒 262-0033 花見川区幕張本郷 1-4-33 ウィステリアビル 101 号室	043-271-0031	043-271-0032
BRIDGE 3	〒 262-0025 花見川区花園 1-19-11 田村ビル 203 号室	043-275-1112	043-275-1113
BRIDGE 4	〒 262-0032 花見川区幕張町 6-86-1 グランディールレーヴ幕張 1 階	043-307-5111	043-307-5112
BRIDGE 5	〒 262-0022 花見川区南花園 2-2-15 CI-23 ビル 4 階	043-301-6752	043-301-6753
LITALICO ジュニア千葉教室	〒 260-0045 中央区弁天 1-2-10 日本瑞穂ビル 5 階	043-207-7530	043-207-7531
LITALICO ジュニア幕張本郷教室	〒 262-0033 花見川区幕張本郷 1-2-20 ビレッジ 105 ビル 3 F	043-350-3575	043-350-3576
わくわくすまいる千葉みなと校	〒 260-0024 中央区中央港 1-1-6	043-310-3512	043-310-3513
AIAI PLUS 今井	〒 260-0834 中央区今井 1-17-4	043-208-7286	043-208-7289
Wapi 稲毛	〒 263-0043 稲毛区小仲台 2-10-8 I K ビル小仲台 5 階	043-306-5731	043-306-5732
わくわくすまいる穴川校	〒 263-0024 稲毛区穴川 2-4-4 リヴファーム ANAGAWA 1F	043-306-5509	043-306-5297
AIAI PLUS 花見川	〒 262-0045 花見川区作新台 4-1-5	043-441-3670	043-441-3671
BRIDGE 6	〒 262-0033 幕張本郷 2-21-1 幕張本郷ナーサリービル　101 号室	043-441-7722	043-441-7727
AIAI PLUS 土気駅南口	〒 267-0066 あすみが丘 1-19-2 大森ビル 4 階	043-497-2983	043-497-2984
TRYRO	〒 262-0025 花園 1-8-20 第 2 花園ビル 201-B	090-3905-9992	
AIAI PLUS 稲毛海岸駅南口	〒 261-0004 高洲 3-10-1 サンフラワービレッジ稲毛海岸 4 階	043-441-7867	043-441-7868
サンタクロースもみの木	〒 263-0053 柏台 1-5-106	043-215-7139	043-331-6849
BRIDGE8	〒 262-0022 花見川区南花園 2-2-15 CI-23 ビル 503 号室	043-306-1274	043-306-1275
みつばちすてっぷ	〒 264-0021 若松町 2090-64	080-6850-4757	
幼児教室セグナ	〒 262-0001 横戸町 1586-42	047-778-5243	047-778-5243
うんどう☆ことばの教室	〒 266-0031 おゆみ野 3-24-2 ＡＳＡＪＩビル 1 階	043-497-5884	043-497-5884

地域活動支援センター　※ 障害福祉サービス制度対象外

地域活動支援センターⅠ型

創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など多様な活動の場を提供しています。また、地域の障害者等の福祉に関する相談に応じ、必要な情報提供や援助を行います。

施　設　名	所　在　地	電　話	ＦＡＸ
オリーブ亥鼻	〒 260-0856　中央区亥鼻 2-10-16	043-307-2266	043-227-0952 ※
支援センターはなみがわ	〒 262-0043　花見川区天戸町 757-3	043-258-1400	043-258-1389
地域生活支援センターふらる	〒 263-0015　稲毛区作草部 2-4-6	043-207-4110	043-206-4220
鹿鳴館（若葉泉の里）	〒 264-0016　若葉区大宮町 2112-8	043-312-2727	043-265-5405
やさし～ど（中野学園）	〒 267-0061　緑区土気町 1634 土気市民センター 2 階	043-205-8488	043-205-8488
ディアフレンズ真砂	〒 261-0011　美浜区真砂 2-3-1	043-304-6311	043-304-6322

※ 稲毛区に従たる施設有り。詳細は施設にお問い合わせください。

地域活動支援センターⅡ型

創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など多様な活動の場を提供しています。

施　設　名	所　在　地	定員	電　話	ＦＡＸ
ハートケアセンターちば	〒 260-0032　中央区登戸 3-4-6 ヴィラ登戸２階	20	043-248-1511	043-248-5555
たけの子工房	〒 266-0007　緑区辺田町 131-6	30	043-292-1239	043-292-1239

地域活動支援センターⅢ型

創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など多様な活動の場を提供しています。

施　設　名	所　在　地	定員	電　話	ＦＡＸ
けやきと仲間	〒 260-0044　中央区松波 2-5-9 小幡ビル２階	20	043-377-0738	043-377-0738
らいおん千葉	〒 260-0854　中央区長洲 1-33-14	20	043-224-7432	043-224-7432
リベラ	〒 260-0854　中央区長洲 2-21-1-205	22	043-201-0546	043-201-0546
ベーカリーウィズ	〒 262-0041　花見川区柏井町 815-5	20	043-258-1132	043-258-1132
いほり	〒 263-0021　稲毛区轟町 1-7-25 ラフォンテ２階	10	043-306-2181	043-306-2182
トライアングル西千葉	〒 263-0043　稲毛区小仲台 2-6-1 京成稲毛ビル 205	19	043-206-7101	043-207-7153
あすぴれんと	〒 264-0025　若葉区都賀 3-21-9 BK ハイツ 305 号室	20	043-235-7250	043-235-7250
コミュニティサロンそら	〒 267-0061　緑区土気町 1727-4 藤屋北辰興産ビル１階	15	043-205-8110	043-205-7880

その他施設等

知的障害者生活ホーム

※障害福祉サービス制度対象外

居住を求めている知的障害者が居室その他の設備を利用し、日常生活に必要な便宜を受ける場です。
なお、家賃助成制度があります（詳細は５６頁参照）。

■窓　口	各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

名　称	所　在　地	定員	電　話
りんごの家	花見川区幕張町５丁目	4	043-212-0189
第二ミモザ	花見川区さつきが丘１丁目	4	043-259-8678
働く仲間の家	若葉区都賀５丁目	5	043-233-1196
ホープヒル	若葉区みつわ台２丁目	4	043-233-1196
サンライズ千葉	若葉区都賀５丁目	4	043-233-1196
あしたばホーム	緑区土気町	4	043-294-9303
第二あしたばホーム	緑区土気町	4	043-294-9303

千葉聴覚障害者センター

手話通訳・要約筆記者の派遣や養成、字幕入りビデオ等の製作や提供、その他法律相談等の便宜をはかる施設です。

所　在　地	電　話	ＦＡＸ	メールアドレス
〒 260-0022　中央区神明町 204-12	043-308-6372	043-308-5562	chibadeaf@deaf.or.jp

福祉ホーム

※ 障害福祉サービス制度対象外

居宅生活が困難な障害者が低額な料金で居室その他の設備を利用し日常生活に必要な便宜を受ける施設です。

施　設　名	所　在　地	定員	電　話
ディアフレンズ美浜	〒 261-0012　美浜区磯辺２－21－１	5	043-303-0581

グループホーム

障害者が地域の中で共同生活を行う住居です。なお、家賃助成制度があります（詳細は５６頁参照）。

◆グループホーム（共同生活援助）

地域において共同生活を営むのに支障のない障害者の方に、主として夜間において、相談や日常生活上の援助、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

■窓　口	各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ　８頁参照

心身障害者ワークホーム

※ 障害福祉サービス制度対象外

在宅の身体・知的障害者が一般家庭の居室等を利用して集い、ふれあい、軽作業を行う場です。

名　称	所　在　地	定員	電　話
もなみ	〒 262-0018　花見川区畑町 591-19	8	043-271-5577
つばさ	〒 262-0025　花見川区花園 1-15-3	8	043-273-7454
ふれあい	〒 263-0004　稲毛区六方町 139-12 ライフサポートセンター 201 号	11	043-423-2881
ふれんど	〒 263-0004　稲毛区六方町 139-12 ライフサポートセンター 101 号	11	043-423-2881
デフ	〒 263-0031　稲毛区稲毛東 4-9-4	10	043-238-6563
協働舎	〒 263-0043　稲毛区小仲台 6-7-10 山田ハイツ 103	8	043-287-5706
ほほえみいなげ	〒 263-0043　稲毛区小仲台 6-5-12　メイソン植草 C-103	10	043-287-1984
悠々	〒 264-0004　若葉区千城台西 1-4-7	7	043-237-0760
たけのこ	〒 264-0007　若葉区小倉町 1220-13	12	043-234-7540
笑顔	〒 266-0005　緑区誉田町 2-21-218	8	043-291-5517
里山の仲間たち	〒 266-0007　緑区辺田町 598-2	8	043-291-3789
あすみが丘	〒 267-0066　緑区あすみが丘 6-34-4	9	043-295-0281
ゆき	〒 261-0003　美浜区高浜 6-5-8	5	043-277-5954

精神障害者共同作業所

※ 障害福祉サービス制度対象外

患者とその家族の方を中心に構成されているＮＰＯ法人もしくは医療従業者ボランティア等が中心となって設置運営している共同作業所です。

名　称	所在地	定員	電　話
千潮会作業所	〒 260-0012　中央区本町 3-4-1 カーサ・フェリーチェ 103 号	20	043-225-6741
らぼろ	〒 260-0045　中央区弁天 2-20-40	35	043-284-8770

福祉施設の製品をご利用ください

障害のある方々が通う多くの福祉施設では、自立した生活を営むための訓練の一環として、生産・販売活動を行っています。

食品、お菓子類、おしゃれ雑貨など様々な製品を作り、販売しています。そして製品の売り上げは、障害のある方にとっての生活支援、就労支援につながっています。

ひとつひとつの製品が、ご購入してくださった方のお気に入りの一品になることを目指しています。

これらの商品に出会う機会がありましたら、ぜひお手に取り、その良さを確かめてください。

製品は以下のお店で取り扱っています

■はーとふるメッセ千葉寺店
〒 260-0844　中央区千葉寺町 1208-2　千葉市ハーモニープラザ 1 階

■はーとふるメッセ県庁店
〒 260-8667　中央区市場町１－１　千葉県庁中庁舎Ｂ１

製品に関する情報は以下のページにもあります

■ NPO 法人千葉県障害者就労事業振興センター
ホームページアドレス　http://www.jusan-kassei.or.jp/
＊販売会などのイベント情報を掲載しています

市役所・各区役所・各区保健福祉センターでの販売も行っています

■販売場所・時間等の詳細は千葉市ホームページをご覧ください
ホームページアドレス
http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/jiritsu/lobby-hanbai.html

◆製品の一例です

■このページに関する問合せ先：　千葉市障害者自立支援課　　電話 043-245-5175

身体障害者障害程度等級表 （太実線より上は、第１種を、下は第２種を表す）

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢体不自由		
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹
1級	視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が 0.01 以下のもの				1. 両上肢の機能を全廃したもの 2. 両上肢を手関節以上で欠くもの	1. 両下肢の機能を全廃したもの 2. 両下肢を大腿の２分の１以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの
2級	1. 視力の良い方の眼の視力が 0.02 以上 0.03 以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度（1/4 視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度（1/2 視標による。以下同じ。）が 28 度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ 100 デシベル以上のもの（両耳全ろう）			1. 両上肢の機能の著しい障害 2. 両上肢のすべての指を欠くもの 3. 一上肢を上腕の２分の１以上で欠くもの 4. 一上肢の機能を全廃したもの	1. 両下肢の機能の著しい障害 2. 両下肢を下腿の２分の１以上で欠くもの	1. 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2. 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの
3級	1. 視力の良い方の眼の視力が 0.04 以上 0.07 以下のもの（2 級の 2 に該当するものを除く。） 2. 視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56 度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	1. 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2. 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の機能の著しい障害 4. 一上肢のすべての指を欠くもの 5. 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1. 両下肢をショパー関節以上で欠くもの 2. 一下肢を大腿の２分の１以上で欠くもの 3. 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
4級	1. 視力の良い方の眼の視力が 0.08 以上 0.1 以下のもの（3 級の 2 に該当するものを除く。） 2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3. 両眼開放視認点数が70 点以下のもの	1. 両耳の聴力レベルが 80 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2. 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50 パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	1. 両上肢のおや指を欠くもの 2. 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4. 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1. 両下肢のすべての指を欠くもの 2. 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3. 一下肢を下腿の２分の１以上で欠くもの 4. 一下肢の機能の著しい障害 5. 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健側に比して 10 センチメートル以上又は健側の長さの 10 分の 1 以上短いもの	
5級	1. 視力の良い方の眼の視力が 0.2 かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの 2. 両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの 3. 両眼中心視野角度が56 度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70 点を超えかつ 100 点以下のもの 5. 両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの		平衡機能の著しい障害		1. 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3. 一上肢のおや指を欠くもの 4. 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1. 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2. 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3. 一下肢が健側に比して 5 センチメートル以上又は健側の長さの 15 分の 1 以上短いもの	体幹の機能の著しい障害
6級	視力の良い方の眼の視力が 0.3 以上 0.6 以下かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの	1. 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40 センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの） 2. 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1. 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2. ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1. 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2. 一下肢の足関節の機能の著しい障害	
7級					1. 一上肢の機能の軽度の障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3. 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5. 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6. 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1. 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2. 一下肢の機能の軽度の障害 3. 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4. 一下肢のすべての指を欠くもの 5. 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健側に比して 3 センチメートル以上又は健側の長さの 20 分の 1 以上短いもの	

乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		内部機能障害						
上肢機能	移動機能	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）	肝臓の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの							
不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							

備　　考

1. 同一の等級について 2 つの重複する障害がある場合は、1 級うえの級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。
2. 肢体不自由においては、7 級に該当する障害が 2 以上重複する場合は、6 級とする。
3. 異なる等級について 2 以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。
4.「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
5.「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
6. 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
7. 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

療育手帳障害程度基準表

障害程度			障害程度の基準
第1種	最重度	Ⓐ	知能指数がおおむね２０以下のもので、日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にあるもの
	重度	Aの１	知能指数がおおむね２１～３５以下のもので、日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にあるもの
		Aの２	知能指数がおおむね３６～５０以下のもので、重複の障害を有し、日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にあるもの
第2種	中度	Bの１	上記以外のもので、知能指数がおおむね３６～５０にあるもの
	軽度	Bの２	知能指数がおおむね５１～７５にあるもの

＊ただし、障害者相談センターにおける最重度の取扱いは下表による。

最重度	Ⓐの１	知能指数がおおむね２０以下のもので、日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にあるもののうち、身辺処理全般において常時の介護を必要とする程度のもの
	Ⓐの２	知能指数がおおむね２０以下のもので、日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にあるもので、Ⓐの１以外のもの

精神障害者保健福祉手帳障害程度等級表

障害等級	精神障害の状態
一級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
二級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
三級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

【ヘルプマーク】・【ヘルプカード】・【ちば障害者等用駐車区画利用証】

名称	概要等
【ヘルプマーク】 	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS 規格）。 ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。 **問合せ先** **東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課社会参加推進担当** **TEL：03-5320-4147** **※千葉市では、作成したヘルプマーク (ストラップ型) を配布しています。詳しくは障害者自立支援課へ　お問い合わせください。**
【ヘルプカード】 千葉県作成版	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見からは支援や配慮を必要としていることが分からない方が携帯することにより、災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲の方に自身の障害等の支援や配慮を求めるカードです。 このカードには、援助が必要なことを知らせるための「ヘルプマーク」を表示しております。また、住所や緊急連絡先、配慮や手助けをして欲しいことを記入することができます。 配布場所：各区保健福祉センター 高齢障害支援課・健康課、障害者自立支援課、千葉市療育センターふれあいの家、青葉病院、海浜病院、千葉都市モノレール有人駅（千葉みなと、千葉、都賀、千城台）窓口 **問合せ先** **千葉県健康福祉部障害者福祉推進課** **TEL：043-223-2340　FAX：043-221-3977**

【ちば障害者等用駐車区画利用証】 	公共施設や商業施設などに設置されている「障害者等用駐車区画」の適正利用を図り、障害者、介護が必要な高齢者、難病患者、妊産婦、けが人など、歩行が困難な方が同区画を利用しやすくなるよう、県や市町村が交付する利用証です。(利用証をお持ちの方が、必ずしも同区画に駐車できるとは限りません。) ※具体的な基準については、お問合せください。 申請窓口：申請は千葉県健康福祉指導課へ郵送、又は、各区保健福祉センター高齢障害支援課、健康課に持参してください。 **問合せ先** **〒260-8667　千葉市中央区市場町 1-1** **千葉県健康福祉部健康福祉指導課** **TEL：043-223-3924　FAX：043-222-6294**

サービス内容やご利用に関する質問は、各サービスの担当窓口へお問い合わせください。

障害福祉サービスの対象となる疾病一覧

（2021 年 11 月 1 日より適用）

1	アイカルディ症候群
2	アイザックス症候群
3	IgA 腎症
4	IgG4 関連疾患
5	亜急性硬化性全脳炎
6	アジソン病
7	アッシャー症候群
8	アトピー性脊髄炎
9	アペール症候群
10	アミロイドーシス
11	アラジール症候群
12	アルポート症候群
13	アレキサンダー病
14	アンジェルマン症候群
15	アントレー・ビクスラー症候群
16	イソ吉草酸血症
17	一次性ネフローゼ症候群
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
19	1p36 欠失症候群
20	遺伝性自己炎症疾患
21	遺伝性ジストニア
22	遺伝性周期性四肢麻痺
23	遺伝性膵炎
24	遺伝性鉄芽球性貧血
25	ウィーバー症候群
26	ウィリアムズ症候群
27	ウィルソン病
28	ウェスト症候群
29	ウェルナー症候群
30	ウォルフラム症候群
31	ウルリッヒ病
32	HTLV-1 関連脊髄症
33	ATR-X 症候群
34	ADH 分泌異常症
35	エーラス・ダンロス症候群
36	エプスタイン症候群
37	エプスタイン病
38	エマヌエル症候群
39	遠位型ミオパチー
40	円錐角膜
41	黄色靭帯骨化症
42	黄斑ジストロフィー
43	大田原症候群
44	オクシピタル・ホーン症候群
45	オスラー病
46	カーニー複合
47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
48	潰瘍性大腸炎
49	下垂体前葉機能低下症
50	家族性地中海熱
51	家族性低βリポタンパク血症 1(ホモ接合体)
52	家族性良性慢性天疱瘡
53	カナバン病
54	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
55	歌舞伎症候群
56	ガラクトース-1- リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
57	カルニチン回路異常症
58	加齢黄斑変性
59	肝型糖原病
60	間質性膀胱炎（ハンナ型）
61	環状 20 番染色体症候群
62	関節リウマチ
63	完全大血管転位症
64	眼皮膚白皮症
65	偽性副甲状腺機能低下症
66	ギャロウェイ・モワト症候群
67	急性壊死性脳症
68	急性網膜壊死
69	球脊髄性筋萎縮症
70	急速進行性糸球体腎炎
71	強直性脊椎炎
72	巨細胞性動脈炎
73	巨大静脈奇形（頚部口腔咽頭びまん性病変）
74	巨大動静脈奇形（頚部顔面又は四肢病変）
75	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
76	巨大リンパ管奇形（頚部顔面病変）
77	筋萎縮性側索硬化症
78	筋型糖原病
79	筋ジストロフィー
80	クッシング病
81	クリオピリン関連周期熱症候群
82	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
83	クルーゾン症候群
84	グルコーストランスポーター 1 欠損症
85	グルタル酸血症 1 型
86	グルタル酸血症 2 型
87	クロウ・深瀬症候群
88	クローン病
89	クロンカイト・カナダ症候群
90	痙攣重積型（二相性）急性脳症
91	結節性硬化症
92	結節性多発動脈炎
93	血栓性血小板減少性紫斑病
94	限局性皮質異形成
95	原発性局所多汗症
96	原発性硬化性胆管炎
97	原発性高脂血症
98	原発性側索硬化症
99	原発性胆汁性胆管炎
100	原発性免疫不全症候群
101	顕微鏡的大腸炎
102	顕微鏡的多発血管炎
103	高 IgD 症候群
104	好酸球性消化管疾患
105	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
106	好酸球性副鼻腔炎
107	抗糸球体基底膜腎炎
108	後縦靭帯骨化症
109	甲状腺ホルモン不応症
110	拘束型心筋症
111	高チロシン血症 1 型
112	高チロシン血症 2 型
113	高チロシン血症 3 型
114	後天性赤芽球癆
115	広範脊柱管狭窄症
116	膠様滴状角膜ジストロフィー
117	抗リン脂質抗体症候群
118	コケイン症候群
119	コステロ症候群
120	骨形成不全症
121	骨髄異形成症候群
122	骨髄線維症
123	ゴナドトロピン分泌亢進症
124	5p 欠失症候群
125	コフィン・シリス症候群
126	コフィン・ローリー症候群
127	混合性結合組織病
128	鰓耳腎症候群
129	再生不良性貧血
130	サイトメガロウィルス角膜内皮炎
131	再発性多発軟骨炎
132	左心低形成症候群
133	サルコイドーシス
134	三尖弁閉鎖症
135	三頭酵素欠損症
136	CFC 症候群
137	シェーグレン症候群
138	色素性乾皮症
139	自己貪食空胞性ミオパチー
140	自己免疫性肝炎
141	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
142	自己免疫性溶血性貧血
143	四肢形成不全
144	シトステロール血症
145	シトリン欠損症
146	紫斑病性腎炎
147	脂肪萎縮症
148	若年性特発性関節炎
149	若年性肺気腫
150	シャルコー・マリー・トゥース病
151	重症筋無力症
152	修正大血管転位症
153	ジュベール症候群関連疾患
154	シュワルツ・ヤンペル症候群
155	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
156	神経細胞移動異常症
157	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
158	神経線維腫症
159	神経フェリチン症
160	神経有棘赤血球症
161	進行性核上性麻痺
162	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
163	進行性骨化性線維異形成症
164	進行性多巣性白質脳症
165	進行性白質脳症
166	進行性ミオクローヌスてんかん
167	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
168	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
169	スタージ・ウェーバー症候群
170	スティーヴンス・ジョンソン症候群
171	スミス・マギニス症候群
172	スモン
173	脆弱 X 症候群
174	脆弱 X 症候群関連疾患
175	成人スチル病
176	成長ホルモン分泌亢進症
177	脊髄空洞症
178	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）
179	脊髄髄膜瘤
180	脊髄性筋萎縮症
181	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症
182	前眼部形成異常
183	全身性エリテマトーデス

184	全身性強皮症
185	先天異常症候群
186	先天性横隔膜ヘルニア
187	先天性核上性球麻痺
188	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症
189	先天性魚鱗癬
190	先天性筋無力症候群
191	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症
192	先天性三尖弁狭窄症
193	先天性腎性尿崩症
194	先天性赤血球形成異常性貧血
195	先天性僧帽弁狭窄症
196	先天性大脳白質形成不全症
197	先天性肺静脈狭窄症
198	先天性風疹症候群
199	先天性副腎低形成症
200	先天性副腎皮質酵素欠損症
201	先天性ミオパチー
202	先天性無痛無汗症
203	先天性葉酸吸収不全
204	前頭側頭葉変性症
205	早期ミオクロニー脳症
206	総動脈幹遺残症
207	総排泄腔遺残
208	総排泄腔外反症
209	ソトス症候群
210	ダイアモンド・ブラックファン貧血
211	第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群
212	大脳皮質基底核変性症
213	大理石骨病
214	ダウン症候群
215	高安動脈炎
216	多系統萎縮症
217	タナトフォリック骨異形成症
218	多発血管炎性肉芽腫症
219	多発性硬化症／視神経脊髄炎
220	多発性軟骨性外骨腫症
221	多発性嚢胞腎
222	多脾症候群
223	タンジール病
224	単心室症
225	弾性線維性仮性黄色腫
226	短腸症候群
227	胆道閉鎖症
228	遅発性内リンパ水腫
229	チャージ症候群
230	中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群
231	中毒性表皮壊死症
232	腸管神経節細胞僅少症
233	TSH 分泌亢進症
234	TNF 受容体関連周期性症候群
235	低ホスファターゼ症
236	天疱瘡
237	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
238	特発性拡張型心筋症
239	特発性間質性肺炎
240	特発性基底核石灰化症
241	特発性血小板減少性紫斑病
242	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）
243	特発性後天性全身性無汗症
244	特発性大腿骨頭壊死症

245	特発性多中心性キャッスルマン病
246	特発性門脈圧亢進症
247	特発性両側性感音難聴
248	突発性難聴
249	ドラベ症候群
250	中條・西村症候群
251	那須・ハコラ病
252	軟骨無形成症
253	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
254	22q11.2 欠失症候群
255	乳幼児肝巨大血管腫
256	尿素サイクル異常症
257	ヌーナン症候群
258	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B 関連腎症
259	ネフロン癆
260	脳クレアチン欠乏症候群
261	脳腱黄色腫症
262	脳表ヘモジデリン沈着症
263	膿疱性乾癬
264	嚢胞性線維症
265	パーキンソン病
266	バージャー病
267	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
268	肺動脈性肺高血圧症
269	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
270	肺胞低換気症候群
271	ハッチンソン・ギルフォード症候群
272	バッド・キアリ症候群
273	ハンチントン病
274	汎発性特発性骨増殖症
275	PCDH19 関連症候群
276	非ケトーシス型高グリシン血症
277	肥厚性皮膚骨膜症
278	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
279	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
280	肥大型心筋症
281	左肺動脈右肺動脈起始症
282	ビタミン D 依存症くる病／骨軟化症
283	ビタミン D 抵抗性くる病／骨軟化症
284	ビッカースタッフ脳幹脳炎
285	非典型溶血性尿毒症症候群
286	非特異性多発性小腸潰瘍症
287	皮膚筋炎／多発性筋炎
288	びまん性汎細気管支炎
289	肥満低換気症候群
290	表皮水疱症
291	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）
292	VATER 症候群
293	ファイファー症候群
294	ファロー四徴症
295	ファンコニ貧血
296	封入体筋炎
297	フェニルケトン尿症
298	フォンタン術後症候群
299	複合カルボキシラーゼ欠損症
300	副甲状腺機能低下症
301	副腎白質ジストロフィー
302	副腎皮質刺激ホルモン不応症
303	ブラウ症候群
304	プラダ―・ウィリ症候群
305	プリオン病

306	プロピオン酸血症
307	PRL 分泌亢進症（高プロラクチン血症）
308	閉塞性細気管支炎
309	β - ケトチオラーゼ欠損症
310	ベーチェット病
311	ベスレムミオパチー
312	ヘパリン起因性血小板減少症
313	ヘモクロマトーシス
314	ペリー症候群
315	ペルーシド角膜辺縁変性症
316	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
317	片側巨脳症
318	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
319	芳香族 L ーアミノ酸脱炭酸酵素欠損症
320	発作性夜間ヘモグロビン尿症
321	ホモシスチン尿症
322	ポルフィリン症
323	マリネスコ・シェーグレン症候群
324	マルファン症候群
325	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
326	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
327	慢性再発性多発性骨髄炎
328	慢性膵炎
329	慢性特発性偽性腸閉塞症
330	ミオクロニー欠神てんかん
331	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
332	ミトコンドリア病
333	無虹彩症
334	無脾症候群
335	無βリポタンパク血症
336	メープルシロップ尿症
337	メチルグルタコン酸尿症
338	メチルマロン酸血症
339	メビウス症候群
340	メンケス病
341	網膜色素変性症
342	もやもや病
343	モワット・ウイルソン症候群
344	薬剤性過敏症症候群
345	ヤング・シンプソン症候群
346	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
347	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
348	4p 欠失症候群
349	ライソゾーム病
350	ラスムッセン脳炎
351	ランゲルハンス細胞組織球症
352	ランドウ・クレフナー症候群
353	リジン尿性蛋白不耐症
354	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
355	両大血管右室起始症
356	リンパ管腫症／ゴーハム病
357	リンパ脈管筋腫症
358	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
359	ルビンシュタイン・テイビ症候群
360	レーベル遺伝性視神経症
361	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
362	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
363	レット症候群
364	レノックス・ガストー症候群
365	ロスムンド・トムソン症候群
366	肋骨異常を伴う先天性側弯症

「劇症肝炎」「重症急性膵炎」については２０１５年１月、「肝外門脈閉塞症」を含む 16 疾病については２０１５年７月、「正常圧水頭症」については２０１９年７月以降は対象外ですが、すでに障害福祉サービスの支給決定を受けている方は引き続き利用可能です。詳細は、お住まいの区の高齢障害支援課にお問い合わせください。

福祉団体

団体への入会希望、その他ご質問等は以下の連絡先へお問い合わせください。

団　体　名	代表者等	〒	住　　所	電話・メール	ＦＡＸ
千葉市身体障害者連合会	髙 梨 憲 司	260-0844	中央区千葉寺町 1208-2 千葉市ハーモニープラザ 3 階	043-209-3281	043-209-3282
千葉市視覚障害者協会	髙 梨 憲 司	260-0844	中央区千葉寺町 1208-2 千葉市ハーモニープラザ 3 階	043-312-0068	043-312-0068
千葉市聴覚障害者協会	国 本 雄 一 郎	260-0022	中央区神明町 204-12	043-308-6372	043-204-1616
千葉市中途失聴・難聴者協会	平 岡 利 政	261-0005	美浜区幸町 2-18-1-202 橋本洋子様 方	043-245-0847	043-245-0847
千葉市身体障害者福祉会	高 山 功 一	266-0033	緑区おゆみ野南 1-26-14	043-375-9691	043-375-9691
千葉市オストミー協会	渡 辺 博 一	264-0024	若葉区高品町 899-1-1-606	043-287-5783	043-287-5783
京　葉　喉　友　会	白井 久美子			ishibashi.2413@ vega.ocn.ne.jp	
千葉市肢体不自由児者 父　母　の　会	西 長 和 子	261-0012	美浜区磯辺 2-21-1 ディアフレンズ美浜内	043-303-0582	043-303-0582
千葉市ことばを育てる会	石 田 優 子	260-0007	中央区祐光 1-25-3 千葉市立院内小学校内	043-208-1568	043-208-1568
千葉市腎臓病患者友の会	小 川 光 雄	264-0021	若葉区若松町 444-20	043-231-2190	
日本心臓ペースメーカー 友 の 会　千 葉 地 区	角 田 善 治	262-0016	花見川区西小中台 2-37-201	043-400-2937	043-332-9184
千葉市重症心身障害児（者） を　守　る　会	加藤　悦子	261-0005	美浜区稲毛海岸 2-3-1 さいわい内	043-242-1230	043-248-2884
全国脊髄損傷者連合会 千　葉　県　支　部	飯岡　秀之	285-0831	千葉県佐倉市染井野 5-42-7	090-8948-1877	
Ｎ　Ｐ　Ｏ　法　人 千葉盲ろう者友の会	加 藤 清 道	260-0026	中央区千葉港 4-5 千葉市社会福祉センター 4 階	043-310-3008	043-310-3008
千葉市手をつなぐ育成会	成 田 智 子	263-0015	稲毛区作草部 2-4-5 でい・さくさべ　2 階	043-206-4050	043-206-4050
千 葉 市 自 閉 症 協 会	菊 池 裕 美	262-0025	花見川区花園 1-15-3		

団体名	代表者等	〒	住所	電話・ＦＡＸ
千花会 （千葉市精神障害者家族会）	齊藤 陟（たかし）	260-0012	中央区本町 3-4-1 カーサフェリーチェ103	043-261-6285
ファーム栗の木 （千葉市精神障害者北地域家族会）	貫井信夫	262-0043	花見川区天戸町 757-3	090-6568-4716
千南会 （千葉市精神障害者南地域家族会）	鴨 省次郎	266-0007	緑区辺田町 131-6	043-292-1239
けやきと仲間の家	大庭茂男	260-0044	中央区松波 2-5-9 小幡ビル 2 階	043-377-0738
ちば高次脳機能障害者と家族の会	角田義規	262-0005	花見川区こてはし台 6-9-6	090-4249-3815
NPO 法人 KHJ 千葉県なの花会 （KHJ全国ひきこもり家族会連合会千葉県支部）	藤江幹子	260-0042	中央区椿森 1-2-2 志村荘 201	070-2191-4888
千葉断酒新生会		266-0003	緑区高田町 401-235 （林様 方）	043-292-1324 （林様 方）
千葉県断酒会		264-0035	若葉区東寺山町 755 県住 2-306	090-1207-2735 （阿井様 方）
つくし（ちば断酒友の会）		つくし（ちば断酒友の会）のホームページに記載 http://tsukushichiba.web.fc2.com/index.html		
千葉菜の花家族会（薬物依存症家族会）		260-0844	（開催場所） 中央区千葉寺町 1208 千葉市ハーモニープラザ	090-2543-7852 （黒川様 方）

千葉市のバリアフリー情報（施設等）のご案内

本市ホームページにおいて、県内の様々なバリアフリー情報を掲載した『ちばバリアフリーマップ』や、県内の公共交通に関するバリアフリー情報、より快適に市内観光を楽しむための観光コース等を紹介する『千葉市バリアフリー観光ガイドマップ』などをご案内しています。是非、活用ください。

千葉市のバリアフリー情報（施設等） で、検索

障害者の窓口

名称・所在地		電　話	ＦＡＸ	Ｅメールアドレス @以降は共通 @city.chiba.lg.jp
中央保健福祉センター 〒260-8511 中央区中央４－５－１ Qiball（きぼーる）内	高齢障害支援課	043-221-2152	043-221-2602	koreishogai.CHU@
	介護保険室	043-221-2198		
	健康課	043-221-2583	043-221-2590	kenko.CHU@
	こども家庭課	043-221-2149	043-221-2606	kodomokatei.CHU@
	社会援護第一課	043-221-2154	043-221-2164	shakaiengo1.CHU@
	社会援護第二課	043-221-2066		shakaiengo2.CHU@
花見川保健福祉センター 〒262-8510 花見川区瑞穂１－１	高齢障害支援課	043-275-6462	043-275-6317	koreishogai.HAN@
	介護保険室	043-275-6401		
	健康課	043-275-6297	043-275-6298	kenko.HAN@
	こども家庭課	043-275-6421	043-275-6318	kodomokatei.HAN@
	社会援護課	043-275-6471	043-275-6904	shakaiengo.HAN@
稲毛保健福祉センター 〒263-8550 稲毛区穴川４－１２－４	高齢障害支援課	043-284-6140	043-284-6193	koreishogai.INA@
	介護保険室	043-284-6242		
	健康課	043-284-6495	043-284-6496	kenko.INA@
	こども家庭課	043-284-6137	043-284-6182	kodomokatei.INA@
	社会援護課	043-284-6142	043-284-6153	shakaiengo.INA@
若葉保健福祉センター 〒264-8550 若葉区貝塚２－１９－１	高齢障害支援課	043-233-8154	043-233-8251	koreishogai.WAK@
	介護保険室	043-233-8264		
	健康課	043-233-8715	043-233-8198	kenko.WAK@
	こども家庭課	043-233-8150	043-233-8178	kodomokatei.WAK@
	社会援護第一課	043-233-8156	043-233-8170	shakaiengo1.WAK@
	社会援護第二課	043-233-8158		shakaiengo2.WAK@
緑保健福祉センター 〒266-8550 緑区鎌取町２２６－１	高齢障害支援課	043-292-8150	043-292-8276	koreishogai.MID@
	介護保険室	043-292-9491		
	健康課	043-292-5066	043-292-1804	kenko.MID@
	こども家庭課	043-292-8137	043-292-8284	kodomokatei.MID@
	社会援護課	043-292-8152	043-292-8162	shakaiengo.MID@
美浜保健福祉センター 〒261-8581 美浜区真砂５－１５－２	高齢障害支援課	043-270-3154	043-270-3281	koreishogai.MIH@
	介護保険室	043-270-4073		
	健康課	043-270-2287	043-270-2065	kenko.MIH@
	こども家庭課	043-270-3150	043-270-3291	kodomokatei.MIH@
	社会援護課	043-270-3149	043-270-3195	shakaiengo.MIH@

名称・所在地		電　話	ＦＡＸ	Ｅメールアドレス @ 以降は共通 @city.chiba.lg.jp
千葉市役所障害者自立支援課 〒 260-8722 中央区千葉港１－１　高層棟９階	企画班	043-245-5175	043-245-5549	shogaijiritsu.HWS@
	給付班	043-245-5173		
千葉市役所障害福祉サービス課 〒 260-8722 中央区千葉港１－１　高層棟９階	指導班	043-245-5227	043-245-5630	shogaifukushi.HWS@
	施設支援班	043-245-5174		
	地域支援班	043-245-5228		
千葉市役所精神保健福祉課 〒 261-8755 美浜区幸町１－３－９ 千葉市総合保健医療センター２階	精神保健福祉班	043-238-9980	043-238-9991	seishinhoken.HWS@
	通報対応班	043-238-9929		
千葉市障害者相談センター 〒 260-0844 中央区千葉寺町１２０８－２ 千葉市ハーモニープラザ１階		043-209-8823	043-209-8826	shogaishasodan.HWS@
千葉市東部児童相談所 〒 261-0003 美浜区高浜３－２－３		043-277-8820	043-278-4371	jidosodan.ECG@
千葉市西部児童相談所 〒 261-0003 美浜区高浜３－２－３		043-277-8821		jidosodan.WCG@
千葉市こころの健康センター 〒 261-0003 美浜区高浜２－１－１６		043-204-1582	043-204-1584	kokoronokenko.HWS@
千葉市療育センター 〒 261-0003 美浜区高浜４－８－３ 043-279-1141（代）	療育相談所	043-216-2401	043-277-0220	—
	すぎのこルーム	043-216-2409		
	やまびこルーム	043-306-5106		
	いずみの家	043-216-2465	043-270-1557	
	相談支援事業所ぱれっと	043-279-4311	043-279-4300	
	発達障害者支援センター	043-303-6088	043-279-1353	
千葉市療育センターふれあいの家 〒 261-0003 美浜区高浜３－３－１		043-216-5130	043-277-0291	—
千葉市障害者福祉センター 〒 260-0844 中央区千葉寺町１２０８－２ 千葉市ハーモニープラザ１階		043-209-8779	043-209-8782	—

地域による避難行動要支援者支援体制構築の紹介

町内自治会や自主防災組織、民生委員、ボランティアなど地域が一体となり、災害発生時の安否確認の方法などについて、特色ある取組みを行っています。

地域での取組みの一例

■「無事ですタオル」による安否確認
（黒砂北部自治会防災会）

災害発生時に、無事なら玄関にタオルをかけておく決まりです。このタオルにより、安否確認が一目でできます。

■問い合わせ先

中央区地域づくり支援課	043-221-2169
花見川区地域づくり支援課	043-275-6224
稲毛区地域づくり支援課	043-284-6107
若葉区地域づくり支援課	043-233-8124
緑区地域づくり支援課	043-292-8107
美浜区地域づくり支援課	043-270-3124
防災対策課	043-245-5113

■避難行動要支援者のための「見守りカード」作成
（千城台東町自治会）

見守りカードには緊急時の連絡先や医療情報が書かれています。

見守りカードは、どの家庭にもあり目立つ冷蔵庫の上段に入れる決まりで、災害発生時に避難行動要支援者の支援を行う際に役立てます。

大規模災害に備え、オストメイト用装具を預かります

地震などの大規模災害時において、自宅の倒壊等により、オストメイト（人工肛門、人工膀胱の造設者）が、普段から備蓄しているストマ装具を使用できなくなることが想定されます。

これらの事態に備え、千葉市では、オストメイトが日常的に使用しているストマ装具を預かり、保管することで、災害時においても、オストメイトが安心して日常生活を送れるようにします。

- **対 象 者**　千葉市に居住し、日常的にストマ装具を使用している方で原則として、身体障害者手帳を所持する方。
- **保管場所**　お住いの区の保健福祉センター高齢障害支援課

手続き方法等の詳細は、千葉市ホームページ（「千葉市　オストメイト用装具」と検索）をご覧いただくか、以下までお問い合わせください。

- 各区の保健福祉センター高齢障害支援課：電話・ＦＡＸ　８頁参照
- 障害者自立支援課：電話０４３－２４５－５１７５　ＦＡＸ０４３－２４５－５５４９

大地震の発生に備え
家具や冷蔵庫などの固定を支援します!

千葉市では、地震発生時に室内での被害を防ぎ、また、安全な避難経路を確保するため、転倒防止金具の取り付けを取付事業者に依頼し、施工した場合、その費用の一部を助成しています。

◆対象となる方

市内に住所を有する次のいずれかに該当する世帯のうち、自ら転倒防止金具を取り付けることが困難な方

(1) 65歳以上の高齢者のみの世帯
(2) 65歳以上の高齢者及び20歳未満の者のみの世帯
(3) 65歳以上の高齢者及び重度障害者のみの世帯
(4) 重度障害者のみの世帯
(5) 重度障害者及び20歳未満の者のみの世帯

※申請前に転倒防止金具を取り付けた場合には対象になりません。
※助成は1世帯で1回限りです。

重度障害者

- 身体障害者手帳1～2級
- 療育手帳Ⓐ～Aの2
- 精神障害者保健福祉手帳1級

◆助成制度の内容について

次の (1) ～ (2) の合算額を助成します

(1) 出 張 料　5,000円を上限
(2) 取付費用　家具1台あたり500円を上限 (5台まで)

※ 金具代及び助成額を超えた場合の差額は利用者負担となります。

<対象となる家具など>

タンス･食器棚等の家具、冷蔵庫･テレビ等の電化製品及び床置型の大型楽器など

<転倒防止金具など>

L字金具、チェーン式金具など、家具等の転倒を防止するための器具
(つっぱり棒、下敷きマットは対象外です)
※家具や金具が対象になるか不安な方は、お住まいの区の高齢障害支援課に事前にお問い合わせください。

◆申請方法

(1) 利用者は、家具転倒防止対策事業取付事業者一覧の中から事業者を選び、家具転倒防止金具の取り付けにかかる費用の見積書を依頼します。
(2) お住まいの区の高齢障害支援課へ 下記「申請に必要な書類」を提出します。
(3) 助成が決定した場合は、区高齢障害支援課から決定通知書及び助成券を利用者へ郵送します。
(4) 取付事業者による金具の取り付け後、利用者は取付事業者へ助成券を手渡すとともに、利用者負担額がある場合は、取付事業者に直接お支払ください。

◆申請に必要な書類

(1) 家具転倒防止対策事業助成申請書
(2) 同意書
(3) 取付事業者が作成した見積書 (取付事業者は一覧表の中からお選びください)

千葉市家具転倒防止対策事業取付事業者一覧

2023 年 3 月 31 日現在

No.	事業者名	住　　所	電話番号	ＦＡＸ
1	Ｋａｉｇｏ　Ｂａｎｋ㈱	千葉市中央区川戸町 386 － 1	043-228-6511	043-228-6512
	（営業所）	千葉市緑区東山科町 14 － 32	043-228-6511	043-228-6512
2	孝和建商㈱	千葉市中央区汐見丘町 16 － 12	043-245-4111	043-244-9550
3	アフリスペック一級建築士事務所	千葉市中央区末広 3 － 18 － 1	043-400-2669	043-332-7869
4	㈱千葉住宅サービス社	千葉市中央区本千葉町 10 － 23	043-224-4141	043-224-7817
5	㈱カラカマ工務店	千葉市中央区川戸町 431	043-264-1052	043-264-1162
6	㈱タイズ	千葉市花見川区作新台 6-15-12-202	043-216-9341	043-216-9393
7	㈱大栄工務店	千葉市花見川区幕張町 2 － 1018 － 2	043-273-7720	043-271-4311
8	㈲丸七立川工務店	千葉市花見川区幕張町 4 － 800 － 3	043-273-8782	043-273-1046
9	㈲カノン	千葉市花見川区瑞穂 1 － 11 － 21	043-273-9888	043-273-9777
10	㈱マツカワ住器	千葉市稲毛区小仲台 7 － 9 － 5 ＡＫビル	043-284-4126	043-284-4203
11	㈱トータルハウジング	千葉市稲毛区山王町 417 － 1	043-422-3701	043-422-3746
	（営業所）	千葉市稲毛区山王町 119 － 12	043-422-3701	043-422-3746
12	千葉土建一般労働組合 千葉支部	千葉市稲毛区天台 5 － 24 － 8	043-290-0005	043-290-0050
13	㈱アルファーリフォーム	千葉市稲毛区緑町 1 － 6 － 11	043-242-7131	043-242-7130
14	㈲スズユウ工務店	千葉市若葉区大宮町 2841 － 1	043-233-6090	043-231-0097
15	かしの木建設㈱	千葉市若葉区千城台西 2 － 2 － 5	043-237-1886	043-237-4331
16	㈲三希工房	千葉市緑区おゆみ野 5-32-11-105	043-291-7422	043-292-3566
17	㈱ケアグリーン	千葉市美浜区真砂 1 － 9 － 13	043-270-7711	043-270-7712
18	㈱サンキコーポレーション	千葉市美浜区真砂 2 － 10 － 7	043-278-2133	043-278-2199

※事業者によっては一部地域の対応が困難な場合もあります。
　対応可能な地域については、直接事業者にお問い合わせください。

障害者に関するマーク②

名称	概要等
【ほじょ犬マーク】	身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。 身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことをいいます。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは、障害者差別に当たります。 **問合せ先** **厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室** **TEL：03-5253-1111 ㈹　FAX：03-3503-1237**
【オストメイトマーク】	オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障害のある障害者のことをいいます。 このマークは、オストメイトである事と、オストメイトの為の設備（オストメイト対応のトイレ）があることを表しています。 **問合せ先** **公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団** **TEL：03-3221-6673　FAX：03-3221-6674**
【ハートプラスマーク】	身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある人を表しています。 **問合せ先** **特定非営利活動法人ハート・プラスの会** **メール：info@heartplus.org** **TEL：186-080-4824-9928**
【障害者雇用支援マーク】	公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。 ※実際に付与されるマークには、通し番号があります。 **問合せ先** **公益財団法人ソーシャルサービス協会 IT センター** **TEL：052-218-2154　FAX：052-218-2155**
【「白杖ＳＯＳシグナル」普及啓発シンボルマーク】	白杖を頭上 50cm 程度に掲げてＳＯＳのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖ＳＯＳシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。 白杖によるＳＯＳのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。 **問合せ先** **岐阜市福祉部福祉事務所　障がい福祉課** **http://www.city.gifu.lg.jp/21102.htm** **TEL：058-214-2138　FAX：058-265-7613**

これらのマークを見かけたら、ご理解とご協力をお願いします。

※巻頭にも障害者に関するマークの紹介がありますので、ご覧ください。

障害者福祉のあんない（２０２３年度版）

編集・発行　千葉市保健福祉局高齢障害部　障害者自立支援課
〒 260-8722　千葉市中央区千葉港１－１高層棟９階
電　話　043-245-5175
ＦＡＸ　043-245-5549
メール　shogaijiritsu.HWS@city.chiba.lg.jp

各保健福祉センターの案内図

中央保健福祉センター

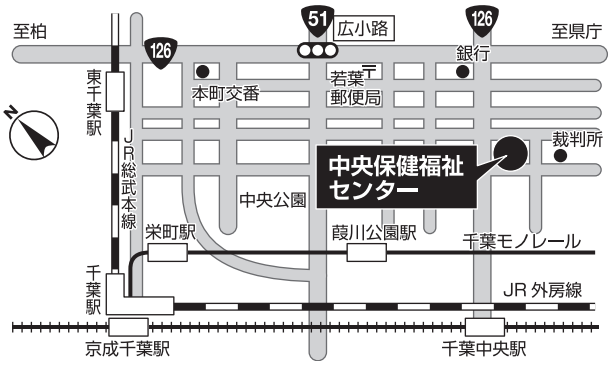

【交通】モノレール「葭川公園駅」下車徒歩４分
バス停「中央三丁目」下車徒歩１分

若葉保健福祉センター

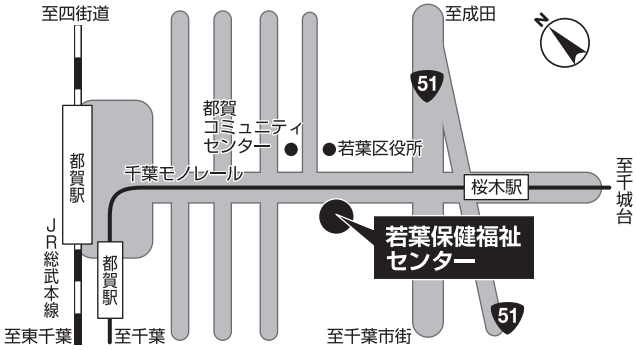

【交通】バス停「若葉区役所」下車徒歩１分
ＪＲ「都賀駅」下車徒歩 10 分

花見川保健福祉センター

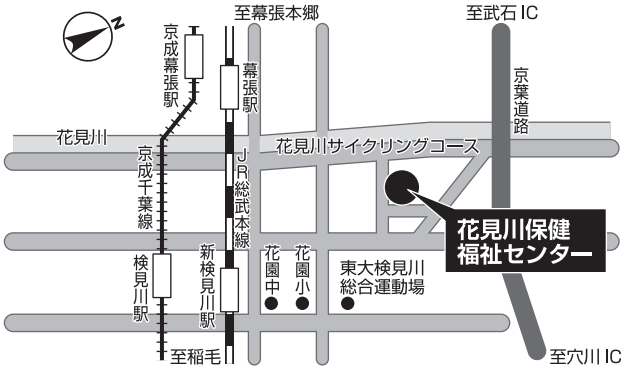

【交通】バス停「花見川区役所」下車徒歩１分

緑保健福祉センター

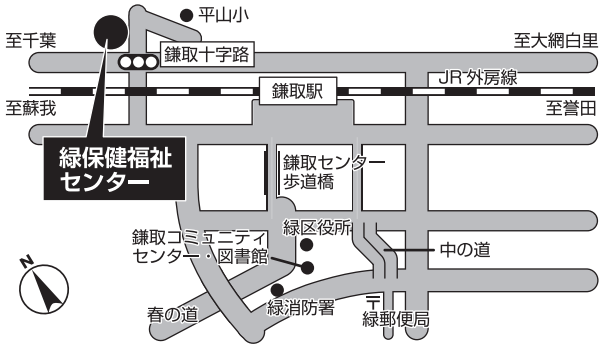

【交通】バス停「鎌取市営住宅」下車徒歩１分
ＪＲ「鎌取駅」下車徒歩８分

稲毛保健福祉センター

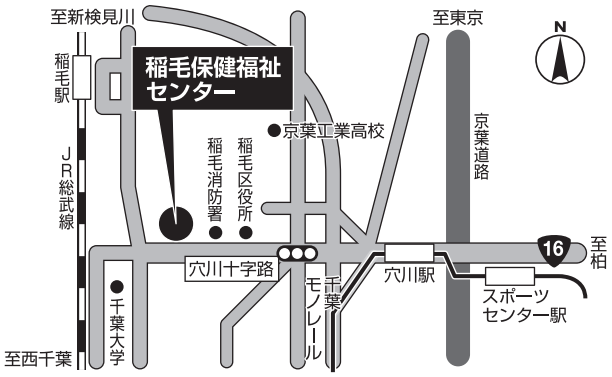

【交通】バス停「稲毛区役所」下車徒歩１分

美浜保健福祉センター

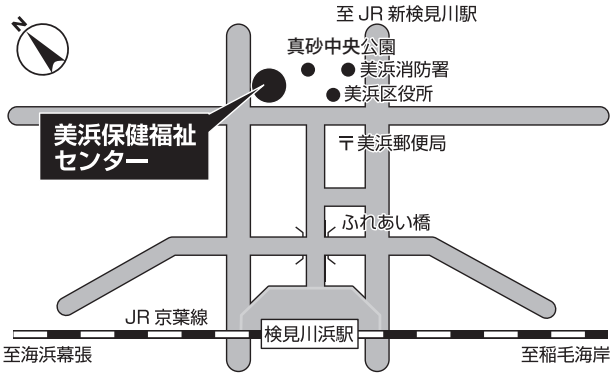

【交通】ＪＲ「検見川浜駅」下車徒歩８分